

2016年3月

発行登録追補目論見書
(無登録格付に関する説明書を含む)

Morgan Stanley

モルガン・スタンレー
(Morgan Stanley)

モルガン・スタンレー 2026年4月10日満期
インド・ルピー建ゼロクーポン社債 (円貨決済型)

- 売 出 人 -

エイチ・エス証券株式会社

1. モルガン・スタンレー2026年4月10日満期 インド・ルピー建ゼロクーポン社債（円貨決済型）（「本社債」）は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はありません。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売しまたは売付けをすることはできません。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有します。
2. 本社債の償還金額は、一定の期日における円／インド・ルピー間の外国為替レートにより決定されますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
3. この特記事項の直後に挿入される「無登録格付に関する説明書」は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

<ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moody.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年2月19日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

<スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「レーティングズ・サービスズ」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスズは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスズは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年2月19日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

<フィッチ・レーティングス>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成26年2月19日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 26-外32-43

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月11日

【会社名】 モルガン・スタンレー
(Morgan Stanley)

【代表者の役職氏名】 授権署名者 金森 保道
(Yasumichi Kanamori, Authorized Signatory)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州
ニューヨーク、ブロードウェイ1585
(1585 Broadway, New York, New York
10036, U. S. A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 瀧 澤 信 也
同 関 彩 香
同 先 山 雅 規

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 247,000,000インド・ルピー（円貨額414,960,000円）
（円貨額は、2016年3月9日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1インド・ルピー＝1.68円を換算レートとして計算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年9月30日
効力発生日	平成26年10月8日
有効期限	平成28年10月7日
発行登録番号	26-外32
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,800億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
26-外32-1	平成26年11月11日	425,000,000円		
26-外32-2	平成26年11月11日	435,537,742円		
26-外32-3	平成26年11月14日	20,727,000,000円		
26-外32-4	平成26年11月14日	30,000,000,000円		
26-外32-5	平成26年11月28日	681,000,000円		
26-外32-6	平成26年11月28日	400,000,000円		
26-外32-7	平成26年12月8日	510,000,000円		
26-外32-8	平成26年12月10日	29,509,000,000円		
26-外32-9	平成26年12月10日	18,535,000,000円		
26-外32-10	平成27年1月30日	482,500,000円		
26-外32-11	平成27年2月9日	350,000,000円		
26-外32-12	平成27年2月9日	221,638,681円		
26-外32-13	平成27年2月13日	39,473,000,000円		
26-外32-14	平成27年2月13日	4,234,000,000円		
26-外32-15	平成27年3月9日	1,303,000,000円		
26-外32-16	平成27年3月10日	350,000,000円		
26-外32-17	平成27年3月10日	182,690,112円		
26-外32-18	平成27年3月24日	38,854,000,000円		
26-外32-19	平成27年3月24日	17,038,000,000円		
26-外32-20	平成27年3月26日	779,000,000円		
26-外32-21	平成27年3月26日	1,644,000,000円	該当事項なし	該当事項なし
26-外32-22	平成27年5月19日	30,548,000,000円		
26-外32-23	平成27年5月19日	16,330,000,000円		
26-外32-24	平成27年5月27日	410,000,000円		
26-外32-25	平成27年6月23日	18,410,000,000円		
26-外32-26	平成27年6月23日	14,564,000,000円		
26-外32-27	平成27年7月3日	390,000,000円		
26-外32-28	平成27年7月31日	292,300,000円		
26-外32-29	平成27年8月12日	4,650,000,000円		
26-外32-30	平成27年8月12日	1,908,000,000円		
26-外32-31	平成27年8月31日	677,100,000円		
26-外32-32	平成27年9月8日	3,409,000,000円		
26-外32-33	平成27年9月8日	3,779,000,000円		
26-外32-34	平成27年11月13日	9,178,000,000円		
26-外32-35	平成27年11月13日	8,980,000,000円		
26-外32-36	平成27年11月17日	4,257,710,391円		
26-外32-37	平成27年12月7日	7,854,000,000円		
26-外32-38	平成27年12月7日	5,891,000,000円		
26-外32-39	平成27年12月11日	4,268,474,555円		
26-外32-40	平成28年2月16日	3,108,000,000円		

26-外32-41	平成28年 2月16日	29,172,000,000円		
実績合計額		374,210,951,481円	減額総額	0円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 405,789,048,519円

（注1）モルガン・スタンレーは「モルガン・スタンレー2026年3月18日満期 ブラジルリアル建ゼロクーポン社債（円貨決済型）」（売出総額28,272,000ブラジルリアル（円貨額841,092,000円））の売出しを行うために、平成28年3月10日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号 26-外32-42）を関東財務局長に提出したが、平成28年3月18日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しが完了していないため、上記金額を上記の実績合計額欄に加算し、また、上記の【残額】から控除することはしていない。

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

目 次

第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
(1)【売出社債（短期社債を除く。）】	1
2【売出しの条件】	2
第3【第三者割当の場合の特記事項】	9
第4【その他の記載事項】	9
第二部【公開買付けに関する情報】	10
第1【公開買付けの概要】	10
第2【統合財務情報】	10
第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】	10
第三部【参照情報】	10
第1【参照書類】	10
1【有価証券報告書及びその添付書類】	10
2【四半期報告書又は半期報告書】	10
3【臨時報告書】	10
4【外国会社報告書及びその補足書類】	10
5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】	10
6【外国会社臨時報告書】	10
7【訂正報告書】	11
第2【参照書類の補完情報】	11
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	14
第四部【保証会社等の情報】	15
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面に記載された事項	16
2014年度有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実	18
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	105

第一部【証券情報】

(注) 本書中に別段の表示がある場合を除き、「インド・ルピー」または「ルピー」はすべてインドの法定通貨を、「米ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を指す。

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	モルガン・スタンレー2026年4月10日満期 インド・ルピー建ゼロクーポン社債 (円貨決済型) (別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。)		
売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	500,000,000インド・ルピー	売出価額の総額	247,000,000インド・ルピー
売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称	東京都新宿区西新宿6-8-1 エイチ・エス証券株式会社 (以下「売出人」という。)		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	500,000インド・ルピー
利 率	該当事項なし		
利 払 日	該当事項なし		
満 期 日	2026年4月10日とし、修正翌営業日規則に従う。(注)		

摘要

- (1) 本社債は、社債（シリーズAおよびシリーズB）、ワラントおよび券面発行レギュレーションSプログラム（「本プログラム」）に基づきユーロ市場で発行され、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーがこれを引き受ける。本社債は上場されない。
- (2) 本社債について、発行会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付は付けない。本発行登録追補書類の日付現在、発行会社の長期債務は、スタンダード・アンド・プアーズ（「S&P」）からBBB+格、フィッチレーティングス（「フィッチ」）からA格、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（「ムーディーズ」）からA3格および株式会社格付投資情報センターからA-格の格付を付与されている。

S&P、フィッチおよびムーディーズは金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者ではないが、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.com/>

ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered) に掲載されている「格付の前提・意義・限界」、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (http://www.fitchratings.co.jp/web) の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」の「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ (ムーディーズ日本語ホームページ (https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx) の「信用格付事業」のページ) にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

- (3) 本社債は銀行預金ではなく、連邦預金保険公社または他の政府機関による保険を受けておらず、また、本社債は銀行の債務ではなく、銀行による保証は付されていない。

(注) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする（翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする）ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、ニューヨーク市、ロンドンまたはムンバイにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。

2【売出しの条件】

売 出 価 格	額面の49.40%
申 込 期 間	2016年3月14日より2016年4月8日まで
申 込 単 位	額面500,000インド・ルピー単位 (注)
申 込 証 拠 金	なし
申 込 受 付 場 所	売出人の日本国内の本店、各支店および各営業部店
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名 又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし

摘要

- (1) 本社債は2016年4月11日にユーロ市場で発行され、2016年4月12日に日本で受渡しが行われる。
- (2) 本社債の購入および払込みは、本社債の購入者と売出人の間で締結される外国証券取引口座約款に従って行われる。同約款を締結していない購入者は、締結しなければならない。証券が外国証券取引口座により購入される場合には、外国証券取引口座約款に従い本社債の券面は交付されない。
- (3) 本社債は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はない。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出しまたは売付けをすることはできない。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。

(注1) 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、日本円にて本社債の払込みを行う。

売出社債のその他の主要な要項

本社債は、信託証書（下記において定義する。）に従いモルガン・スタンレー（「発行会社」）が発行する社債の1シリーズである。

本社債は、モルガン・スタンレーと受託会社としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（「受託会社」）の間で2000年11月15日付で締結された上位債務に係る信託証書（その後随時の補足を含み、以下「信託証書」という。）に基づき発行される。

以下に本社債の要項（「社債要項」）を記載する。

1. 様式、単位および権利

1.1 様式および権利

本社債は記名式で発行され、利札は付されない。

本社債は包括記名様式で発行され、利札は付されない（「包括記名社債」）。本社債の全部または一部の実質所有者は、30日以上前の書面による通知を関連する決済機関を通じて主支払代理人に交付することにより、自らが保有する本社債に対する持分の全部を、利札のない、個別に券面が発行される記名式の本社債（「個別記名社債」）に交換することができる。

記名社債は額面500,000インド・ルピー（「額面金額」）で発行される。

1.2 保有

受託会社および発行会社または受託会社の代理人は、あらゆる目的において、本社債の登録名義人をその所有者とみなすことができ（本社債につき期限が経過しているか否かを問わない。）、発行会社、受託会社および当該代理人のいずれも、別段の通知により影響されない。

1.3 譲渡および交換

包括記名社債は、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグおよび/またはその他の関連する決済機関の預託機関または共同預託機関がこれを保有する。包括記名社債においては、当該預託機関またはそのノミニーが保有者として記載される。決済機関は、各投資家が自己の取引ブローカー/ディーラー、銀行、信託会社またはその他の代理人において維持する口座を通じて、当該投資家の当該社債の実質所有権を反映する電子システムを維持する。包括記名社債に対する持分の譲渡手続は、当該決済機関が採用する手続による。

個別記名社債の保有者は、ロンドン市内の主支払代理人の事務所において、または発行会社がかかる目的のために指定する代理人の事務所において、譲渡の登録のために当該社債を呈示することができる。本社債の譲渡の登録に手数料は課されないが、発行会社は譲渡の登録に伴う公租公課を賄うに足る金額の支払を要求することができる。本社債の譲渡の登録は、信託証書の条項および信託証書に基づき決定される手続に準拠する。

2. 地位

本社債および本社債に基づく発行会社のすべての債務は、発行会社の直接かつ無担保の債務を構成し、それらの間に優劣はなく、発行会社の他のあらゆる既存および将来の無担保非劣後債務と同順位である（ただし、倒産による清算の場合は、一定の法律上の例外に従う。）。

3. 利息

本社債には利息は付されない。

4. 償還および買入れ

4.1 約定償還

本社債は、従前に償還、買入れまたは消却が行われていない限り、社債要項第5項（支払）の定めに従い2026年4月10日（「満期日」）に額面で償還される。最終償還金額は、該当する評価日における決済レートに基づき、決定代理人により以下の算式に従って換算される円貨額によって支払われる（ただし、1円未満を四捨五入するものとする。）。

$$\text{最終償還金額の円貨額} = 500,000 \text{インド・ルピー} \times \text{決済レート}$$

本項において、

「営業日」とは、(i)ニューヨーク市、(ii)ロンドン、(iii)東京および(iv)ムンバイにおいて商業銀行が営業（外国為替市場の市場慣行に基づく為替取引を含む。）を行う日を行い、想定外休日は考慮しない。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社およびその承継人をいう。

「通貨営業日」とは、想定外休日を考慮せず、ムンバイにおいて商業銀行が営業（外国為替市場の市場慣行に従った外国為替取引を含む。）を行う日をいう。

「INR01」とは、2通貨営業日後の決済のために、当該日の午後1時30分（ムンバイ標準時間）またはその後可能な限り早期に、インド準備銀行により報告され、米ドル/インド・ルピー参照情報源に表示される、インド・ルピー/米ドル参照レート（1米ドル当たりのインド・ルピーの値で表される。）を意味する。

「決済レート」とは、評価日に関して、米ドル/円参照レートを米ドル/インド・ルピー参照レートで除して算出される、計算代理人が決定するインド・ルピー/円参照レートをいう。当該レート（1ルピー当たりの円貨額で示される。）は、小数点以下第5位を四捨五入する。

「想定外休日」とは、評価日に関して、当該評価日が通貨営業日でなく、かつ、市場が、評価日の2通貨営業日前の午前9時（ムンバイの現地時間）までに、（公的発表またはその他の公表された情報を参照することにより）非通貨営業日であるという事実を認識していなかった日をいう。

「米ドル/インド・ルピー参照レート」とは、評価日に関するINR01を意味する。ただし、(i)米ドル/インド・ルピー参照情報源に同日における当該レートが表示されない場合、(ii)同日が想定外休日に該当する場合、または(iii)計算代理人が、米ドル/インド・ルピー参照情報源に表示されたレートが明らかに誤っている旨を誠実に判断した場合、米ドル/インド・ルピー参照レートは、関連するとみなす情報を考慮の上、計算代理人が誠実に決定する。

「米ドル/インド・ルピー参照情報源」とは、ロイターのページ“RBIB”（またはかかるスポット為替レートを表示する承継ページ）をいう。

「米ドル/円参照レート」とは、評価日の午後3時30分（東京標準時間）の時点において、米ドル/円参照情報源に表示される円/米ドルビッド・スポット外国為替レートを意味する。

評価日において、(i)米ドル/円参照情報源に同日における当該レートが表示されない場合、(ii)同日が想定外休日に該当する場合、または(iii)計算代理人が、米ドル/円参照情報源に表示されたレートが明らかに誤っている旨を誠実に判断した場合、米ドル/円参照レートは、商業上合理的に行為する計算代理人がその単独の裁量において決定する。

「米ドル/円参照情報源」とは、ロイターのページ“TKFE2”（またはかかるスポット為替レートを表示する承継ページ）をいう。

「評価日」とは、満期日の5営業日前の日をいい、該当の日が営業日でない場合は、前営業日に繰り上げられる。

4.2 買入れ

発行会社は、本社債を公開市場その他を通じて任意の価格で買入れることができる。発行会社が買入れた本社債は、発行会社の裁量によりこれを保有し、再販売または消却のために受託会社に引き渡すことができる。

5. 支払

5.1 支払

主支払代理人またはその他の支払代理人は、包括記名社債の元本、割増金および/または補足支払金（もしあれば）を、共同預託機関を通じて、包括記名社債のうちその計算において保有されている部分に係る関連決済機関に支払う。

関連決済機関は、満期時、償還時または返済時に、受領した元本、割増金および/または補足支払金（もしあれば）を、支払期日前の決済機関営業日の営業終了時において決済機関の登録簿に記載されている包括記名社債の実質所有者の各口座に振り込む。「決済機関営業日」とは、包括記名社債を保有する各決済機関が営業を行っている日をいう。包括記名社債の元本、割増金および/または補足支払金（もしあれば）は、適用ある法令に従い、即時利用可能資金にて関連決済機関に支払われる。

主支払代理人またはその他の支払代理人は、満期時、償還時または返済時に、個別記名社債が呈示された場合に限り、その元本、割増金および/または補足支払金（もしあれば）を支払う。

5.2 支払日が営業日に当たらない場合

満期日または償還日もしくは返済日が営業日でない場合、発行会社は元本、割増金および/または補足支払金（もしあれば）を翌営業日に支払うことができる。

5.3 通貨の利用不能

発行会社が、本社債の元本ならびに割増金、利息および/または補足支払金（もしあれば）の支払に当たって指定通貨（本第5.3項においては日本円を指す。以下同じ。）を利用できない場合がある。かかる事態は、為替管理の発動その他発行会社の制御を超える状況によるか、または指定通貨の発行国政府が当該通貨の使用を中止し、もしくは国際的な銀行業界における公共の機関が取引の決済にこれを用いなくなったことにより生じる可能性がある。指定通貨が利用できない場合、発行会社は、支払日において、当該支払日または直近の実施可能な日付の市場為替相場に基づき米ドル建てで支払を行うことにより、社債権者に対する義務を充足することができる。当該時点においてかかる特定の支払通貨についてこの相場が入

手できないか、公表されない場合、市場為替相場は、当該支払日の2営業日前のニューヨーク市時間午前11時頃に、相場提示ディーラーが、

- (i) 支払日における決済のため、指定通貨を米ドルで、
- (ii) かかる本社債の保有者または実質所有者に支払うべき指定通貨の金額の合計において、かつ、
- (iii) 該当のディーラーが契約履行を約する条件で

購入するために、為替相場決定代理人が公認の外国為替ディーラー3社から受領する、ニューヨーク市における買い気配値の最高値を基礎とする。

かかる買い気配値が入手できない場合、為替相場決定代理人は、その単独の裁量により、市場為替相場を決定することができる。為替相場決定代理人による一切の決定は、明白な誤りのない限り、あらゆる目的において確定的であり、発行会社および社債権者に対して拘束力を有する。プライシングサプリメントに別段注記される場合を除き、発行会社の関連会社であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが為替相場決定代理人を務める。為替相場決定代理人がモルガン・スタンレーの関連会社でない場合は、相場提示ディーラーの1社がこれを務める場合がある。

なお、必要な支払が利用不能な指定通貨建てである場合、市場為替相場に基づき米ドル建てで支払が行われても、信託証書に定める期限の利益喪失事由とはならない。

上記の規定は、指定通貨がユーロに代替されたために利用不能となった場合には適用されない。ユーロが指定通貨を代替した場合、発行会社は、その選択により、その影響を受ける本社債の保有者の同意を得ることなく、欧州共同体設立条約（その後の改正を含む。）に従って、またはこれを理由として講じられる法的に適用される手段に適合した方法で、指定通貨建ての本社債の元本、割増金（もしあれば）または利息（もしあれば）を、指定通貨に代えてユーロで支払うことができる（または、適用法により求められる場合はユーロで支払う。）。必要な支払が利用不能な指定通貨建てである場合、上述した米ドルまたはユーロ建てで支払が行われても、信託証書に定める期限の利益喪失事由とはならない。

本項において、

「市場為替相場」とは、ニューヨークの連邦準備銀行が公表する、本社債の券面に表示される指定通貨の電信為替に係る、ニューヨーク市における正午の米ドル買い相場をいう。

6. 課税

6.1 米国の租税

本社債に係る支払は、米国もしくはその行政上の下部組織またはこれらの課税当局もしくは課税機関によってまたはこれを代理して課される現在または将来の租税のためのまたはこれを理由とする源泉徴収または控除なく行われる。ただし、法律または外国口座税務コンプライアンス法に基づき公租公課の源泉徴収または控除が求められる場合はこの限りではない。発行会社による記名社債に係る支払の場合は、米国人以外の記名社債の実質所有者（または米国人以外の実質所有者に代わって記名社債を保有する金融機関）は、現行の適用法により、通常、実質所有者が偽証した場合は罪に問われることを了解したうえで自らが米国人でないことを証する、適切な米国内国歳入庁（「IRS」）様式W-8BENまたはW-8BEN-Eを提出することにより、一定の税務上の本人確認・証明規則を遵守することを要求される。

6.2 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決め、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iii) 日本国の居住者である個人に関し、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

- (iv) 本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、原則として日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

7. 期限の利益喪失事由

7.1 期限の利益喪失事由

本社債について「期限の利益喪失事由」という場合は、発生し、継続している以下の各事由をいう（当該期限の利益喪失事由の理由を問わず、任意のものか、強制的なものか、法の作用によるものかもしくは裁判所の判決、決定もしくは命令に基づくものか、または行政当局もしくは政府当局の命令、規則もしくは規制によるものかを問わない。）。

- (a) 本社債のいずれかの元本の全部または一部を、満期到来、償還、期限の利益喪失宣言等によりその期限が到来した時点から7日間にわたり支払わなかった場合。
- (b) 発行会社が本社債または信託証書に定める発行会社のその他の誓約または同意事項（本項の別の箇所において、不履行または違反時の対応が明示的に定められている、本社債に関する誓約または保証を除く。）を適式に遵守または履行せず、かつ、かかる不履行について明記し、信託証書に基づく「期限の利益喪失通知」である旨表示され、発行会社にかかる不履行の是正を要求する旨の書面の通知が、受託会社から発行会社に対して、または影響を受ける全シリーズの未償還の本社債の元本総額の25パーセント以上の保有者から発行会社および受託会社に対して、受領証の返送指定付の書留郵便または配達証明付郵便により交付された日から60日間継続する場合。
- (c) 管轄裁判所が、現在もしくは将来において有効な、適用ある破産、支払不能その他類似の法律に基づく債権者の申立において、発行会社の救済判決もしくは救済命令を登録し、または、発行会社もしくは発行会社の財産の実質部分について、財産保全管理人、清算人、譲受人、保管人、管財人、仮差押人（もしくはこれらに準ずる者）を任命する判決もしくは命令を登録し、または発行会社の事業の解散もしくは清算を命ずる判決もしくは命令を登録し、かかる判決または命令が60日間連続して停止されずに有効であり続ける場合。
- (d) 発行会社が、現在もしくは将来において有効な、適用ある破産、支払不能その他類似の法律に基づく債務者の申立手続を開始し、または、当該法律に基づく債権者の申立手続において、救済命令の登録に同意し、または、発行会社もしくは発行会社の財産の実質部分について、財産保全管理人、清算人、譲受人、保管人、管財人、仮差押人（もしくはこれらに準ずる者）の任命もしくはこれらによる所有に同意し、または、債権者の利益のために一括譲渡を行った場合。

7.2 期限の利益喪失に伴う本社債の期限前償還

前項(a)または(b)に定める期限の利益喪失事由（前項(b)に基づく期限の利益喪失事由が、当該時点において未償還の本社債の全シリーズのうち、一部に関係する場合）が発生し、継続している場合は常に、受託会社または本社債の元本総額の25パーセント以上を保有する社債権者（一体となって議決権を行使する。）は、発行会社（および、社債権者が差出人の場合は、受託会社）に書面の通知を交付することにより、本社債の元本の全額について、期限の利益喪失を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該元本および利息は、直ちに支払われるべきものとなる。

前項(b)（前項(b)に基づく期限の利益喪失事由が、当該時点において未償還の本社債の全シリーズに関係する場合）、(c)または(d)に定める期限の利益喪失事由が発生し、継続している場合は常に、受託会社または当該時点で未償還のすべての本社債の元本総額の25パーセント以上を保有する社債権者（一体となって議決権を行使する。）は、発行会社（および、社債権者が差出人の場合は、受託会社）に書面の通知を交付することにより、当該時点において未償還のすべての本社債の元本の全額について、期限の利益喪失を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該元本および利息は、直ちに支払われるべきものとなる。

本社債について期限の利益喪失事由が発生し、継続している場合、本社債の期限の利益喪失に伴い各本社債について履行期の到来を宣言される金額は、計算代理人が決定する円貨額とし、(a)当該本社債の額面金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、
「参照価格」とは、49.40%である。

「償却利回り」とは、年率7.3089%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360) (ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の日数計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360) (ISDA)} = \frac{[360x(Y_2 - Y_1)] + [30x(M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

上記計算式により決定される金額は、期限の利益喪失事由の発生した日（同日を含む。）から本社債の支払期の到来する日の前営業日（同日を含む。）までの日の中から、商業上合理的に行為する計算代理人が誠実に決定する営業日が評価日であるものとして決定される決済レートに基づき計算代理人が決定する円貨額に換算される。

7.3 期限の利益喪失の取消しおよび債務不履行の放棄

一定の状況において、信託証書に定める期限の利益喪失事由の一部または全部（期限の利益喪失により支払期の到来した本社債の元本の不払を除く。）が治癒、放棄またはその他の方法で是正された場合、影響を受ける全シリーズの未償還の本社債の元本金額の過半数に係る保有者（一体となって議決権を行使する。）は、本社債に関する従前の期限の利益喪失の宣言を取り消し、または従前の不履行を放棄することができる。ただし、当該本社債につき、元本または割増金もしくは利息の支払に関して不履行が継続している場合、その支払を放棄することはできない。

8. 時効

8.1 時効

ニューヨーク州法に基づき、本社債に基づく支払に係る請求権は、違反から6年間が経過した後は無効となる。

8.2 未請求の支払

発行会社が支払を行い、受託会社または主支払代理人もしくはその他の支払代理人が保有する、本社債の元本または割増金、利息および／もしくは補足支払金であって、満期到来、償還請求等により支払期が到来した時点から2年間が経過した時点で請求者のいないものについては、以下の取扱いとする。

(i) 受託会社または当該支払代理人は、当該本社債の保有者に対して、かかる金銭は発行会社に返還され、これを請求する者は、返還後は発行会社のみに対して支払を求めることになる旨を通知する。

(ii) かかる金銭は発行会社に返還される。

かかる金銭についての受託会社または当該支払代理人の債務はすべて、かかる返還をもって消滅するが、発行会社が負う可能性のある、本社債の元本、割増金、利息および／または補足支払金の期日における支払義務は何ら制限されない。

9. 本社債の代り券

本社債が汚損、破損、紛失もしくは盗失した場合または破損、紛失もしくは盗失したと推測される場合には、発行会社、主支払代理人またはその他の支払代理人および受託会社に対して、当該本社債または当該本社債の破損、紛失もしくは盗失を証する十分な証拠の引渡しと引き換えに、発行会社が保有者の費用負担でその代り券を発行する。いずれの場合も、代り券の発行に先立ち、当該本社債の保有者の費用負担で、発行会社、主支払代理人またはその他の支払代理人および受託会社が満足する補償が要求されることがある。

10. 代理人

発行会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを本社債の主支払代理人に指定している。発行会社はいつでも、米国外において本社債の追加支払代理人を任命することができる。発行会社による当初の代理人の指定は、いつでもこれを撤回することができるが、未償還の本社債が存在する限り、発行会社は、(i)本社債がアイルランド証券取引所の公式上場リストへの登録および同証券取引所のグローバル・エクステンジッド・マーケットでの売買を許可され、アイルランド証券取引所が要求する場合は、ダブリンに、(ii)本社債がスイス証券取引所への上場および同証券取引所のメイン・セグメントでの売買を許可され、(iii)本社債がルクセンブルグ証券取引所への上場および同証券取引所のユーロMTF市場での売買を許可され、ルクセンブルグ証券取引所が要求する場合は、ルクセンブルグに、指定事務所を有する支払代理人を維持しなければならない。発行会社は（必要な場合、実施可能な範囲で）、貯蓄収入への課税に関する欧州連合指令2003/48/ECもしくは2000年11月26日および27日に開催されたECOFIN理事会の決議を実施するその他の指令またはかかる指令を実施もしくは遵守もしくはそれに準拠するために導入される法律に基づき租税の源泉徴収または控除を義務付けられない支払代理人を欧州連合加盟国において維持する。

11. 訴訟の制限および修正

11.1 訴訟の制限

信託証書は、信託証書に基づき発行された本社債の個々の保有者は、以下に定める場合を除き、信託証書に基づき、期限を経過した元利金の支払を求めるもの以外の訴訟を発行会社に対して提起することはできない旨定めている。かかる場合とはすなわち、

- (i) 当該保有者が事前に受託会社に対して不履行の継続を書面により通知し、
- (ii) 該当する各シリーズの本社債のうち当該時点で未償還のもの（一体として扱われる。）の元本総額の25パーセント以上の保有者が、(i)受託会社に対し、当該訴訟を提起するよう要請し、かつ、(ii)受託会社に対して合理的な補償を申し出、
- (iii) 上記要請を受けてから60日間にわたり受託会社が当該訴訟を提起せず、かつ
- (iv) 該当する各シリーズの本社債のうち当該時点で未償還のもの（一体として扱われる。）の元本総額の過半数の保有者が、上記と矛盾する指示を受託会社に対して付与していない場合をいう。

11.2 保有者の同意を要しない修正

発行会社および受託会社は、以下を目的とする場合、社債権者の同意を得ることなく補足信託証書を締結することができる。

- (i) 本社債を担保すること。
- (ii) モルガン・スタンレーの債務を承継する法人による債務引受を証すること。
- (iii) 社債要項第13項の規定に基づく代替発行会社による債務引受を証すること。
- (iv) 受託会社を保護するための誓約事項を追加すること。
- (v) 曖昧性を排除しまたは矛盾を是正すること。
- (vi) あるシリーズの本社債の様式または要項を決定すること。
- (vii) 承継受託会社による任命の受諾を証すること。

11.3 保有者の同意を要する修正

発行会社および受託会社は、当該時点で未償還の、該当する各シリーズの本社債（一体となって議決権を行使する。）の元本総額の過半数以上を有する保有者の同意を得て、信託証書の規定を追加し、または何らかの方法で変更し、もしくは除外し、あるいは当該本社債の保有者の権利を何らかの方法で修正することができる。ただし、以下の変更についてはいずれも、変更により影響を受ける各保有者の同意を得ることなく、未償還の本社債についてこれを行うことはできない。

- (i) 元本の満期を延期すること。
- (ii) 元本金額を減額すること。
- (iii) 利率を引き下げ、または利息の支払時期を延期すること。
- (iv) 償還時において支払われるべき金額を減額すること。
- (v) 元本（当初発行割引に係る金額を含む。）、割増金または利息の支払通貨を変更すること。
- (vi) ある通貨を別の通貨に換算するための規定を修正または変更すること。
- (vii) 期限の利益喪失に伴い支払われるべき当初発行割引証券の金額、または破産において証明可能な金額を減額すること。
- (viii) 社債権者による本社債の発行会社もしくは他の法人の株式その他の有価証券またはその他の財産もしくはその金銭的価値への転換または交換に関する規定を変更すること（ただし、本社債の要項に含まれる希薄化防止規定またはその他同様の調整規定に従う場合を除く。）。
- (ix) 補足支払金の決定に関する規定を変更すること（ただし、本社債の要項に含まれる希薄化防止規定またはその他同様の調整規定に従う場合を除く。）。
- (x) 期限が到来した本社債の支払の履行強制を求める訴訟を提起する権利を損なうこと。
- (xi) 信託証書の変更に必要な社債権者の同意割合を引き下げること。

12. 通知

次文に定める場合を除き、発行会社は、記名社債の保有者に対する通知を、社債登録簿に記載される当該保有者の各住所宛に、料金前払いの第1種郵便により郵送する。発行会社は、もっぱら包括様式で保有されている記名社債の実質所有者に対する通知を、関連決済機関の通常の手続きに従って交付することができ、この場合、発行会社は通知の郵送を行わない。かかる通知は、郵送（または該当するその他の方法による送信）の日付で交付されたものとみなされる。

13. 発行会社の代替

発行会社は、信託証書の変更および発行会社が受託会社と合意するその他の条件に従い、ただし本社債もしくはシリーズまたは本社債に付随する利札（もしあれば）の保有者の同意を得ることなく、当該本社債が発行会社により無条件かつ取消不能の形で保証されることを条件として、当該本社債および信託証書上の主債務者としての発行会社の地位を、子会社に代替させることができる。

代替発行会社により発行される本社債は、当該本社債の元本、割増金、利息および補足支払金（もしあれば）が、満期その他により支払期日が到来した時点で支払われることについて、発行会社による保証に基づき全額無条件で保証されることを条件とする。社債権者は、保証の条件に基づき、発行会社に対して直接訴訟を提起する前に、代替発行会社に対して求償権を行使することを要求されない。

14. 社債権者の表明および承認

各社債権者は、本社債の取得に際して、発行会社に対し次の事項を表明し承認したものとみなされる。

- (i) 発行会社もしくは関連会社、またはこれらの代理人のいずれも、社債権者の受託者として行為しておらず、または本社債に関して投資、税務、会計、法律その他に係る助言を行っておらず、かつ、社債権者およびその顧問は、発行会社または関連会社の連絡（書面によるか口頭によるかを問わず、社外の顧問による意見を含むがこれに限定されない。）につき、(a) 法律、規制、税務、事業、投資、財務、会計その他に係る助言、(b) 本社債に対する投資の推奨、または(c) 本社債に対する投資結果の予想に関する確約または保証（本社債の条件に関する情報および説明は、上記の助言、推奨、確約または保証とはみなされず、かかる投資を行う前に、受領者およびその顧問がこれを独自に確認しなければならない旨了解されている。）として依拠していないこと。
- (ii) 当該社債権者が、(a) 必要とみなした範囲で、自己の任用した法律、規制、税務、事業、投資、財務および会計顧問に助言を求めており、発行会社もしくは関連会社またはそれらの代理人の見解に拠らずに、自己の判断および必要とみなした顧問の助言に基づき独自に投資、ヘッジおよび取引の判断を行っていること、および(b) その条件およびリスクを完全に理解したうえで本社債を取得しており、かかるリスクを引き受ける能力および意思があること。および、
- (iii) 発行会社および／または関連会社は、本社債が関連性を有する有価証券の発行体との間で銀行取引その他の商業的関係を有している場合があり、本社債が関連性を有する有価証券、指数、商品、ファンド持分その他の財産、またはこれらに関連したオプション、先物、デリバティブその他の金融商品の自己勘定取引（発行会社および／または関連会社が単独の裁量において、本社債ならびにその他の発行会社および／または関連会社と第三者の間の取引に係る市場リスクをヘッジするために適切であるとみなす取引を含む。）を行う場合があること、ならびにかかる取引が(a) その価格または水準、また結果的に本社債に基づく支払額に影響を及ぼす場合があることおよび(b) いつでも実行される可能性があること。

15. 準拠法

本社債および信託証書は、ニューヨーク州法に準拠する。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2014年度（自2014年1月1日 至2014年12月31日）平成27年6月5日

関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2015年中（自2015年1月1日 至2015年6月30日）平成27年9月29日

関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」については、発行登録書（訂正を含む。）の「参照書類の補完情報」に記載された事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成28年3月11日）までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等および発行登録書（訂正を含む。）には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（平成28年3月11日）現在においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

「本社債に関するリスク要因」

本社債の価値または利回りは、為替相場および為替管理の影響を受けるおそれがある。

一般的な為替相場および為替管理リスク

本社債が投資家の自国通貨以外の通貨建てである場合、または本社債の支払が当該通貨の価値に連動して行われる場合、本社債に対する投資には重大なリスクを伴う。かかるリスクには、自国通貨と換算対象通貨の間の為替相場に重大な変動が生ずる可能性や、関係政府機関の為替管理が強制または修正される可能性を含む。これらのリスクは一般的に発行会社が制御できない経済上および政治上の事象に左右される。投資家は、本社債が、その居住または事業を営む国の通貨（自国通貨）以外の通貨建てであるか、自国通貨以外で支払われる場合、または本社債の支払が当該通貨の価値に連動して行われる場合の本社債への投資に伴う固有のリスクにつき、財務および法務顧問に相談するべきである。これに該当する本社債への投資は、外貨建取引に精通していない投資家には適切でない。

投資家の投資に対する為替相場の影響

近年、一部通貨間の為替相場は非常に変動的となっており、この変動性は今後も継続するおそれがある。過去における特定の為替相場の変動が、本社債の期間に生ずる変動を示唆するとは限らない。投資家の自国通貨または本社債の支払通貨に対する相場の変動に伴い、本社債の実効利回りがその表面利率を下回り、投資家の自国通貨を基準とした場合、全体として投資家に損失が生じる可能性がある。また、本社債の特定の要項次第では、関連通貨の為替相場が変動することにより、その実効利回りが低下したり、該当する本社債の価値の全部または重要な部分を投資家が喪失したりする結果となる可能性がある。

一部通貨の利用不能性

各国政府は、その時々において、関連する通貨の利用可能性に影響するような為替管理を強制してきており、今後もそのおそれがある。また実際の為替管理が行われていない場合でも、ある有価証券の支払期が到来した時点で、その適用通貨が利用可能でない場合もある。

本社債の流通市場での取引は制限されるおそれがある。

投資予定者は、本社債を満期まで保有する意思を有するべきである。本社債の流通市場の性質および範囲は予測不能であり、本社債については、流通市場がごく少数であるかまたは存在しない場合がある。そのため、本社債を保有しようとする者は、本社債の流動性をリスクとして考慮すべきである。本社債が証券取引所または価格決定システムにおいて上場または気配表示されている場合であっても、かかる事実は同等の本社債が上場または気配表示されていない場合よりも流動性が高くなるまたは低くなることを意味するものではなく、発行会社は上場または気配表示が恒久的に維持されることを保証することはできない。本社債が上場または気配表示されていない場合、本社債の売買にはより大きな困難が伴い、価格情報の透明性にも欠けるおそれがある。

さらに、発行会社は、本社債の一部の発行に関してアイルランド証券取引所の公式上場リストへの登録および同証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットでの売買の許可、スイス証券取引所への上場およびスイス証券取引所のメイン・セグメントでの売買の許可ならびにルクセンブルグ証券取引所への上場およびルクセンブルグ証券取引所のユーロMTF市場での売買の許可、または他の上場機関、証券取引所および／もしくは価格決定システムにおける上場、売買および／もしくは気配表示の許可を申請することがあるが、上場の許可を得るには関連する上場要件が充足されなければならない。また流通市場が存在したとしても、投資家が本社債を容易に売却または取引するだけの十分な流動性を欠くおそれもある。モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよびモルガン・スタンレーの子会社は、随時本社債のマーケットメイクを行いうるが、いずれもこれを要求されるものではない。いずれかの時点でモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよび発行会社の他の子会社がマーケットメイクを行わなくなった場合、本社債に関して流通市場がごく少数となるかまたは存在しなくなるおそれがある。

投資家は株主としての権利を有していない。

投資家は、本社債の所有者として、議決権もしくは配当、利息その他の分配の受領権（適用ある場合）、またはその他の裏付となる有価証券もしくは指数に関する権利を何ら有していない。

為替相場が判決価額に影響を及ぼすおそれがある。

本社債はニューヨーク州法に準拠する。ニューヨーク州の裁判所が外貨建ての有価証券に係る訴訟において判決を登録する場合、当該裁判所は、判決登録日における当該外貨と米ドルの実勢為替相場に基づき判決を米ドル建てで登録するか、または判決を外貨建てで登録したうえで、判決もしくは決定の登録日の実勢為替レートで判決もしくは決定を米ドル額に換算することとなる。

本社債は最終償還日前に償還されるおそれがある。

本社債の特定のトランシェにつきプライシングサプリメントにおいて別段の記載がない限り、現在または将来管轄当局によりまたはこれを代理して課税、課金、徴収、源泉徴収または賦課されるあらゆる種類の税金、租税、賦課金または公租公課について源泉徴収または控除が行われたことにより、発行会社が本社債について負う支払債務の金額が増加することとなった場合、発行会社は社債要項に従い、当該プライシングサプリメントに明記される償還価格にて、発行済未償還である本社債の全部を償還する場合がある。

加えて、本社債の特定のトランシェにつき、本社債が他の一定の状況において発行会社の任意で償還可能であるとプライシングサプリメントに定められる場合、発行会社は、実勢金利が比較的 low となっている時期に本社債の償還を選択することがある。かかる場合、投資家は償還による手取金を、該当の本社債の実効金利と同程度に高い料率で同様の有価証券に再投資できないことがある。

また、本社債の特定のトランシェにつき、任意償還条項を伴うことによりその市場価額が制限されるおそれがある。発行会社が本社債の償還を選択できる時期において、当該本社債の一般的な市場価額は償還可能価格を大幅に上回ることはない。これは償還期間より前についても同様の場合がある。

一定の本社債について何らかの理由により期限前に償還される場合、発行会社が支払う金額は、本社債が満期償還された場合に支払われる金額を下回る場合がある。

また、発行会社に債務不履行事由がある状況において、投資家は発行会社（に対し、当該本社債の期限前償還金額について無担保の請求権を有することになる。

包括様式による本社債

包括記名社債（下記において定義する。）はユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ヴィー（「ユーロクリア」）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（「クリアストリーム・ルクセンブルグ」）ならびに／または適用されるプライシングサプリメントに特定されるその他の決済機関（かかる機関を、以下「関連決済機関」という。）により、またはこれを代理して保有される場合があるため、投資家は、譲渡、支払および発行会社との連絡についてはこれらの機関の手續に依拠しなければならない。

記名式で発行された本社債は、恒久包括記名社債（それぞれ「包括記名社債」）に対する持分によって表章されることがある。この包括記名社債は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグのノミニ名義で登録され、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグを代理して共同預託機関に預託される。

包括記名社債に対する持分は、（場合により）ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの預託機関を含む、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグおよびその直接・間接の参加者が維持する記録に表示され、その譲渡は、かかる記録を通じてのみ有効となる。

本社債が一または複数の包括記名社債により表章されている間、発行会社は関連決済機関による口座保有者への分配を通じて支払を行うことにより本社債に基づく支払義務を履行する。包括記名社債に対する持分の保有者は、関連する本社債に基づく支払の受領に関して、関連決済機関の手續に依拠しなければならない。発行会社は、包括記名社債の受益権に関連する記録の維持、またはかかる受益権との関係で行われた支払につき、一切の責任または義務を負わない。

包括記名社債に対する受益権の保有者は、関連する本社債につき議決権を行使する直接的な権利を有しない。当該保有者は上記に代えて、関連決済機関により、適切な代理人を任命し得るといふ範囲でのみ、権利行使することが認められている。

修正および放棄

本社債の社債要項には、社債権者の一般的な利益に影響を及ぼす事項について検討するための社債権者集会の招集に係る規定が含まれている。同規定により、所定の多数は、当該集会に出席せず議決権を行使しなかった社債権者およびかかる多数意見と反対の議決権行使をした社債権者を含む全社債権者を拘束することが許容される。

法改正

本社債の社債要項は、募集目論見書（Offering Circular）の日付現在のニューヨーク州法に準拠している。募集目論見書の日付以降生ずるおそれのある司法判断またはニューヨーク州法の改正もしくはニューヨーク州の行政実務上の変更による影響については何らの保証も与えることができない。

金融取引税に係るリスク

約定期日以降に、ある適用ある法律または規制（欧州連合を含む各法域において、金融商品の譲渡、発行、変更または償還について支払われるべき税に関する金融取引税制度の導入に係る法律または規制を含むが、これに限定されない。）の採択または改正により、発行会社が、本社債に基づく義務またはそれに関するヘッジ・ポジションに関して、税、譲渡税、関税、印紙税、印紙税準備税、経費または手数料（仲介手数料を除く。）の金額の著しい増加（「追加税」という。）を発行会社またはその関連会社のいずれかが被るまたは被ったと判断した場合、発行会社は、発行会社に課される当該追加税の全額を本社債の保有者に転嫁するために、本社債の社債要項を変更し、当該追加税がなければ本社債について本社債の保有者に対して支払われるべき金額を減額することができる。

税務上考慮すべき事項

一定の投資家について、特別な税務上の考慮が必要な場合がある。投資を行おうとする者は、この投資が税務上意味するところを判断するため、自身の税務顧問に相談するよう推奨される。非米国人保有者は、社債の実質的所有者が必要書類を源泉徴収代理人に提出する場合を除き、米国の源泉徴収課税を課される。法律上租税の源泉徴収または控除が求められる場合、社債に関する支払は適用される源泉徴収税の差引後の純額で行われ、かつ当社は非米国人保有者に対し源泉徴収額に関して追加的な支払を行うことを求められない。

信用リスク

社債権者は、発行会社の信用リスクを負う。信用リスクとは、本社債が資本／元本保証付きであると謳われているかにかかわらず、または本社債の元本、利息その他の支払いの計算方法にかかわらず、発行会社が、かかる本社債に基づく義務を充足できないリスクである。発行会社の格付けには関連する格付会社の独立した意見が反映され、発行会社の信用の質を保証するものではない。

表明

社債権者は、本社債および本社債に関連する募集関連書類のいずれも、インド国内での販売に必要な、インド証券取引委員会、インド証券取引所またはインド会社登記局の承認を受けておらず、これらに登録されていないことを確認する。

社債権者は、自らがインドの居住者（1999年インド外国為替管理法に基づき定義される。）ではない旨、および直接間接を問わず、インド国内で、もしくはインドの居住者に対して、本社債の募集、販売もしくは販売の取決め、募集目論見書、条件書、目論見書、申込書、その他の書類もしくは情報の配付もしくは公表（インターネットを介した当該資料または情報の配布を含む。）、または本社債に関連する勧誘（種類を問わない。）を行わない旨、表明、保証および約束する。

販売の制限

本社債については、インド国内で、またはインドの居住者に対して、募集または販売を行うことはできない。

募集関連書類または本社債に関する資料は、直接間接を問わず、インドの居住者に配布されない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる
要件を満たしていることを示す書面に記載された事項

2014年度有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実

Morgan Stanley

モルガン・スタンレー

2015年度第3四半期決算を発表

- 純収益は 78 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 0.48 ドル
- DVA¹による影響を除いたベースでは、純収益は 73 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 0.34 ドル^{2,3,4}
- 株式の販売およびトレーディングが引き続き堅調; 投資銀行業務では、世界の IPO 引受高で第 1 位、世界の公表ベースの M&A 取扱高で第 2 位⁵
- ウェルス・マネジメント業務の税引前利益率は 23%⁶

[ニューヨーク、2015 年 10 月 19 日] モルガン・スタンレー (NYSE: MS、以下、「モルガン・スタンレー」または「当社」) は本日、2015 年 9 月 30 日をもって終了した第 3 四半期の純収益が前年同期の 89 億ドルに対し、78 億ドルになったと発表した。当四半期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は 10 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 0.48 ドルであり⁷、これに対し、前年同期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は 17 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 0.83 ドルであった⁷。前年度第 3 四半期の業績には、個別の正味税金ベネフィット 237 百万ドル、希薄化後 1 株当たり 0.12 ドルを含んでいた⁸。

DVA による影響を除くと、当四半期の純収益は前年同期の 87 億ドルに対し、73 億ドルであった^{1,4}。DVA による影響と前年同期の個別の正味税金ベネフィットを除くと、モルガン・スタンレーに帰属する純利益は 740 百万ドル (希薄化後 1 株当たり 0.34 ドル)であり、これに対し、前年同期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は 13 億ドル (希薄化後 1 株当たり 0.64 ドル)であった^{3,4}。

人件費は、主に減収により、前年同期の 42 億ドルから 34 億ドルに減少した。人件費以外の費用は、主に訴訟関連の引当金が約 250 百万ドル増加したことにより、前年同期の 25 億ドルから 29 億ドルに増加した。これには、クレジット・デフォルト・スワップに関する反トラスト訴訟の和解に関連した引当金の増加を含む。

当四半期の年率換算した平均普通株主資本利益率は 5.6%、DVA を除いたベースでは 3.9%であった⁹。

全社の業績概要 (単位: 百万ドル)				
	公表ベース		DVAによる影響を除く ⁴	
	純収益	MSIに帰属する純利益 ^(a)	純収益	MSIに帰属する純利益 ^(a)
2015年度第3四半期	\$7,767	\$1,018	\$7,332	\$ 740
2015年度第2四半期	\$9,743	\$1,807	\$9,561	\$1,688
2014年度第3四半期	\$8,907	\$1,693	\$8,692	\$1,556

(a) 2014 年度第 3 四半期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益には、237 百万ドルの個別の正味税金ベネフィットを含んでいた。

業績のハイライト

- ・ 法人・機関投資家向け証券業務の純収益は、DVA の影響を除いたベースで 35 億ドルとなった。これは、引き続き堅調な株式の販売およびトレーディングと、M&A 助言で著しい強さを示した投資銀行業務の主導的地位が貢献した一方、債券・コモディティの販売およびトレーディングが低調であったことを反映している¹⁰。
- ・ ウェルス・マネジメント業務の当四半期の純収益は 36 億ドルと減収となり、税引前利益率は 23%であった⁶。当四半期の手数料ベースの資産流入額は 77 億ドルであった。
- ・ 投資運用業務の純収益は、マーチャント・バンキング業務、特にアジアのプライベート・エクイティ業務における損失を反映して 274 百万ドルとなった。当四半期末現在の顧客預り・管理資産は 4,040 億ドルであった。

モルガン・スタンレー会長兼最高経営責任者(CEO)であるジェームス P. ゴーマンは次のように述べている。「第 3 四半期はグローバル市場のボラティリティによって厳しい環境となり、特に債券業務とアジアのマーチャント・バンキング業務に影響を与えた。一方、安定したウェルス・マネジメント業務と、株式業務における主導的な地位、ならびに引き続き堅固な投資銀行業務が当社の業績を支えた。我々のビジネスモデルは、こうした厳しい市場を切り抜け、業績が低調な分野に集中的に取り組むうえで、安定的な基盤を提供している。」

法人・機関投資家向け証券業務の業績概要				
(単位: 百万ドル)				
	公表ベース		DVAによる影響を除く ¹⁰	
	純収益	税引前損益	純収益	税引前損益
2015年度第3四半期	\$3,904	\$ 688	\$3,469	\$ 253
2015年度第2四半期	\$5,172	\$1,622	\$4,990	\$1,440
2014年度第3四半期	\$4,516	\$1,227	\$4,301	\$1,012

法人・機関投資家向け証券業務

法人・機関投資家向け証券業務部門の継続事業による税引前利益は、前年度第3四半期の12億ドルに対し、688百万ドルとなった。当四半期の純収益は前年同期の45億ドルに対し、39億ドルであった。DVAを除いたベースでの当四半期の純収益は、前年同期の43億ドルに対し、35億ドルであった^{1,10}。以下の販売およびトレーディング業務に関する議論はDVAを除いたベースである。

- ・ アドバイザリー業務の収益は、M&A活動の活発化を受けて、前年同期の392百万ドルから557百万ドルに増加した。株式引受業務の収益はIPOの取引高が大幅に減少したことを反映して、前年同期の464百万ドルから250百万ドルに減少した。債券引受業務の収益は債券発行高の減少を反映して、前年同期の484百万ドルから374百万ドルに減少した。
- ・ 株式の販売およびトレーディング業務の純収益は18億ドルと、前年同期から変わらなかったが、これは、堅調なプライム・ブローカレッジ業務とデリバティブ業務が、現物株式の減収で一部相殺されたことによる¹¹。
- ・ 債券・コモディティの販売およびトレーディング業務の純収益は、主に当社のクレジット商品と証券化商品にとって厳しい市場環境であったことを反映して、前年同期の997百万ドルから583百万ドルに減少した¹¹。
- ・ 投資収益は、ビジネス関連の投資利益により、前年同期の39百万ドルから113百万ドルに増加した。
- ・ その他の収益は、ローンおよびコミットメントにおける時価評価損を反映して、当四半期は112百万ドルのマイナスとなった。これに対し前年同期は、トランスモンターニュー・インクおよびリテール用不動産の売却による約185百万ドルの利益を含め、224百万ドルのプラスとなっていた¹²。
- ・ 人件費は、減収を背景に前年同期の18億ドルから13億ドルに減少した。当四半期の人件費以外の費用は、前述した訴訟関連費用の増加を主因として、前年同期の15億ドルから19億ドルに増加した。
- ・ 95%の信頼水準で測ったモルガン・スタンレーのトレーディングの平均バリュー・アット・リスク (VaR)は、2015年度第2四半期の54百万ドル、前年度第3四半期の42百万ドルに対し、53百万ドルとなった¹³。

ウェルス・マネジメント業務の業績概要		
(単位: 百万ドル)		
	純収益	税引前損益
2015年度第3四半期	\$3,640	\$824
2015年度第2四半期	\$3,875	\$885
2014年度第3四半期	\$3,773	\$800

ウェルス・マネジメント業務

ウェルス・マネジメント業務の継続事業による税引前利益は、前年度第3四半期の800百万ドルに対し、824百万ドルとなった。当四半期の税引前利益率は23%であった⁶。当四半期の純収益は、前年同期の38億ドルに対し36億ドルとなった。

- ・ 資産運用手数料収益は、手数料ベースの資産の増加と資産流入を反映して、前年同期の21億ドルから22億ドルに増加した。
- ・ 取引収益¹⁴は、主に一部の従業員繰延報酬制度における投資に関連する損失、新規発行活動の水準低下、手数料収益の減少を反映して、前年同期の912百万ドルから652百万ドルに減少した。
- ・ その他の収益は、前年同期の112百万ドルから52百万ドルに減少した。当四半期の業績は、売却可能有価証券に係る利益が減少したほか、前年度同四半期の業績にリテール用不動産の売却に伴う約40百万ドルの利益を含んでいたことを反映している¹²。
- ・ 純受取利息は、預金およびローン残高の伸びを受けて、前年同期の599百万ドルから751百万ドルに増加した。当四半期末のウェルス・マネジメント顧客債務は610億ドルとなり、前年度同四半期末から130億ドル増加した¹⁵。
- ・ 当四半期の人件費は、繰延報酬制度に関連する投資の公正価値の減少を主因として、前年同期の22億ドルから20億ドルに減少した。人件費以外の費用は、前年同期比ほぼ横ばいの792百万ドルとなった。
- ・ 当四半期末現在の総顧客預り資産は1.9兆ドル、手数料ベース口座の顧客預り資産は7,700億ドルとなった。当四半期の手数料ベース資産の流出入額は77億ドルであった。
- ・ ウェルス・マネジメント事業に在籍する営業員は15,807人、当四半期の1人当たり年換算収益の平均は922,000ドルとなった。

投資運用業務の業績概要		
(単位: 百万ドル)		
	純収益	税引前損益
2015年度第3四半期	\$274	\$ (38)
2015年度第2四半期	\$751	\$220
2014年度第3四半期	\$667	\$193

投資運用業務

投資運用業務の継続事業による税引前損益は、前年度第3四半期の193百万ドルの利益に対し、38百万ドルの損失となった。

- ・ 純収益は前年同期の667百万ドルから274百万ドルに減少した。これは主に、以前生じていたアジアのプライベート・エクイティ業務に関連する成功報酬の戻入れに加え、伝統的資産運用業務の減益を反映している。
- ・ 当四半期の人件費は、成功報酬に関連した繰延報酬の減少を主因として、前年同期の253百万ドルから95百万ドルに減少した。人件費以外の費用は、前年同期比ほぼ横ばいの217百万ドルとなった。
- ・ 2015年9月30日現在の顧客預り・管理資産は4,040億ドルとなった。当四半期の顧客資産の純流入額は64億ドルとなった¹⁶。

資本について

2015年9月30日現在、米国バーゼルⅢの先進的手法の経過規定に基づく当社の普通株式等Tier1自己資本比率は約13.9%、Tier1リスクベース自己資本比率は約15.6%である¹⁷。

2015年9月30日現在、当社は、見積上の完全移行後の普通株式等Tier1リスクベース自己資本比率(先進的手法)は約12.4%、見積上の完全移行後の補完的レバレッジ比率は約5.5%と推定している^{17,18,19}。

2015年9月30日現在、約19億株の流通株式数に基づく普通株式1株当たり簿価および有形簿価は、それぞれ34.97ドルおよび29.99ドルである²⁰。

その他の事項

当四半期の継続事業による実効税率は28.7%であった。これは利益の地理的構成の変化により前四半期から減少したことを反映している。

2015年9月30日をもって終了した四半期に、当社は約625百万ドル(約17百万株)の自社の普通株式を買い戻した。

取締役会は普通株式1株当たり0.15ドルの四半期配当を宣言した。配当は2015年10月30日現在の株主名簿上の普通株主に対し、2015年11月13日付で支払われる。

モルガン・スタンレーは、以前発表したコモディティ部門のグローバル石油取引事業をキャスルトン・コモディティーズ・インターナショナル・エルエルシーに売却する契約に係る取引を、2015年度第4四半期中に完了すると見込んでいる。

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、ウェルス・マネジメント、投資運用事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業である。世界43カ国以上にあるオフィスを通じて、当社の従業員は法人、政府、機関投資家、個人を含む世界中の顧客に質の高い金融商品およびサービスを提供している。モルガン・スタンレーに関する詳細については www.morganstanley.com をご参照ください。

決算概要については添付資料を参照。財務、統計、事業関連の追加情報、事業およびセグメント動向は補足財務情報(Financial Supplement)に記載されている。決算リリースと補足財務情報は当社ウェブ・サイト (www.morganstanley.com)の Investor Relations のセクションでも公開している。

###

(添付資料を参照)

上記の情報には予想的見解が含まれている。予想的見解は、資料作成時の経営者の推定、予想、期待または確信を反映したものであり、実際の結果と大きく異なるリスクおよび不確実性が存在するため、読者は予想的見解を過度に信用すべきではない。当社の将来の業績に重要な影響を与え得る追加的なリスクおよび不確実性に関しては、2014年12月31日終了年度に係る様式10-Kによる当社年次報告書のPart I、Item1の直前に記載されている「予想的見解」の項、Part I、Item1に記載されている「競争」および「監督および規制」の項、Part I、Item1Aに記載されている「リスク要因」の項、Part I、Item3に記載されている「訴訟」の項、Part II、Item7に記載されている「財政状態および経営成績に関する経営者の検討および分析」の項、また、Part II、Item7Aに記載されている「市場リスクに関する定量的および定性的情報の開示」の項、ならびに、様式10-Kに記載されている他の項目、当社の様式10-Qによる四半期報告書および当社の様式8-Kによる臨時報告書(これらの訂正報告書を含む)を参照されたい。

¹ 信用スプレッドの変動とその他クレジット要因に起因する当社の一部の長期債と短期債の一部の公正価値の変動を示す(債務評価調整額(DVA))。

² モルガン・スタンレーは、決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示などで一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。ここで「GAAP」とは米国において一般に公正妥当と認められる会計原則を意味する。証券取引委員会(SEC)は「非 GAAP 財務指標」を GAAP に準拠して算出、表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外またはまたは算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態、またはキャッシュフローの数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが公表している非 GAAP 財務指標は、当社の財政状態と経営成績の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法を投資家に提供する追加情報として提示されている。こうした指標は GAAP に準拠しておらず、GAAP に置き換わるものではなく、他社が利用している非 GAAP 財務指標とは異なるか、整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する際には常に、それについて一般的に定義するか、GAAP に準拠して算出、表示される最も直接的に比較可能な財務指標も提示するとともに、当社が参照する非 GAAP 財務指標とそれに見合う GAAP 財務指標の差異の調整も提示する。

³ DVA と個別の正味税金ベネフィットを除く希薄化後 1 株当たり損益は、投資家が期間ごとの業績をより良く比較するために有用であると当社が判断している非 GAAP 財務指標である。DVA の除外は、その影響がプラスかマイナスかに関わらず、信用スプレッドとその他クレジット要因の変動のみに起因するモルガン・スタンレーの債務に関連する収益を区別するためである。モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する希薄化後 1 株当たり損益と平均希薄化株式数の非 GAAP ベースから GAAP ベースへの調整は以下の通りである(株式数の単位は百万)。

	<u>2015 年度</u> 第 3 四半期	<u>2014 年度</u> 第 3 四半期
希薄化後 1 株当たり損益－非GAAPベース	\$0.34	\$0.64
DVAによる影響	\$0.14	\$0.07
個別の正味税金ベネフィット	\$0.00	\$0.12
希薄化後 1 株当たり損益－GAAPベース	\$0.48	\$0.83
平均希薄化後株式数	1,949	1,971

⁴ DVA を除いた純収益と、DVA と個別の正味税金ベネフィットを除いたモルガン・スタンレーに帰属する純損益は、投資家が期間ごとの業績をより良く比較するために有用な指標であると当社が判断している非 GAAP ベースの財務指標である。純収益とモルガン・スタンレーに帰属する純損益の非 GAAP ベースから GAAP ベースへの調整は以下の通りである(金額の単位は百万ドル)。

	<u>2015 年度</u> 第 3 四半期	<u>2015 年度</u> 第 2 四半期	<u>2014 年度</u> 第 3 四半期
当社の純収益－非GAAPベース	\$7,332	\$9,561	\$8,692
DVAによる影響	\$ 435	\$ 182	\$ 215
当社の純収益－GAAP ベース	\$7,767	\$9,743	\$8,907
DVA/個別の正味税金ベネフィットを除いたMSに帰属する純損益－非GAAPベース	\$ 740	\$1,688	\$1,319
個別の正味税金ベネフィット	\$ 0	\$ 0	\$ 237
DVAを除いたMSに帰属する純損益－非GAAPベース	\$ 740	\$1,688	\$1,556
DVAによる影響	\$ 278	\$ 119	\$ 137
MS に帰属する純損益－GAAP ベース	\$ 1,018	\$1,807	\$1,693

⁵ 出典：トムソン・ロイター(2015 年 10 月 1 日現在)、2015 年 1 月 1 日－2015 年 9 月 30 日。

⁶ 税引前利益率は、投資家が業績を評価する際の有用な指標であると当社が考えている非 GAAP 財務指標である。税引前利益率は税引前の継続事業による損益を純収益で除したものである。

⁷ 1株当たり利益の計算に関連して、2015年度第3四半期は約79百万ドル、2014年度第3四半期は約64百万ドルの優先配当とその他調整額が含まれていた。1株当たり利益の算出方法に関しては、本リリースに付随するモルガン・スタンレーの補足財務情報の13ページを参照されたい。

⁸ 希薄化後1株当たり利益への影響は、個別の正味税金ベネフィットを平均希薄化後流通株式数で除したものである。

⁹ 年率換算した平均普通株主資本利益率(ROE)と、DVAを除いたベースのROEは、投資家が期間ごとの業績をより良く比較するために有用な指標であると当社が判断している非 GAAP ベースの財務指標である。ROEの計算は、モルガン・スタンレーに帰属する純利益から優先配当を控除したものを平均普通株主資本に対する比率とする。DVAを除いたベースのROEを導き出すためには、分子と分母からこの項目を除外する。ROEから、DVAを除いたベースのROEへの調整は以下の通りである。

	<u>2015年度</u> <u>第3四半期</u>
DVAを除いたROE	3.9%
DVAによる影響	1.7%
ROE	5.6%

¹⁰ DVAを除いた法人・機関投資家向け証券業務の純収益と税引前損益は、投資家が期間ごとの業績をより良く比較するために有用な指標であると当社が判断している非 GAAP ベースの財務指標である。純収益と税引前損益の非 GAAP ベースから GAAP ベースへの調整は以下の通りである(金額の単位は百万ドル)。

	<u>2015年度</u> <u>第3四半期</u>	<u>2015年度</u> <u>第2四半期</u>	<u>2014年度</u> <u>第3四半期</u>
純収益－非GAAPベース	\$3,469	\$4,990	\$4,301
DVAによる影響	\$ 435	\$ 182	\$ 215
純収益－GAAP ベース	\$3,904	\$5,172	\$4,516
税引前損益－非GAAPベース	\$ 253	\$1,440	\$1,012
DVAによる影響	\$ 435	\$ 182	\$ 215
税引前損益－GAAP ベース	\$ 688	\$1,622	\$1,227

¹¹ 債券・コモディティ(FIC)および株式の販売およびトレーディングの純収益(DVAを除く)を含む販売およびトレーディングの純収益は、投資家が期間ごとの業績をより良く比較するために有用であると当社が判断している非 GAAP ベースの財務指標である。FIC および株式の販売およびトレーディングの純収益を含む販売およびトレーディングの非 GAAP ベースから GAAP ベースへの調整は以下の通りである(金額の単位は百万ドル)。

	2015 年度 第 3 四半期	2014 年度 第 3 四半期
販売およびトレーディングー非 GAAP ベース	\$2,287	\$2,698
DVA による影響	\$ 435	\$ 215
販売およびトレーディングーGAAP ベース	\$2,722	\$2,913
FIC の販売およびトレーディングー非 GAAP ベース	\$ 583	\$ 997
DVA による影響	\$ 335	\$ 132
FIC の販売およびトレーディングーGAAP ベース	\$ 918	\$1,129
株式の販売およびトレーディングー非 GAAP ベース	\$1,769	\$1,784
DVA による影響	\$ 100	\$ 83
株式の販売およびトレーディングーGAAP ベース	\$1,869	\$1,867

¹² 2014 年 9 月 30 日をもって終了した第 3 四半期には、リテール用不動産の売却に伴う税引前利益 141 百万ドルが含まれており、同利益は次のように各事業セグメントの「その他収益」に計上されている：法人・機関投資家向け証券業務：84 百万ドル、ウェルス・マネジメント業務：40 百万ドル、投資運用業務：17 百万ドル。

¹³ VaR は、ポートフォリオが 1 日の間一定して保有される場合に、当社のトレーディングポジションにおいて 100 取引日当たりで平均 5 回を超えて超過することがないと予想される損失額である。VaR の計算に関する詳細および当社の VaR 手法の限界については、モルガン・スタンレーの 2014 年 12 月 31 日をもって終了した年度の様式 10-K による年次報告書の Part II、Item 7A「市場リスクに関する定量的および定性的情報の開示」に開示されている。VaR の情報に関しては、本リリースに付随するモルガン・スタンレーの補足財務情報の 6 ページを参照されたい。

¹⁴ 取引収益は、投資銀行業務、トレーディングおよび手数料収益を含む。

¹⁵ ウェルス・マネジメント顧客債務は、米国銀行部門の貸出およびブローカー・ディーラーの証拠金取引を反映している。

¹⁶ 当四半期の投資運用業務の純流入額は、一部のポートフォリオ・マネジャーがそのポートフォリオと共にウェルス・マネジメント業務から投資運用業務へ異動したことに関連して生じた 46 億ドルの流入を除いている。

¹⁷ 当社は米国バーゼルⅢの先進的手法を採用する銀行組織として、リスクベースの自己資本比率の算出に当たって、(i) 信用リスクのリスク加重資産(RWA)と市場リスクの RWA を算出するための標準的手法(「標準的手法」)、ならびに、(ii) 信用リスクの RWA を算出する内部格付けに基づく先進的手法、オペレーショナル・リスクの RWA を算出する先進的手法、およびバーゼルⅢに基づき算出する市場リスクの RWA に係る先進的手法(「先進的手法」)、の両方を用いることが求められる。金融規制改革法(ドッド・フランクリン法)の規定を導入するために、米国バーゼルⅢでは、当社のように規制当局から試行プロセスを完了することを承認された先進的手法を採用する銀行組織は、恒久的な「自己資本の下限」の適用を受ける。2015 年 1 月 1 日以降、自己資本の下限は、適用可能な経過規定を考慮した上で、米国のバーゼルⅢに基づく先進的手法もしくは標準的手法に基づき算出した自己資本比率のうち、低い方となっている。2015 年 9 月 30 日現在、この低い方の比率は、米国バーゼルⅢの先進的手法に基づき算出した自己資本比率となっている。この算出は 2015 年 10 月 19 日(本リリース発表日)現在の暫定的な見積りであり、2015 年 9 月 30 日をもって終了した四半期に係るモルガン・スタンレーの様式 10-Q による四半期報告書で修正される可能性がある。米国バーゼルⅢ最終規則は段階的に導入されるため、当社のリスクベースの自己資本比率の算出方法は 2022 年 1 月 1 日までの間に変更される予定である。過去の期間における規制上の自己資本および同比率の算出に関する情報については、2014 年 12 月 31 日をもって終了した年度に係るモルガン・スタンレーの様式 10-K による年次報告書の Part II、Item 7「流動性および自己資本ー規制上の要求事項」、および 2015 年 6 月 30 日をもって終了した四半期に係るモルガン・スタンレーの様式 10-Q による四半期報告書の Part I、Item 2「流動性および自己資本ー規制上の要求事項」を参照されたい。

¹⁸ 米国バーゼルⅢは当社に対し2015年1月1日以降、補完的レバレッジ比率に関する情報開示を求めており、2017年末までの同比率は経過規定の影響を含む見通しである。補完的レバレッジ比率は2018年1月1日より資本基準として導入される予定である。具体的には、2018年1月1日以降、配当および自社株買い、業務執行役員への裁量的賞与支給を含む資本の分配への制約を回避するため、当社は3%の最低補完的レバレッジ比率に加え、2%を上回るTier1補完的レバレッジ資本バッファを維持しなければならない(合計で5%超)。当社の見積上の補完的レバレッジ比率の推定値は、分子に完全移行後ベースの米国バーゼルⅢに基づくTier1自己資本を用い、分母は約1.12兆ドルとしている。当社の推定値は、リスクや不確定要因の影響を受けるため、実際の結果はこうした規制に基づく推定値と大きく異なる可能性がある。加えて、これらの推定値は、将来の時点における当社の実際の補完的レバレッジ比率や利益、資産、エクスポージャーについての予想であると考えてはならない。当社の今後の業績に影響を及ぼす可能性のあるリスクと不確定要因の議論については、2014年度様式10-KのPart I、Item 1A「リスク要因」を参照されたい。

¹⁹ 見積上の完全移行後の普通株式等Tier1リスクベース自己資本比率と、見積上の完全移行後の補完的レバレッジ比率は、まだ導入されていない新たな規制上の所要資本の遵守を評価する上で有用な指標であると当社が判断している非GAAP財務指標である。

²⁰ 有形普通株主資本と普通株式1株当たり有形簿価は、自己資本比率の有用な指標であると当社が判断している非GAAP財務指標である。有形普通株主資本は、普通株主資本からのれんおよび無形資産(許容されるモーゲージ・サービシング権を除く)を控除したものに等しい。普通株式1株当たり有形簿価は、有形普通株主資本を期末の流通普通株式数で除したものである。

モルガン・スタンレー
四半期連結財務概要
(無監査、単位:百万ドル、ただし1株当たりデータを除く。)

	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率	2015年 9月30日 をもって 終了した9 か月間	2014年 9月30日 をもって 終了した9 か月間	増減率
純収益								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 3,904	\$ 5,172	\$ 4,516	(25%)	(14%)	\$ 14,534	\$ 13,441	8%
ウェルス・マネジメント業務	3,640	3,875	3,773	(6%)	(4%)	11,349	11,084	2%
投資運用業務	274	751	667	(64%)	(59%)	1,694	2,124	(20%)
セグメント間消去	(51)	(55)	(49)	7%	(4%)	(160)	(138)	(16%)
純収益	\$ 7,767	\$ 9,743	\$ 8,907	(20%)	(13%)	\$ 27,417	\$ 26,511	3%
継続事業税引前利益(損失)								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 688	\$ 1,622	\$ 1,227	(58%)	(44%)	\$ 4,123	\$ 3,603	14%
ウェルス・マネジメント業務	824	885	800	(7%)	3%	2,564	2,249	14%
投資運用業務	(38)	220	193	*	*	369	670	(45%)
セグメント間消去	0	0	0	—	—	0	0	—
継続事業税引前利益(損失)	\$ 1,474	\$ 2,727	\$ 2,220	(46%)	(34%)	\$ 7,056	\$ 6,522	8%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 518	\$ 1,087	\$ 1,091	(52%)	(53%)	\$ 3,355	\$ 3,344	—
ウェルス・マネジメント業務	509	561	479	(9%)	6%	1,605	1,367	17%
投資運用業務	(9)	159	123	*	*	259	386	(33%)
セグメント間消去	0	0	0	—	—	0	0	—
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)	\$ 1,018	\$ 1,807	\$ 1,693	(44%)	(40%)	\$ 5,219	\$ 5,097	2%
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)								
	\$ 939	\$ 1,665	\$ 1,629	(44%)	(42%)	\$ 4,918	\$ 4,898	—
財務指標:								
継続事業からの希薄化後1株当たり利益	\$ 0.48	\$ 0.85	\$ 0.83	(44%)	(42%)	\$ 2.52	\$ 2.49	1%
希薄化後1株当たり利益	\$ 0.48	\$ 0.85	\$ 0.83	(44%)	(42%)	\$ 2.51	\$ 2.49	1%
継続事業からの希薄化後1株当たり利益(DVAによる影響を除く)	\$ 0.34	\$ 0.79	\$ 0.76	(57%)	(55%)	\$ 2.27	\$ 2.35	(3%)
希薄化後1株当たり利益(DVAによる影響を除く)	\$ 0.34	\$ 0.79	\$ 0.76	(57%)	(55%)	\$ 2.27	\$ 2.35	(3%)
平均普通株主資本利益率(継続事業)	5.6%	9.9%	9.9%			9.9%	10.1%	
平均普通株主資本利益率	5.6%	9.9%	9.9%			9.8%	10.1%	
平均普通株主資本利益率(継続事業)(DVAによる影響を除く)	3.9%	9.1%	8.9%			8.8%	9.4%	
平均普通株主資本利益率(DVAによる影響を除く)	3.9%	9.1%	8.9%			8.8%	9.4%	

注: — 財務指標の算定に関連する追加情報に関しては、本補足財務情報の14-15ページの後注、業績指標の定義およびGAAP指標と非GAAP指標を参照。

モルガン・スタンレー
四半期連結損益計算書情報
(無監査、単位:百万ドル)

	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって終 了した四半 期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率	2015年 9月30日 をもって 終了した9 か月間	2014年 9月30日 をもって 終了した9 か月間	増減率
収益:								
投資銀行業務	\$ 1,313	\$ 1,614	\$ 1,551	(19%)	(15%)	\$ 4,284	\$ 4,492	(5%)
トレーディング	2,026	2,973	2,448	(32%)	(17%)	8,649	7,926	9%
投資	(119)	261	138	*	*	408	724	(44%)
委託手数料	1,115	1,158	1,124	(4%)	(1%)	3,459	3,478	(1%)
資産運用・販売・管理手数料	2,732	2,742	2,716	—	1%	8,155	7,886	3%
その他	(62)	297	373	*	*	406	873	(53%)
非金利収益合計	7,005	9,045	8,350	(23%)	(16%)	25,361	25,379	—
受取利息	1,451	1,386	1,384	5%	5%	4,321	3,977	9%
支払利息	689	688	827	—	(17%)	2,265	2,845	(20%)
純利息	762	698	557	9%	37%	2,056	1,132	82%
純収益	7,767	9,743	8,907	(20%)	(13%)	27,417	26,511	3%
非金利費用:								
人件費	3,437	4,405	4,214	(22%)	(18%)	12,366	12,720	(3%)
人件費以外の費用:								
事務所設備関連費用	341	351	350	(3%)	(3%)	1,034	1,069	(3%)
仲介、決済および取引手数料	485	487	437	—	11%	1,435	1,338	7%
情報処理および通信費	447	438	396	2%	13%	1,300	1,231	6%
マーケティングおよび事業開拓費	158	179	160	(12%)	(1%)	487	472	3%
専門家役務報酬	576	598	522	(4%)	10%	1,660	1,506	10%
その他	849	558	608	52%	40%	2,079	1,653	26%
人件費以外の費用合計	2,856	2,611	2,473	9%	15%	7,995	7,269	10%
非金利費用合計	6,293	7,016	6,687	(10%)	(6%)	20,361	19,989	2%
税引前継続事業利益(損失)	1,474	2,727	2,220	(46%)	(34%)	7,056	6,522	8%
継続事業からの法人所得税費用/(ベネフィット)	423	894	463	(53%)	(9%)	1,704	1,263	35%
継続事業利益(損失)	1,051	1,833	1,757	(43%)	(40%)	5,352	5,259	2%
税引後非継続事業利益(損失)	(2)	(2)	(5)	—	60%	(9)	(6)	(50%)
純利益(損失)	\$ 1,049	\$ 1,831	\$ 1,752	(43%)	(40%)	\$ 5,343	\$ 5,253	2%
償還不能非支配持分に帰属する純利益	31	24	59	29%	(47%)	124	156	(21%)
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)	1,018	1,807	1,693	(44%)	(40%)	5,219	5,097	2%
優先株式配当/その他	79	142	64	(44%)	23%	301	199	51%
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)	\$ 939	\$ 1,665	\$ 1,629	(44%)	(42%)	\$ 4,918	\$ 4,898	—
税引前利益率	19%	28%	25%			26%	25%	
純収益に占める人件費の比率	44%	45%	47%			45%	48%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	37%	27%	28%			29%	27%	
継続事業の実効税率	28.7%	32.8%	20.9%			24.1%	19.4%	

注: — 追加情報に関しては、本補足財務情報の14-15ページの後注、業績指標の定義およびGAAP指標と非GAAP指標を参照。

モルガン・スタンレー
四半期 1 株当たり利益概要
(無監査、単位:百万ドル、ただし 1 株当たりデータを除く。)

	2015 年 9 月 30 日 をもって 終了した 四半期	2015 年 6 月 30 日 をもって 終了した 四半期	2014 年 9 月 30 日 をもって 終了した 四半期	2015 年 6 月 30 日 からの 増減率	2014 年 9 月 30 日 からの 増減率	2015 年 9 月 30 日 をもって 終了した 9 か月間	2014 年 9 月 30 日 をもって 終了した 9 か月間	増減率
継続事業利益 (損失)	\$ 1,051	\$ 1,833	\$ 1,757	(43%)	(40%)	\$ 5,352	\$ 5,259	2%
償還不能非支配持分に帰属する純利益	31	24	59	29%	(47%)	124	156	(21%)
モルガン・スタンレーに帰属する継続事業利益 (損失)	1,020	1,809	1,698	(44%)	(40%)	5,228	5,103	2%
控除: 優先株式配当	78	141	62	(45%)	26%	297	192	55%
モルガン・スタンレーに帰属する継続事業利益 (損失)、参加型制限付株式単位への利益配分前	942	1,668	1,636	(44%)	(42%)	4,931	4,911	—
基本的 1 株当たり利益の調整:								
控除: 参加型制限付株式単位への利益の配分	1	1	2	—	(50%)	4	7	(43%)
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する継続事業利益 (損失)	\$ 941	\$ 1,667	\$ 1,634	(44%)	(42%)	\$ 4,927	\$ 4,904	—
税引後非継続事業利益 (損失)	(2)	(2)	(5)	—	60%	(9)	(6)	(50%)
控除: 非支配持分に帰属する税引後非継続事業利益 (損失)	0	0	0	—	—	0	0	—
モルガン・スタンレーに帰属する税引後非継続事業利益 (損失)	(2)	(2)	(5)	—	60%	(9)	(6)	(50%)
控除: 参加型制限付株式単位への利益の配分	0	0	0	—	—	0	0	—
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する非継続事業利益 (損失)	(2)	(2)	(5)	—	60%	(9)	(6)	(50%)
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益 (損失)	\$ 939	\$ 1,665	\$ 1,629	(44%)	(42%)	\$ 4,918	\$ 4,898	—
基本的流通普通株式の平均数 (単位: 百万株)	1,904	1,919	1,923	(1%)	(1%)	1,916	1,925	—
基本的 1 株当たり利益:								
継続事業利益	\$ 0.49	\$ 0.87	\$ 0.85	(44%)	(42%)	\$ 2.57	\$ 2.55	1%
非継続事業	\$ —	\$ —	\$ —	—	—	\$ —	\$ (0.01)	*
基本的 1 株当たり利益	\$ 0.49	\$ 0.87	\$ 0.85	(44%)	(42%)	\$ 2.57	\$ 2.54	1%
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する継続事業利益 (損失)	\$ 941	\$ 1,667	\$ 1,634	(44%)	(42%)	\$ 4,927	\$ 4,904	—
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する非継続事業利益 (損失)	(2)	(2)	(5)	—	60%	(9)	(6)	(50%)
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益 (損失)	\$ 939	\$ 1,665	\$ 1,629	(44%)	(42%)	\$ 4,918	\$ 4,898	—
希薄化後流通普通株式および普通株式同等証券の平均数 (単位: 百万株)	1,949	1,960	1,971	(1%)	(1%)	1,958	1,970	(1%)
希薄化後 1 株当たり利益:								
継続事業利益	\$ 0.48	\$ 0.85	\$ 0.83	(44%)	(42%)	\$ 2.52	\$ 2.49	1%
非継続事業	\$ —	\$ —	\$ —	—	—	\$ (0.01)	\$ —	*
希薄化後 1 株当たり利益	\$ 0.48	\$ 0.85	\$ 0.83	(44%)	(42%)	\$ 2.51	\$ 2.49	1%

注: — 追加情報に関しては、本補足財務情報の 14-15 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標を参照。

モルガン・スタンレー
補足財務情報 - 2015年度第3四半期
目次

ページ	
1 四半期連結財務概要
2 四半期連結損益計算書情報
3 四半期連結財務情報および統計データ
4 四半期連結財務情報 ローンおよび貸付コミットメント
5 四半期損益計算書情報 法人・機関投資家向け証券業務
6 四半期財務情報および統計データ 法人・機関投資家向け証券業務
7 四半期損益計算書情報 ウェルス・マネジメント業務
8 四半期財務情報および統計データ ウェルス・マネジメント業務
9 四半期損益計算書情報 投資運用業務
10 四半期財務情報および統計データ 投資運用業務
11 四半期補足財務情報 米国銀行
12 四半期連結財務情報 株主資本利益率
13 四半期1株当たり利益概要
14 後注
15 業績指標の定義およびGAAP指標と非GAAP指標
16 法的通知

モルガン・スタンレー
四半期連結財務概要
(無監査、単位:百万ドル、ただし1株当たりデータを除く。)

	2015年 9月30日を もって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって終 了した四半 期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率	2015年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	2014年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	増減率
純収益								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 3,904	\$ 5,172	\$ 4,516	(25%)	(14%)	\$ 14,534	\$ 13,441	8%
ウェルス・マネジメント業務	3,640	3,875	3,773	(6%)	(4%)	11,349	11,084	2%
投資運用業務	274	751	667	(64%)	(59%)	1,694	2,124	(20%)
セグメント間消去	(51)	(55)	(49)	7%	(4%)	(160)	(138)	(16%)
純収益	\$ 7,767	\$ 9,743	\$ 8,907	(20%)	(13%)	\$ 27,417	\$ 26,511	3%
継続事業税引前利益(損失)								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 688	\$ 1,622	\$ 1,227	(58%)	(44%)	\$ 4,123	\$ 3,603	14%
ウェルス・マネジメント業務	824	885	800	(7%)	3%	2,564	2,249	14%
投資運用業務	(38)	220	193	*	*	369	670	(45%)
セグメント間消去	0	0	0	—	—	0	0	—
継続事業税引前利益(損失)	\$ 1,474	\$ 2,727	\$ 2,220	(46%)	(34%)	\$ 7,056	\$ 6,522	8%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 518	\$ 1,087	\$ 1,091	(52%)	(53%)	\$ 3,355	\$ 3,344	—
ウェルス・マネジメント業務	509	561	479	(9%)	6%	1,605	1,367	17%
投資運用業務	(9)	159	123	*	*	259	386	(33%)
セグメント間消去	0	0	0	—	—	0	0	—
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)	\$ 1,018	\$ 1,807	\$ 1,693	(44%)	(40%)	\$ 5,219	\$ 5,097	2%
財務指標:								
継続事業からの希薄化後1株当たり利益	\$ 0.48	\$ 0.85	\$ 0.83	(44%)	(42%)	\$ 2.52	\$ 2.49	1%
希薄化後1株当たり利益	\$ 0.48	\$ 0.85	\$ 0.83	(44%)	(42%)	\$ 2.51	\$ 2.49	1%
継続事業からの希薄化後1株当たり利益(DVAによる影響を除く)	\$ 0.34	\$ 0.79	\$ 0.76	(57%)	(55%)	\$ 2.27	\$ 2.35	(3%)
希薄化後1株当たり利益(DVAによる影響を除く)	\$ 0.34	\$ 0.79	\$ 0.76	(57%)	(55%)	\$ 2.27	\$ 2.35	(3%)
平均普通株主資本利益率(継続事業)	5.6%	9.9%	9.9%			9.9%	10.1%	
平均普通株主資本利益率	5.6%	9.9%	9.9%			9.8%	10.1%	
平均普通株主資本利益率(継続事業)(DVAによる影響を除く)	3.9%	9.1%	8.9%			8.8%	9.4%	
平均普通株主資本利益率(DVAによる影響を除く)	3.9%	9.1%	8.9%			8.8%	9.4%	

注: — 14-16 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期連結損益計算書情報
 (無監査、単位:百万ドル)

	2015年 9月30日 をもって終 了した四半 期	2015年 6月30日 をもって終 了した四半 期	2014年 9月30日 をもって終 了した四半 期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率	2015年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	2014年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	増減率
収益:								
投資銀行業務	\$ 1,313	\$ 1,614	\$ 1,551	(19%)	(15%)	\$ 4,284	\$ 4,492	(5%)
トレーディング	2,026	2,973	2,448	(32%)	(17%)	8,649	7,926	9%
投資	(119)	261	138	*	*	408	724	(44%)
委託手数料	1,115	1,158	1,124	(4%)	(1%)	3,459	3,478	(1%)
資産運用・販売・管理手数料	2,732	2,742	2,716	—	1%	8,155	7,886	3%
その他(1)	(62)	297	373	*	*	406	873	(53%)
非金利収益合計	7,005	9,045	8,350	(23%)	(16%)	25,361	25,379	—
受取利息	1,451	1,386	1,384	5%	5%	4,321	3,977	9%
支払利息	689	688	827	—	(17%)	2,265	2,845	(20%)
純利息	762	698	557	9%	37%	2,056	1,132	82%
純収益	7,767	9,743	8,907	(20%)	(13%)	27,417	26,511	3%
非金利費用:								
人件費	3,437	4,405	4,214	(22%)	(18%)	12,366	12,720	(3%)
人件費以外の費用:								
事務所設備関連費用	341	351	350	(3%)	(3%)	1,034	1,069	(3%)
仲介、決済および取引手数料	485	487	437	—	11%	1,435	1,338	7%
情報処理および通信費	447	438	396	2%	13%	1,300	1,231	6%
マーケティングおよび事業開拓費	158	179	160	(12%)	(1%)	487	472	3%
専門家役務報酬	576	598	522	(4%)	10%	1,660	1,506	10%
その他	849	558	608	52%	40%	2,079	1,653	26%
人件費以外の費用合計	2,856	2,611	2,473	9%	15%	7,995	7,269	10%
非金利費用合計	6,293	7,016	6,687	(10%)	(6%)	20,361	19,989	2%
税引前継続事業利益(損失)	1,474	2,727	2,220	(46%)	(34%)	7,056	6,522	8%
継続事業からの法人所得税費用/(ベネフィット)(2)	423	894	463	(53%)	(9%)	1,704	1,263	35%
継続事業利益(損失)	1,051	1,833	1,757	(43%)	(40%)	5,352	5,259	2%
税引後非継続事業利益(損失)	(2)	(2)	(5)	—	60%	(9)	(6)	(50%)
純利益(損失)	\$ 1,049	\$ 1,831	\$ 1,752	(43%)	(40%)	\$ 5,343	\$ 5,253	2%
償還不能非支配持分に帰属する純利益	31	24	59	29%	(47%)	124	156	(21%)
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)	1,018	1,807	1,693	(44%)	(40%)	5,219	5,097	2%
優先株式配当/その他	79	142	64	(44%)	23%	301	199	51%
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)	\$ 939	\$ 1,665	\$ 1,629	(44%)	(42%)	\$ 4,918	\$ 4,898	—
税引前利益率	19%	28%	25%			26%	25%	
純収益に占める人件費の比率	44%	45%	47%			45%	48%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	37%	27%	28%			29%	27%	
継続事業の実効税率(2)	28.7%	32.8%	20.9%			24.1%	19.4%	

注: — 14-16 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期連結財務情報および統計データ
 (無監査、単位:百万ドル)

	2015年 9月30日 をもって終 了した四半 期	2015年 6月30日 をもって終 了した四半 期	2014年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率	2015年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2014年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	増減率
地域別収益								
米州	\$ 5,652	\$ 6,777	\$ 6,308	(17%)	(10%)	\$ 19,359	\$ 19,022	2%
EMEA(欧州、中東、アフリカ)	1,198	1,436	1,271	(17%)	(6%)	4,396	4,191	5%
アジア	917	1,530	1,328	(40%)	(31%)	3,662	3,298	11%
連結純収益	\$ 7,767	\$ 9,743	\$ 8,907	(20%)	(13%)	\$ 27,417	\$ 26,511	3%
全世界従業員数	56,267	55,795	55,977	1%	1%			
預金	\$ 147,226	\$ 139,203	\$ 124,382	6%	18%			
資産	\$ 834,113	\$ 825,755	\$ 814,511	1%	2%			
リスク加重資産	\$ 423,750	\$ 417,707	\$ 412,374	1%	3%			
グローバル流動性準備高	\$ 190,865	\$ 188,214	\$ 190,395	1%	--			
長期債務残高	\$ 160,343	\$ 158,089	\$ 152,357	1%	5%			
長期債務残高の満期到来分(今後12か月以内)	\$ 23,042	\$ 27,221	\$ 17,613	(15%)	31%			
普通株主資本	\$ 67,767	\$ 67,518	\$ 66,898	--	1%			
控除:のれんおよび無形資産	(9,652)	(9,740)	(9,637)	1%	--			
有形普通株主資本	\$ 58,115	\$ 57,778	\$ 57,261	1%	1%			
優先株主資本	\$ 7,520	\$ 7,520	\$ 6,020	--	25%			
キャピタル・トラストに対して発行された 下位劣後債	\$ 2,869	\$ 2,863	\$ 4,870	--	(41%)			
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,938	1,956	1,958	(1%)	(1%)			
普通株式1株当たり簿価	\$ 34.97	\$ 34.52	\$ 34.16					
普通株式1株当たり有形簿価	\$ 29.99	\$ 29.54	\$ 29.24					
先進的手法に基づく普通株式等 Tier1 自己 資本(経過規定に準拠)	\$ 58,930	\$ 58,666	\$ 59,409	--	(1%)			
先進的手法に基づく Tier1 自己資本比率(経 過規定に準拠)	\$ 65,936	\$ 65,770	\$ 66,663	--	(1%)			
先進的手法に基づく普通株式等 Tier1 自己 資本比率(経過規定に準拠)	13.9%	14.0%	14.4%					
先進的手法に基づく普通株式等 Tier1 自己 資本比率(完全移行後)	12.4%	12.5%	12.7%					
先進的手法に基づく Tier1 自己資本比率(経 過規定に準拠)	15.6%	15.7%	16.2%					
先進的手法に基づく Tier1 レバレッジ比率 (経過規定に準拠)	8.1%	7.9%	8.2%					
補完的レバレッジ比率(経過規定に準拠)	5.9%	5.6%	5.4%					
補完的レバレッジ比率(完全移行後)	5.5%	5.3%	4.9%					

注: -- 14-16 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期連結財務情報 ローンおよび貸付コミットメント
 (無監査、単位:十億ドル)

	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率
法人・機関投資家向け証券業務					
企業向け貸付実行済ローン(1)	\$ 15.3	\$ 15.7	\$ 14.8	(3%)	3%
企業向け貸付コミットメント(2)	\$ 100.6	\$ 85.8	\$ 82.6	17%	22%
企業向け貸付のローンおよび貸付コミットメント(3)	<u>\$ 115.9</u>	<u>\$ 101.5</u>	<u>\$ 97.4</u>	14%	19%
その他の実行済ローン	\$ 27.6	\$ 28.5	\$ 22.7	(3%)	22%
その他の貸付コミットメント	\$ 6.8	\$ 6.7	\$ 4.1	1%	66%
その他のローンおよび貸付コミットメント(4)	<u>\$ 34.4</u>	<u>\$ 35.2</u>	<u>\$ 26.8</u>	(2%)	28%
法人・機関投資家向け証券業務のローンおよび貸付コミットメント(5)	<u>\$ 150.3</u>	<u>\$ 136.7</u>	<u>\$ 124.2</u>	10%	21%
ウェルス・マネジメント業務					
実行済ローン	\$ 46.6	\$ 43.8	\$ 34.7	6%	34%
貸付コミットメント	<u>\$ 5.7</u>	<u>\$ 5.6</u>	<u>\$ 4.6</u>	2%	24%
ウェルス・マネジメント業務のローンおよび貸付コミットメント(6)	<u>\$ 52.3</u>	<u>\$ 49.4</u>	<u>\$ 39.3</u>	6%	33%
連結ローンおよび貸付コミットメント	<u>\$ 202.6</u>	<u>\$ 186.1</u>	<u>\$ 163.5</u>	9%	24%

注： — 14-16 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
四半期損益計算書情報 法人・機関投資家向け証券業務
(無監査、単位:百万ドル)

	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率	2015年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	2014年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	増減率
収益:								
投資銀行業務	\$ 1,181	\$ 1,440	\$ 1,340	(18%)	(12%)	\$ 3,794	\$ 3,908	(3%)
トレーディング	1,984	2,785	2,262	(29%)	(12%)	8,191	7,226	13%
投資	113	16	39	*	190%	241	210	15%
委託手数料	657	683	629	(4%)	4%	2,013	1,936	4%
資産運用・販売・管理手数料	66	69	66	(4%)	—	211	213	(1%)
その他(1)	(112)	212	224	*	*	190	523	(64%)
非金利収益合計	3,889	5,205	4,560	(25%)	(15%)	14,640	14,016	4%
受取利息	825	723	859	14%	(4%)	2,418	2,498	(3%)
支払利息	810	756	903	7%	(10%)	2,524	3,073	(18%)
純利息	15	(33)	(44)	*	*	(106)	(575)	82%
純収益	3,904	5,172	4,516	(25%)	(14%)	14,534	13,441	8%
人件費	1,318	1,897	1,779	(31%)	(26%)	5,241	5,354	(2%)
人件費以外の費用	1,898	1,653	1,510	15%	26%	5,170	4,484	15%
非金利費用合計	3,216	3,550	3,289	(9%)	(2%)	10,411	9,838	6%
税引前継続事業利益(損失)	688	1,622	1,227	(58%)	(44%)	4,123	3,603	14%
継続事業からの法人所得税費用 / (ベネフィット)(2)	141	511	89	(72%)	58%	658	171	*
継続事業利益(損失)	547	1,111	1,138	(51%)	(52%)	3,465	3,432	1%
税引後非継続事業利益(損失)	(3)	(2)	(6)	(50%)	50%	(10)	(11)	9%
純利益(損失)	544	1,109	1,132	(51%)	(52%)	3,455	3,421	1%
償還不能非支配持分に帰属する 純利益	26	22	41	18%	(37%)	100	77	30%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損 失)	\$ 518	\$ 1,087	\$ 1,091	(52%)	(53%)	\$ 3,355	\$ 3,344	—
税引前利益率	18%	31%	27%			28%	27%	
純収益に占める人件費の比率	34%	37%	39%			36%	40%	

注: — 14-16 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
四半期財務情報および統計データ
法人・機関投資家向け証券業務
(無監査、単位:百万ドル)

	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率	2015年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	2014年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	増減率
投資銀行業務								
アドバイザー収益	\$ 557	\$ 423	\$ 392	32%	42%	\$ 1,451	\$ 1,146	27%
引受収益								
株式	250	489	464	(49%)	(46%)	1,046	1,268	(18%)
債券	374	528	484	(29%)	(23%)	1,297	1,494	(13%)
引受収益合計	624	1,017	948	(39%)	(34%)	2,343	2,762	(15%)
投資銀行業務収益合計	\$ 1,181	\$ 1,440	\$ 1,340	(18%)	(12%)	\$ 3,794	\$ 3,908	(3%)
販売およびトレーディング								
株式	\$ 1,869	\$ 2,342	\$ 1,867	(20%)	—	\$ 6,504	\$ 5,448	19%
債券およびコモディティ	918	1,377	1,129	(33%)	(19%)	4,298	3,920	10%
その他	(65)	(215)	(83)	70%	22%	(493)	(568)	13%
販売およびトレーディング純収益合計	\$ 2,722	\$ 3,504	\$ 2,913	(22%)	(7%)	\$ 10,309	\$ 8,800	17%
投資およびその他								
投資	\$ 113	\$ 16	\$ 39	*	190%	\$ 241	\$ 210	15%
その他	(112)	212	224	*	*	190	523	(64%)
投資およびその他収益合計	\$ 1	\$ 228	\$ 263	(100%)	(100%)	\$ 431	\$ 733	(41%)
法人・機関投資家向け証券業務純収益	\$ 3,904	\$ 5,172	\$ 4,516	(25%)	(14%)	\$ 14,534	\$ 13,441	8%

信頼水準 95%/保有期間 1日のバリュー・アット・リスク (VaR) の日次平均
主な市場リスクカテゴリー (単位:百万ドル、
税引前)

金利および信用スプレッド	\$ 37	\$ 35	\$ 28
株価	\$ 18	\$ 23	\$ 16
外国為替レート	\$ 12	\$ 12	\$ 9
コモディティ価格	\$ 17	\$ 16	\$ 15
主なリスクカテゴリーの合計	\$ 50	\$ 50	\$ 38
信用ポートフォリオの VaR	\$ 12	\$ 12	\$ 10
トレーディングの VaR	\$ 53	\$ 54	\$ 42

注: 各期間の販売およびトレーディング純収益には、DVAに関連する収益へのプラスの影響額が以下のように含まれていた。

2015年9月30日をもって終了した四半期: 合計 435 百万ドル、債券およびコモディティ 335 百万ドル、株式 100 百万ドル。

2015年6月30日をもって終了した四半期: 合計 182 百万ドル、債券およびコモディティ 110 百万ドル、株式 72 百万ドル。

2014年9月30日をもって終了した四半期: 合計 215 百万ドル、債券およびコモディティ 132 百万ドル、株式 83 百万ドル。

2015年9月30日をもって終了した9か月間: 合計 742 百万ドル、債券およびコモディティ 545 百万ドル、株式 197 百万ドル。

2014年9月30日をもって終了した9か月間: 合計 428 百万ドル、債券およびコモディティ 258 百万ドル、株式 170 百万ドル。

— 14-16 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期損益計算書情報 ウェルス・マネジメント業務
 (無監査、単位:百万ドル)

	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率	2015年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	2014年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	増減率
収益:								
投資銀行業務	\$ 140	\$ 186	\$ 224	(25%)	(38%)	\$ 518	\$ 618	(16%)
トレーディング	47	196	185	(76%)	(75%)	475	727	(35%)
投資	3	13	2	(77%)	50%	18	8	125%
委託手数料	465	490	503	(5%)	(8%)	1,481	1,554	(5%)
資産運用・販売・管理手数料	2,182	2,174	2,148	—	2%	6,471	6,210	4%
その他	52	79	112	(34%)	(54%)	209	253	(17%)
非金利収益合計	2,889	3,138	3,174	(8%)	(9%)	9,172	9,370	(2%)
受取利息	777	782	649	(1%)	20%	2,296	1,846	24%
支払利息	26	45	50	(42%)	(48%)	119	132	(10%)
純利息	751	737	599	2%	25%	2,177	1,714	27%
純収益	3,640	3,875	3,773	(6%)	(4%)	11,349	11,084	2%
人件費	2,024	2,200	2,182	(8%)	(7%)	6,449	6,534	(1%)
人件費以外の費用	792	790	791	—	—	2,336	2,301	2%
非金利費用合計	2,816	2,990	2,973	(6%)	(5%)	8,785	8,835	(1%)
税引前継続事業利益(損失)	824	885	800	(7%)	3%	2,564	2,249	14%
継続事業からの法人所得税費用/ (ベネフィット)	315	324	321	(3%)	(2%)	959	882	9%
継続事業利益(損失)	509	561	479	(9%)	6%	1,605	1,367	17%
税引後非継続事業利益(損失)	0	0	0	—	—	0	0	—
純利益(損失)	509	561	479	(9%)	6%	1,605	1,367	17%
償還不能非支配持分に帰属する 純利益	—	—	—	—	—	—	—	—
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損 失)	\$ 509	\$ 561	\$ 479	(9%)	6%	\$ 1,605	\$ 1,367	17%
税引前利益率	23%	23%	21%			23%	20%	
純収益に占める人件費の比率	56%	57%	58%			57%	59%	

注: — 14-16 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期財務情報および統計データ
 ウェルス・マネジメント業務
 (無監査)

	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率
銀行預金プログラム(単位:十億ドル)(1)	\$ 139	\$ 132	\$ 129	5%	8%
ウェルス・マネジメント業務の指標					
ウェルス・マネジメント業務の営業員数	15,807	15,771	16,162	--	(2%)
営業員1人当たり年換算収益(単位:千ドル)	\$ 922	\$ 978	\$ 929	(6%)	(1%)
顧客預り資産(単位:十億ドル)	\$ 1,925	\$ 2,034	\$ 2,003	(5%)	(4%)
営業員1人当たり顧客預り資産(単位:百万ドル)	\$ 122	\$ 129	\$ 124	(5%)	(2%)
顧客負債(単位:十億ドル)	\$ 61	\$ 58	\$ 48	5%	27%
手数料ベース資産の流出入(単位:十億ドル)	\$ 7.7	\$ 13.9	\$ 6.5	(45%)	18%
手数料ベースの顧客口座資産(単位:十億ドル)	\$ 770	\$ 813	\$ 768	(5%)	--
顧客預り資産に占める手数料ベース資産の割合	40%	40%	38%		
リテール拠点	616	618	631	--	(2%)

注: -- 14-16 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
四半期損益計算書情報 投資運用業務
(無監査、単位:百万ドル)

	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率	2015年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2014年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	増減率
収益:								
投資銀行業務	\$ 1	\$ -	\$ -	*	*	\$ 1	\$ 5	(80%)
トレーディング	0	(6)	4	*	*	(3)	(22)	86%
投資(1)	(235)	232	97	*	*	149	506	(71%)
委託手数料	0	0	0	—	—	0	0	—
資産運用・販売・管理手数料	511	522	529	(2%)	(3%)	1,547	1,543	—
その他	1	9	38	(89%)	(97%)	15	104	(86%)
非金利収益合計	278	757	668	(63%)	(58%)	1,709	2,136	(20%)
受取利息	0	0	0	—	—	1	2	(50%)
支払利息	4	6	1	(33%)	*	16	14	14%
純利息	(4)	(6)	(1)	33%	*	(15)	(12)	(25%)
純収益	274	751	667	(64%)	(59%)	1,694	2,124	(20%)
人件費	95	308	253	(69%)	(62%)	676	832	(19%)
人件費以外の費用	217	223	221	(3%)	(2%)	649	622	4%
非金利費用合計	312	531	474	(41%)	(34%)	1,325	1,454	(9%)
税引前継続事業利益(損失)	(38)	220	193	*	*	369	670	(45%)
継続事業からの法人所得税費用/ (ベネフィット)	(33)	59	53	*	*	87	210	(59%)
継続事業利益(損失)	(5)	161	140	*	*	282	460	(39%)
税引後非継続事業利益(損失)	1	0	1	*	—	1	5	(80%)
純利益(損失)	(4)	161	141	*	*	283	465	(39%)
償還不能非支配持分に帰属する 純利益	5	2	18	150%	(72%)	24	79	(70%)
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損 失)	\$ (9)	\$ 159	\$ 123	*	*	\$ 259	\$ 386	(33%)
税引前利益率	*	29%	29%			22%	32%	
純収益に占める人件費の比率	35%	41%	38%			40%	39%	

注: — 14-16 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
四半期財務情報および統計データ
投資運用業務
(無監査)

	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率	2015年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	2014年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	増減率
純収益(単位:百万ドル)								
伝統的資産運用	\$ 389	\$ 431	\$ 468	(10%)	(17%)	\$ 1,259	\$ 1,366	(8%)
マーチャント・バンキング および不動産投資(1)	(115)	320	199	*	*	435	758	(43%)
投資運用業務合計	<u>\$ 274</u>	<u>\$ 751</u>	<u>\$ 667</u>	(64%)	(59%)	<u>\$ 1,694</u>	<u>\$ 2,124</u>	(20%)
運用・管理資産(単位:十億ドル)								
資産クラス別の純流出入(2)								
伝統的資産運用								
株式	\$ (1.5)	\$ (4.4)	\$ (2.9)	66%	48%	\$ (7.9)	\$ 1.0	*
債券	(3.0)	(0.3)	4.5	*	*	(2.2)	3.8	*
流動性資産	15.8	0.7	4.9	*	*	19.3	14.1	37%
オルタナティブ投資	(0.7)	0.6	0.3	*	*	0.0	2.9	*
マネージド・フューチャーズ	(0.1)	0.0	(0.2)	*	50%	(0.4)	(0.7)	43%
伝統的資産運用合計	<u>10.5</u>	<u>(3.4)</u>	<u>6.6</u>	*	59%	<u>8.8</u>	<u>21.1</u>	(58%)
マーチャント・バンキングおよび 不動産投資								
	0.5	(0.6)	0.8	*	(38%)	(0.5)	(0.6)	17%
純流出入合計	<u>\$ 11.0</u>	<u>\$ (4.0)</u>	<u>\$ 7.4</u>	*	49%	<u>\$ 8.3</u>	<u>\$ 20.5</u>	(60%)
資産クラス別の運用・管理資産(3)								
伝統的資産運用								
株式	\$ 125	\$ 137	\$ 143	(9%)	(13%)			
債券	61	64	65	(5%)	(6%)			
流動性資産	148	132	126	12%	17%			
オルタナティブ投資	36	37	35	(3%)	3%			
マネージド・フューチャーズ	3	3	3	—	—			
伝統的資産運用合計	<u>373</u>	<u>373</u>	<u>372</u>	—	—			
マーチャント・バンキングおよび 不動産投資								
	31	30	29	3%	7%			
運用・管理資産合計	<u>\$ 404</u>	<u>\$ 403</u>	<u>\$ 401</u>	—	1%			
少数株主の資産持分	\$ 8	\$ 7	\$ 7	14%	14%			

注： — 2015年9月30日をもって終了した四半期の伝統的資産運用の株式の純流出入には、一部のポートフォリオ・マネジャーがそのポートフォリオと共に、ウェルス・マネジメント業務から投資運用業務へ異動したことに関連する46億ドルの流入が含まれている。
— 14-16ページの後注、業績指標の定義およびGAAP指標と非GAAP指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期補足財務情報 米国銀行
 (無監査、単位:十億ドル)

	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率
米国銀行の資産	\$ 165.0	\$ 156.2	\$ 140.3	6%	18%
米国銀行の投資有価証券ポートフォリオ(1)	\$ 52.4	\$ 52.9	\$ 52.5	(1%)	--
ウェルス・マネジメント業務の米国銀行データ					
有価証券担保貸付およびその他のローン	\$ 26.8	\$ 25.3	\$ 20.3	6%	32%
住宅用不動産ローン	19.7	18.4	14.3	7%	38%
有価証券担保貸付および住宅ローン合計	\$ 46.5	\$ 43.7	\$ 34.6	6%	34%
法人・機関投資家向け証券業務の米国銀行データ					
企業向け貸付	\$ 10.0	\$ 10.5	\$ 9.4	(5%)	6%
その他の貸付:					
企業向けローン	10.5	10.8	6.7	(3%)	57%
ホールセール不動産ローンおよびその他のローン(2)	9.2	9.6	5.9	(4%)	56%
その他の実行済ローン合計	\$ 19.7	\$ 20.4	\$ 12.6	(3%)	56%
企業向けローンおよびその他の実行済ローン合計	\$ 29.7	\$ 30.9	\$ 22.0	(4%)	35%

注: -- 14-16 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
四半期連結財務情報 株主資本利益率
(無監査、単位:十億ドル)

	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率	2015年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	2014年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	増減率
平均普通株式等 Tier1 自己資本 (1)								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 32.1	\$ 33.3	\$ 31.9	(4%)	1%	\$ 33.6	\$ 31.2	8%
ウェルス・マネジメント業務	5.0	4.9	5.2	2%	(4%)	4.5	5.3	(15%)
投資運用業務	1.3	1.4	2.2	(7%)	(41%)	1.3	1.9	(32%)
親会社資本	20.4	18.5	19.4	10%	5%	18.4	18.6	(1%)
全社	\$ 58.8	\$ 58.1	\$ 58.7	1%	--	\$ 57.8	\$ 57.0	1%
平均普通株主資本 (1)								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 33.9	\$ 35.3	\$ 32.6	(4%)	4%	\$ 35.5	\$ 32.1	11%
ウェルス・マネジメント業務	11.3	11.3	11.2	--	1%	10.9	11.3	(4%)
投資運用業務	2.1	2.3	3.1	(9%)	(32%)	2.2	2.9	(24%)
親会社資本	20.3	18.3	19.3	11%	5%	18.1	18.4	(2%)
全社	\$ 67.6	\$ 67.2	\$ 66.2	1%	2%	\$ 66.7	\$ 64.7	3%
平均普通株式等 Tier1 自己資本利益率 (1)								
法人・機関投資家向け証券業務	6%	12%	13%			13%	14%	
ウェルス・マネジメント業務	38%	42%	35%			43%	33%	
投資運用業務	*	45%	22%			26%	27%	
全社	6%	11%	11%			11%	11%	
平均普通株主資本利益率 (1)								
法人・機関投資家向け証券業務	6%	11%	13%			12%	13%	
ウェルス・マネジメント業務	17%	18%	16%			18%	15%	
投資運用業務	*	28%	16%			15%	18%	
全社	6%	10%	10%			10%	10%	

注： — 14-16 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
四半期1株当たり利益概要
(無監査、単位:百万ドル、ただし1株当たりデータを除く。)

	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2015年 6月30日 からの 増減率	2014年 9月30日 からの 増減率	2015年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	2014年 9月30日 をもって終 了した 9か月間	増減率
継続事業利益(損失)	\$ 1,051	\$ 1,833	\$ 1,757	(43%)	(40%)	\$ 5,352	\$ 5,259	2%
償還不能非支配持分に帰属する純利益	31	24	59	29%	(47%)	124	156	(21%)
モルガン・スタンレーに帰属する継続事業利益(損失)	1,020	1,809	1,698	(44%)	(40%)	5,228	5,103	2%
控除:優先株式配当	78	141	62	(45%)	26%	297	192	55%
モルガン・スタンレーに帰属する継続事業利益(損失)、参加型制限付株式単位への利益配分前	942	1,668	1,636	(44%)	(42%)	4,931	4,911	—
基本的1株当たり利益の調整:								
控除:参加型制限付株式単位への利益の配分	1	1	2	—	(50%)	4	7	(43%)
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する継続事業利益(損失)	\$ 941	\$ 1,667	\$ 1,634	(44%)	(42%)	\$ 4,927	\$ 4,904	—
税引後非継続事業利益(損失)	(2)	(2)	(5)	—	60%	(9)	(6)	(50%)
控除:非支配持分に帰属する税引後非継続事業利益(損失)	0	0	0	—	—	0	0	—
モルガン・スタンレーに帰属する税引後非継続事業利益(損失)	(2)	(2)	(5)	—	60%	(9)	(6)	(50%)
控除:参加型制限付株式単位への利益の配分	0	0	0	—	—	0	0	—
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する非継続事業利益(損失)	(2)	(2)	(5)	—	60%	(9)	(6)	(50%)
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)	\$ 939	\$ 1,665	\$ 1,629	(44%)	(42%)	\$ 4,918	\$ 4,898	—
基本的流通普通株式の平均数(単位:百万株)	1,904	1,919	1,923	(1%)	(1%)	1,916	1,925	—
基本的1株当たり利益:								
継続事業利益	\$ 0.49	\$ 0.87	\$ 0.85	(44%)	(42%)	\$ 2.57	\$ 2.55	1%
非継続事業	\$ —	\$ —	\$ —	—	—	\$ —	\$ (0.01)	*
基本的1株当たり利益	\$ 0.49	\$ 0.87	\$ 0.85	(44%)	(42%)	\$ 2.57	\$ 2.54	1%
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する継続事業利益(損失)	\$ 941	\$ 1,667	\$ 1,634	(44%)	(42%)	\$ 4,927	\$ 4,904	—
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する非継続事業利益(損失)	(2)	(2)	(5)	—	60%	(9)	(6)	(50%)
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)	\$ 939	\$ 1,665	\$ 1,629	(44%)	(42%)	\$ 4,918	\$ 4,898	—
希薄化後流通普通株式および普通株式同等証券の平均数(単位:百万株)	1,949	1,960	1,971	(1%)	(1%)	1,958	1,970	(1%)
希薄化後1株当たり利益:								
継続事業利益	\$ 0.48	\$ 0.85	\$ 0.83	(44%)	(42%)	\$ 2.52	\$ 2.49	1%
非継続事業	\$ —	\$ —	\$ —	—	—	\$ (0.01)	\$ —	*
希薄化後1株当たり利益	\$ 0.48	\$ 0.85	\$ 0.83	(44%)	(42%)	\$ 2.51	\$ 2.49	1%

注: — 14-16 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー

後注

2ページ:

- (1) 2014年9月30日をもって終了した四半期のその他の収益には、リテール用不動産の売却に関連する利益141百万ドル（各事業セグメントへの配分額：法人・機関投資家向け証券業務84百万ドル、ウェルス・マネジメント業務40百万ドル、投資運用業務17百万ドル）、および法人・機関投資家向け証券事業セグメントに報告されているトランスモンターニュ・インクの売却に関連する利益101百万ドルが含まれていた。
- (2) 2014年9月30日をもって終了した四半期の継続事業からの法人所得税費用／(ベネフィット)には、主に米国外の利益を当初の予想を下回るコストで本国に送金したことに関連する個別の正味税金ベネフィット237百万ドルが含まれていた。

4ページ:

- (1) 2015年9月30日、2015年6月30日および2014年9月30日をもって終了した四半期において、法人・機関投資家向け証券業務の企業向け実行済ローンの信用格付別割合は以下のとおりであった。
投資適格：37%、39%および45%
非投資適格：63%、61%および55%
- (2) 2015年9月30日、2015年6月30日および2014年9月30日をもって終了した四半期において、法人・機関投資家向け証券業務の企業向け貸付コミットメントの信用格付別割合は以下のとおりであった。
投資適格：72%、71%および73%
非投資適格：28%、29%および27%
- (3) 2015年9月30日、2015年6月30日および2014年9月30日現在、非投資適格の借手に対するローンおよび貸付コミットメントのイベント・ドリブン・ポートフォリオは、それぞれ158億ドル、118億ドルおよび107億ドルであった。
- (4) 法人・機関投資家向け証券事業セグメントはその他の貸付業務に従事している。これらの業務には、商業用および住宅用モーゲージ・ローン、資産担保貸付、流通市場で購入した企業向けローン、株式およびコモディティの顧客に対して提供される融資ならびに地方自治体に対するローンが含まれている。
- (5) 2015年9月30日、2015年6月30日および2014年9月30日をもって終了した四半期において、法人・機関投資家向け証券業務は、実行済ローンの貸倒引当金繰入額(戻入額)をそれぞれ3.5百万ドル、2.2百万ドルおよび1.2百万ドル計上し、未実行のコミットメントの貸倒引当金繰入額(戻入額)をそれぞれ4.8百万ドル、(28.7)百万ドルおよび(15.7)百万ドル計上した。
- (6) 2015年9月30日、2015年6月30日および2014年9月30日をもって終了した四半期において、ウェルス・マネジメント業務は、実行済ローンの貸倒引当金繰入額をそれぞれ1.3百万ドル、1.6百万ドルおよび1.0百万ドルを計上しており、未実行のコミットメントに関して表示対象の各四半期に計上された重要な引当金はなかった。

5ページ:

- (1) 2014年9月30日をもって終了した四半期のその他の収益には、トランスモンターニュ・インクの売却に関連する利益およびリテール用不動産の売却に関連する利益の法人・機関投資家向け証券業務への割当分が含まれていた。
- (2) 2014年9月30日をもって終了した四半期の継続事業からの法人所得税費用／(ベネフィット)には、主に米国外の利益を当初の予想を下回るコストで本国に送金したことに関連する個別の正味税金ベネフィット237百万ドルが含まれていた。

8ページ:

- (1) 2014年9月30日をもって終了した各四半期において、銀行預金プログラムにおける資産約1,160億ドルがモルガン・スタンレーに帰属する。

9ページ:

- (1) 2015年9月30日、2015年6月30日および2014年9月30日をもって終了した四半期には、当社の連結財務諸表に含まれる一定のファンドに係る投資利益（損失）が含まれている。これらの利益に対するリミテッド・パートナーシップ持分は、非支配持分に帰属する純利益（損失）に計上されている。

10ページ:

- (1) マーチャント・バンキングおよび不動産投資内の不動産投資の収益には、一定の連結対象の不動産ファンドが保有する自己勘定投資に関連する損益が含まれている。これらの損益は、非支配持分に帰属する純利益（損失）において相殺されている。
- (2) 2015年9月30日、2015年6月30日および2014年9月30日をもって終了した四半期の地域別の純流出入額【流入額／(流出額)】は、以下のとおりである。
北米：180億ドル、(11)億ドルおよび18億ドル
北米以外：(70)億ドル、(29)億ドルおよび56億ドル
- (3) 2015年9月30日、2015年6月30日および2014年9月30日をもって終了した四半期の地域別の運用・管理資産は、以下のとおりである。
北米：2,660億ドル、2,520億ドルおよび2,460億ドル
北米以外：1,380億ドル、1,510億ドルおよび1,550億ドル

11ページ:

- (1) 2015年9月30日、2015年6月30日および2014年9月30日をもって終了した四半期の米国銀行の投資有価証券ポートフォリオには、満期保有目的の投資有価証券がそれぞれ35億ドル、24億ドルおよび0百万ドル含まれていた。
- (2) 2015年9月30日、2015年6月30日および2014年9月30日をもって終了した四半期のその他のローンは、売却目的保有の住宅用モーゲージ・ローンそれぞれ45百万ドル、45百万ドルおよび15百万ドルを表していた。

12ページ:

- (1) 2014年9月30日をもって終了した四半期の、法人・機関投資家向け証券業務の平均普通株主資本利益率および平均普通株式等Tier1自己資本利益率は、主に米国外の利益の本国送金費用が当初の見積りより少なかったことに関連する個別の正味税金ベネフィット237百万ドルの影響を反映している。

業績指標の定義およびGAAP指標と非GAAP指標

GAAP指標と非GAAP指標の対比

- (a) モルガン・スタンレーは、決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示その他において、一定の「非GAAP財務指標」を開示する場合がある。ここでいう「GAAP」とは、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則を意味する。証券取引委員会（以下「SEC」という。）は「非GAAP財務指標」を、GAAPに準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローの数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが開示する非GAAP財務指標は、当社の財政状態および経営成績の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法を投資家に提供するための追加情報として提供されている。これらの指標はGAAPに準拠したものまたはGAAPに代替するものではなく、他社が使用している非GAAP財務指標と異なる場合や整合しない場合がある。当社が非GAAP財務指標に言及する場合は、当社は通常、それを定義するか、GAAPに準拠して算定および表示される最も直接的に比較可能な財務指標を、当社が言及する非GAAP財務指標と比較可能なGAAP財務指標の差異の調整と共に提示している。これらの定義および調整に関しては、以下の注記に加えて、当社の第3四半期決算リリースの脚注を参照。
- (b) 平均普通株主資本利益率の指標、平均普通株主資本利益率（DVAIによる影響を除く）の指標、平均普通株式等Tier 1自己資本利益率、有形普通株主資本、普通株式1株当たり有形簿価および税引前利益率は、非GAAP財務指標である。これらの指標は以下のとおり計算される。
 - 平均普通株主資本利益率および平均普通株主資本継続事業利益率は、それぞれモルガン・スタンレーに帰属する純利益から優先配当を控除したものの、平均普通株主資本に対する比率に相当する。
 - 平均普通株主資本利益率および平均普通株主資本継続事業利益率（DVAIによる影響を除く）は、それぞれ分子および分母においてDVAIに係る調整を行ったものである。
 - 平均普通株式等Tier 1自己資本継続事業利益率は、モルガン・スタンレーに帰属する純利益から優先配当を控除したものの、平均普通株式等Tier 1自己資本に対する比率に相当する。
 - 有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（許容されるモーゲージ・サービシング権は含まない）控除後の普通株主資本に相当する。
 - 普通株式1株当たり有形簿価は、有形普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものに相当する。
 - 税引前利益率は、純収益に対する税引前継続事業利益の比率を表している。
- (c) 2015年9月30日、2015年6月30日および2014年9月30日をもって終了した四半期の業績は、当社の信用スプレッドの変動およびその他のクレジット要因による当社の一定の長期債および短期債の公正価値の変動に関連した収益へのプラスの影響（債務評価調整、以下「DVA」という。）がそれぞれ435百万ドル、182百万ドルおよび215百万ドル含まれている。
- (d) 見積上の完全移行後の普通株式等Tier 1リスクベース自己資本比率および見積上の完全移行後の補完的レバレッジ比率は、まだ適用されていない新たな規制上の所要資本の遵守の評価するために有用な指標である。当社が考える非GAAP財務指標である。補完的レバレッジ比率は、Tier 1自己資本（米国パーゼルIIIの移行規則に基づき計算）を補完的レバレッジ・エクスポージャー合計で除したものに相当する。過去の期間の規制自己資本および比率の計算の詳細については、モルガン・スタンレーの2014年12月31日をもって終了した年度の様式10-Kによる年次報告書のPart 2, Item 7「規制上の要求事項」およびモルガン・スタンレーの2015年6月30日をもって終了した四半期の様式10-Qによる四半期報告書のPart 1, Item 2「規制上の要求事項」を参照。

財務業績指標に関する定義および注記

- (a) 普通株式1株当たり簿価は、普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものに相当する。
- (b) 当社全体の地域別収益は、当社の管理ベースの連結純収益を反映している。純収益の地域別の分析方法の詳細については、当社の2014年12月31日をもって終了した年度の様式10-Kによる年次報告書に掲載する連結財務諸表に対する注記21に開示されている。
- (c) 米国パーゼルIIIの先進的手法を採用する銀行組織として、当社は、(i)信用リスクのリスク加重資産（以下「RWA」という。）および市場リスクのRWAを計算する標準的な手法（以下「標準的手法」という。）、(ii)信用リスクのRWAを計算する先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスクのRWAを計算する先進的計測手法、およびパーゼルIIIに基づき計算された市場リスクのRWAに係る先進的手法（以下「先進的手法」という。）、の両方を使用してリスクベース自己資本比率を計算することが要求されている。ドッド・フランク法の規定を導入するため、米国パーゼルIIIでは、当社のような試行プロセスの完了を規制当局から承認された先進的手法を採用する銀行組織は恒久的な「自己資本の下限」の適用を受ける。2014暦年においては、自己資本の下限により、当社の自己資本比率は先進的手法に基づき計算された自己資本比率または「パーゼル2.5」として知られる市場のリスク関連規則で補完した標準的手法である米国パーゼルIに基づき規則に基づき計算された自己資本比率のうち、いずれか低い方の比率となった。2015年1月1日以降の自己資本の下限は、適用可能な経過規定を考慮した上で、米国パーゼルIIIに基づく先進的手法に基づき計算された自己資本比率または標準的手法に基づき計算された自己資本比率のうち、いずれか低い方である。2015年9月30日現在の低い方の比率は、米国パーゼルIIIの先進的手法によるものである。この計算は2015年10月19日（本リリースの公表日）現在の暫定的な見積りであり、2015年9月30日をもって終了した四半期の様式10-Qによるモルガン・スタンレーの四半期報告書において修正される可能性がある。過去の期間の規制自己資本および比率の計算の詳細については、モルガン・スタンレーの2014年12月31日をもって終了した年度の様式10-Kによる年次報告書のPart 2, Item 7「規制上の要求事項」およびモルガン・スタンレーの2015年6月30日をもって終了した四半期の様式10-Qによる四半期報告書のPart 1, Item 2「規制上の要求事項」を参照。
- (d) 銀行子会社および非銀行子会社が保有するグローバル流動性準備金は、流動性の高い広く分散された現金および現金同等物ならびに担保権未設定の有価証券で構成されている。適格な担保権未設定の有価証券には、米国国債、米国政府機関債、米国政府機関モーゲージ担保証券、米国以外の国債およびその他の高流動性投資適格有価証券が含まれている。
- (e) 当社ののれんおよび無形資産の残高は、許容されるモーゲージ・サービシング権を控除後である。
- (f) 法人・機関投資家向け証券業務の非支配持分に帰属する純利益は、主に、当社が連結するモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループへの配分を表している。
- (g) VaRは、当社のトレーディング・ポジションのポートフォリオを1日保有する場合に、平均して100取引日につき5回を超えて超過することはないと予想される損失の額を表す。VaRの計算方法および当社のVaRの手法の限界に関する詳細については、当社の2014年度の様式10-KのPart II, Item 7A「市場リスクに関する定量的および定性的情報の開示」に開示されている。
- (h) ウェルス・マネジメント業務の営業員1人当たり年換算収益は、年換算収益÷年平均営業員数として定義されている。
- (i) ウェルス・マネジメント業務の営業員1人当たり顧客預り資産は、顧客預り資産総額÷期末営業員数を表している。
- (j) ウェルス・マネジメント業務の顧客負債は、米国銀行に係る貸出ならびにブローカー・ディーラーの信用取引業務を反映している。
- (k) ウェルス・マネジメント業務の手数料ベース顧客口座資産は、サービスに対する支払が顧客口座の資産により計算される手数料を基礎とする場合の当該資産の金額を表している。
- (l) ウェルス・マネジメント業務の手数料ベース資産の流出入には、新規の手数料ベース資産（純額）、口座振替額（純額）、配当、利息および顧客手数料が含まれるが、現金管理関連活動は除かれている。
- (m) 伝統的資産運用のオルタナティブ投資の資産クラスは、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・プライベート・エクイティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアル・エステート・ファンズ等の各種投資商品を含む。
- (n) 投資運用業務の純流出入には、新規の契約、投資または再投資（顧客による償還、資金投資期間後の資本払戻および再投資されていない分配金を控除後）が含まれており、約定期間から資本投資期間への資金の移行の影響は除かれている。
- (o) 少数株主の資産持分は、投資運用業務が少数持分を保有する事業体によって運用される資産に対する投資運用業務の比例持分を表す。
- (p) 米国銀行は、当社の米国銀行子会社であるモルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションを指しており、関連企業との取引は除いている。
- (q) 法人・機関投資家向け証券業務の米国銀行のその他の貸付データには、商業用および住宅用モーゲージ貸付、資産担保貸付、流通市場で購入した企業向けローン、株式およびコモディティの顧客に対して提供される融資ならびに地方自治体に対するローンに関連する業務が含まれている。
- (r) 当社の資本の見積りおよび事業セグメントへの配分は、社内の資本充実度の測定尺度である所要資本の枠組みに基づいている。これは、ある時点のリスク、レバレッジ、極端なストレス事象による潜在的損失および継続企業資本の概念に基づく多様性を考慮する。また、この枠組みは規制上の所要資本のほか、内部成長、買収、その他の事業ニーズに必要な資本を考慮に入れている。この枠組みの詳細については、モルガン・スタンレーの2015年6月30日をもって終了した四半期の様式10-Qによる四半期報告書のPart 1, Item 2「規制上の要求事項」を参照。
- (s) 優先株式配当/その他には、参加型制限付株式単位（以下「RSU」という。）に対する利益の配分が含まれている。
- (t) 当社は、1株当たり利益に関する会計指針に規定する2種方式を使用して1株当たり利益を計算している。当社の1株当たり利益の計算の詳細については、本補足財務情報の13ページおよび2015年6月30日をもって終了した四半期の様式10-Qによる当社の四半期報告書の連結財務諸表の注記14を参照。

モルガン・スタンレー
法的通知

本補足財務情報は、財務、統計および事業に関連する情報、ならびに事業およびセグメントの趨勢を含んでいる。
本情報は、2015年10月19日に公表された当社の第3四半期決算プレス・リリースと合わせて読まれるべきものである。

Morgan Stanley

モルガン・スタンレー

2015 年度第 4 四半期および 2015 年度通期決算を発表

- 第 4 四半期の純収益は 77 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 0.39 ドル
- DVA¹による影響を除いたベースでは、純収益は 79 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 0.43 ドル^{2,3,4}
- 2015 年度通期の純収益は 352 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 2.90 ドル; DVA による影響を除いたベースでは、純収益は 345 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 2.70 ドル^{2,3,4}
- 2015 年度通期は株式の販売およびトレーディングが堅調; 投資銀行業務では世界の IPO 引受高で第 1 位、世界の公表ベースの M&A 取扱高および世界の株式引受高で第 2 位⁵
- 2015 年度通期のウェルス・マネジメント業務の税引前利益は 33 億ドルと過去最高、税引前利益率は 22%⁶

[ニューヨーク、2016 年 1 月 19 日] モルガン・スタンレー (NYSE: MS、以下、「モルガン・スタンレー」または「当社」)は本日、2015 年 12 月 31 日をもって終了した第 4 四半期の純収益が前年同期の 78 億ドルに対し、77 億ドルになったと発表した。当四半期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は 908 百万ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 0.39 ドル⁷であり、これに対し、前年同期のモルガン・スタンレーに帰属する純損益は 16 億ドルの損失、希薄化後 1 株当たり損益は 0.91 ドルの損失であった⁷。前年同期の業績には、合計で希薄化後 1 株当たり 1.37 ドルの純損失となる複数の重要な項目を含んでいた⁸。

当四半期の業績は、モルガン・スタンレーの債券関連の信用スプレッドの変動とその他クレジット要因(債務評価調整額:DVA)による 124 百万ドルの減収要因を含んでおり、これに対して前年同期では 223 百万ドルの増収要因であった。

DVA による影響を除くと、当四半期の純収益は前年同期の 75 億ドルに対し、79 億ドルであった^{1,4}。当四半期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は 986 百万ドル(希薄化後 1 株当たり 0.43 ドル)であり、これに対し、前年同期のモルガン・スタンレーに帰属する純損益は 18 億ドルの損失(希薄化後 1 株当たり 0.99 ドルの損失)であった^{3,4}。

人件費は、前年同期の 51 億ドルに対し 37 億ドルとなった。当四半期は 155 百万ドルの退職費用を含み⁹、前年同期は約 11 億ドルの報酬繰延費用の調整額を含んでいた⁸。こうした項目を除いたベースでは、人件費は規律ある報酬管理により前年同期に比べ減少した。

人件費以外の費用は 26 億ドルと、前年同期の 56 億ドルから減少した。前年同期の住宅ローン関連および信用危機関連の事項に伴う 31 億ドルの訴訟費用を除いたベースでは⁸、人件費以外の費用は前年同期の 25 億ドルに対し、26 億ドルであった。

当四半期の年率換算した平均普通株主資本利益率は 4.4%、DVA を除いたベースでは 4.9%であった^{1,10}。

2015年12月31日現在で当社は、完全移行後の見積上の普通株式等 Tier1 リスクベース自己資本比率および補完的レバレッジ比率を、それぞれ約 14.1%および 5.8%と推定している^{11,12,13}。

全社の業績概要 (単位: 百万ドル)				
	公表ベース		DVA による影響を除く ⁴	
	純収益 ^(a)	MS に帰属する純利益 ^(b)	純収益 ^(a)	MS に帰属する純利益 ^(b)
2015 年度第 4 四半期	\$7,738	\$ 908	\$7,862	\$ 986
2015 年度第 3 四半期	\$7,767	\$ 1,018	\$7,332	\$ 740
2014 年度第 4 四半期	\$7,764	\$(1,630)	\$7,541	\$(1,775)

- a) 2014 年度第 4 四半期の収益には、資金調達評価調整(FVA)を導入したことにより生じる 468 百万ドルの税引前費用を含んでいる。
- b) 2014 年度第 4 四半期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は、訴訟費用 29 億ドル(税引後)、報酬繰延費用の調整額 781 百万ドル(税引後)、FVA 関連費用 338 百万ドル(税引後)、および個別の正味税金ベネフィット 1,380 百万ドルを含んでいる。

2015 年度第 4 四半期業績のハイライト

- 法人・機関投資家向け証券業務部門の純収益は、DVA の影響を除くベースで 35 億ドルとなった。これは、引き続き堅調な株式の販売およびトレーディングと投資銀行業務の堅固な業績、ならびに債券・コモディティの販売およびトレーディングが引き続き低調であったことを反映している¹⁴。
- ウェルス・マネジメント業務の純収益は 38 億ドル、税引前利益率は 20%であった⁶。当四半期の手数料ベースの資産流入額は 114 億ドルであった。
- 投資運用業務の純収益は 621 百万ドル、顧客預り・管理資産は 4,060 億ドルであった。

モルガン・スタンレー会長兼最高経営責任者(CEO)であるジェームス P. ゴーマンは次のように述べている。「当年度上期における全般的に堅調であった業績は、下期の厳しい市場環境による停滞した取引活動によって影響を受けた。第 4 四半期に我々は、資本と経費の面で債券業務を大幅に再構築する措置を講じた。2016 年は全社的な経費の管理に努め、株主利益を押し上げることに引き続き注力していく。」

第4四半期の業績

法人・機関投資家向け証券業務の業績概要 (単位: 百万ドル)				
	公表ベース		DVA による影響を除く ¹⁴	
	純収益 ^(a)	税引前損益 ^(a)	純収益 ^(a)	税引前損益 ^(a)
2015 年度第 4 四半期	\$3,419	\$ 548	\$3,543	\$ 672
2015 年度第 3 四半期	\$3,904	\$ 688	\$3,469	\$ 253
2014 年度第 4 四半期	\$3,430	\$(3,661)	\$3,207	\$(3,884)

a) 2014 年度第 4 四半期の税引前利益は、訴訟費用 31 億ドル、報酬繰延費用の調整額 904 百万ドル、および FVA の導入に伴う 468 百万ドルの費用(減収要因)を含んでいる。

法人・機関投資家向け証券業務

法人・機関投資家向け証券業務部門の継続事業による税引前損益は、前年度第 4 四半期の 37 億ドルの損失に対し、548 百万ドルの利益となった。前年度同四半期の業績には、住宅ローン関連と信用危機関連の事項に伴う訴訟費用、報酬繰延費用の調整額、資金調達評価調整(FVA)の導入に起因する費用を含んでいた⁸。純収益は、当四半期と前年度同四半期のいずれにおいても 34 億ドルであった。DVA は、前年同期が 223 百万ドルの増収要因であったのに対し、当四半期は 124 百万ドルの減収要因となった。DVA と前年同期の FVA 費用を除いたベースでは、当四半期の純収益は前年同期の 37 億ドルから 35 億ドルに減少した^{1,14}。以下の販売およびトレーディング業務に関する議論は、当四半期と前年同期の DVA と、前年同期の FVA 費用を除いたベースである。

- ・ アドバイザリー業務の収益は、M&A 活動の活発化を受けて、前年同期の 488 百万ドルから 516 百万ドルに増加した。株式引受業務の収益は 352 百万ドルと、前年度同四半期からほぼ変わらなかった。債券引受業務の収益は、非投資適格債とローン手数料の減少を反映して、前年度同四半期の 462 百万ドルから 346 百万ドルに減少した。
- ・ 株式の販売およびトレーディング業務の純収益は、商品と地域を問わず業績がより堅調であったことを受け、前年同期の 16 億ドルから 18 億ドルに増加した¹⁵。
- ・ 債券・コモディティの販売およびトレーディング業務の純収益は、厳しい市場環境と証券化商品の業績低迷を反映して、前年同期の 599 百万ドルから 550 百万ドルに減少した^{8,15}。
- ・ その他の販売およびトレーディング業務の純損益は、前年同期の 37 百万ドルの損失に対し、103 百万ドルの損失となった。これは主に企業向け貸付業務に関連する減収を反映している。
- ・ その他の収益は、前年同期の 161 百万ドルに対し、31 百万ドルとなった。これは主に、日本における証券合併事業を構成する一社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の減益や、ローンおよびコミットメントにおける時価評価損、ならびに前年同期に計上したコモディティ関連利益の欠如を反映している。
- ・ 人件費は、前年度同四半期の 24 億ドルから 12 億ドル⁹に減少した。前年度同四半期は裁量インセンティブ報酬繰延の変更に関連する費用の調整額を含んでいた⁸。前年同期の報酬繰延費用の調整額を除いたベースでは、人件費は 12 億ドルと、規律ある報酬管理を反映して前年同期の 15 億ドルから減少した。

- ・ 当四半期の人件費以外の費用は、前年同期の 47 億ドルから 16 億ドルに減少した。前年同期に計上した住宅ローン関連と信用危機関連の事項に伴う訴訟費用 31 億ドルを除いたベースでは⁸、人件費以外の費用は、前年同期比でほぼ横ばいであった。
- ・ 95%の信頼水準で測ったモルガン・スタンレーのトレーディングの平均 VaR(バリュアット・リスク)は、前年度第 4 四半期の 47 百万ドル、2015 年度第 3 四半期の 53 百万ドルに対し、46 百万ドルとなった¹⁶。

ウェルス・マネジメント業務の業績概要 (単位: 百万ドル)		
	純収益	税引前損益 ^(a)
2015 年度第 4 四半期	\$3,751	\$768
2015 年度第 3 四半期	\$3,640	\$824
2014 年度第 4 四半期	\$3,804	\$736

a) 2014 年度第 4 四半期の税引前利益は、報酬繰延費用の調整額 88 百万ドルを含む。

ウェルス・マネジメント業務

ウェルス・マネジメント業務の継続事業による税引前利益は、前年度第 4 四半期の 736 百万ドルに対し、768 百万ドルとなった。当四半期の税引前利益率は 20%、退職金費用を除くベースでは 21%となった^{6,9}。当四半期の純収益は、38 億ドルとなった。

- ・ 資産運用手数料収益は、市場下落による影響を良好な資産流入が相殺したことから、前年同期比ほぼ横ばいの 21 億ドルとなった。
- ・ 取引収益¹⁷は、前年同期の 976 百万ドルから 861 百万ドルに減少した。これは主に、手数料収益の減少と新規発行業務の水準低下を反映している。
- ・ 純受取利息は、預金およびローン残高の伸びを受けて、前年同期の 625 百万ドルから 779 百万ドルに増加した。当四半期末のウェルス・マネジメント顧客債務は 640 億ドルとなり、前年度同四半期から 130 億ドル増加した¹⁸。
- ・ 当四半期の人件費は、前年同期の 23 億ドルに対し 21 億ドルとなった⁹。前年度同四半期は報酬繰延費用の調整額 88 百万ドルを含んでいた⁸。前年度の報酬調整額を除いたベースの人件費は、減収の影響で前年同期の 22 億ドルから 21 億ドルに減少した。
- ・ 人件費以外の費用は、専門家役務費用の増加を受けて、前年同期の 777 百万ドルから 837 百万ドルに増加した。
- ・ 当四半期末現在の総顧客預り資産は 2.0 兆ドル、手数料ベース口座の顧客預り資産は 7,950 億ドルとなった。当四半期の手数料ベース資産の流出入額は 114 億ドルであった。
- ・ ウェルス・マネジメント事業に在籍する営業員は 15,889 人、当四半期の 1 人当たり年換算収益の平均は 947,000 ドルとなった。

投資運用業務の業績概要 (単位: 百万ドル)		
	純収益	税引前損益 ^(a)
2015 年度第 4 四半期	\$621	\$123
2015 年度第 3 四半期	\$274	\$(38)
2014 年度第 4 四半期	\$588	\$ (6)

a) 2014 年度第 4 四半期の税引前利益は、報酬繰延費用の調整額 145 百万ドルを含む。

投資運用業務

投資運用業務の継続事業による税引前損益は、前年度第 4 四半期の 6 百万ドルの損失に対し、123 百万ドルの利益となった。前年度同四半期は、裁量インセンティブ報酬繰延の変更に関連する 145 百万ドルの費用調整額を含んでいた⁸。

- ・ 純収益は前年同期の 588 百万ドルから 621 百万ドルに増加した。これは、伝統的資産運用業務の減益によって一部相殺されたものの、主にマーチャント・バンキング業務と不動産投資業務の増益を反映している。
- ・ 当四半期の人件費は、前年同期の 381 百万ドル⁸に対し 278 百万ドルとなった⁹。前年同期の報酬繰延調整の影響を除くベースの人件費は、前年度同四半期の 236 百万ドルから 278 百万ドルに増加した。繰延報酬制度が参照する投資の公正価値の増加が主な要因であった。
- ・ 2015 年 12 月 31 日現在の顧客預り・管理資産は、4,060 億ドルとなった。

通期の業績

通期の純収益は、前年度の 343 億ドルに対し 352 億ドルとなった。当年度通期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は 61 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 2.90 ドルとなり、これに対し、前年度通期の純利益は 35 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 1.60 ドルであった⁷。当年度の業績は、約 564 百万ドル(希薄化後 1 株当たり 0.29 ドル)の個別の正味税金ベネフィットを含み、前年度は約 22 億ドル(希薄化後 1 株当たり 1.13 ドル)の個別の正味税金ベネフィットを含んでいた⁸。さらに前年度は、第 4 四半期に 31 億ドルの訴訟費用(希薄化後 1 株当たり 1.47 ドルの損失)、報酬繰延費用の調整額約 11 億ドル(希薄化後 1 株当たり 0.39 ドルの損失)、および 468 百万ドルの資金調達評価調整(希薄化後 1 株当たり 0.17 ドルの損失)を含んでいた⁸。

当年度の業績が DVA による 618 百万ドルの増収要因を含んでいるのに対し、前年度は 651 百万ドルの増収要因であった。DVA による影響を除くと、当年度の純収益は 2014 年度の 336 億ドルに対し 345 億ドル、モルガン・スタンレーに帰属する純利益は 57 億ドル(希薄化後 1 株当たり利益は 2.70 ドル)となり、これに対し、前年度の純利益は 30 億ドル(希薄化後 1 株当たり利益は 1.39 ドル)であった^{2,3,4}。

当年度の当社の人件費は 160 億ドル⁹と、前年度の 178 億ドルから減少した。前年度は、裁量インセンティブ報酬の繰延変更に伴う約 11 億ドルの費用を含んでいた⁸。人件費以外の費用は、訴訟費用の減少を受けて、前年度の 129 億ドルから 106 億ドルに減少した⁸。

2015 年度通期の平均普通株主資本利益率は 8.5%、DVA を除いたベースでは 7.8%であった¹⁰。

全社業績概要 (単位: 百万ドル)				
	公表ベース		DVA による影響を除く ⁴	
	純収益	MS に帰属 する純利益	純収益	MS に帰属 する純利益
2015 年度	\$35,155	\$6,127	\$34,537	\$5,728
2014 年度	\$34,275	\$3,467	\$33,624	\$3,049

セグメント別の業績概要 (単位: 百万ドル)								
	公表ベース				DVA による影響を除く ¹⁴			
	純収益 ^(a)		税引前損益 ^(b)		純収益 ^(a)		税引前損益 ^(b)	
	2015 年度	2014 年度	2015 年度	2014 年度	2015 年度	2014 年度	2015 年度	2014 年度
法人・機関投資家向け 証券業務	\$17,953	\$16,871	\$4,671	\$ (58)	\$17,335	\$16,220	\$4,053	\$ (709)
ウェルス・マネジメント業務	\$15,100	\$14,888	\$3,332	\$2,985	\$15,100	\$14,888	\$3,332	\$2,985
投資運用業務	\$ 2,315	\$ 2,712	\$ 492	\$ 664	\$ 2,315	\$ 2,712	\$ 492	\$ 664

- a) 2014 年度の法人・機関投資家向け証券業務の収益には、FVA の導入に起因する 468 百万ドルの税引前費用を含んでいる。
- b) 2014 年度の法人・機関投資家向け証券業務部門の税引前利益は、2014 年度第 4 四半期の 31 億ドルの訴訟費用を含んでいた。

法人・機関投資家向け証券業務

法人・機関投資家向け証券業務の継続事業による税引前損益は、前年度の 58 百万ドルの損失に対し、47 億ドルの利益となった。当年度の純収益は、前年度の 169 億ドルに対し 180 億ドルであった。前年度の純収益は、一部の店頭デリバティブの公正価値測定に資金調達評価調整(FVA)を導入したことに起因する約 468 百万ドルの税引前費用の影響を含んでいた⁸。DVA は、前年度が 651 百万ドルの増収要因であったのに対し、当年度は 618 百万ドルの増収要因となった。

DVA と前年度の FVA を除いたベースでは、当年度の純収益は 173 億ドルとなり、これに対し前年度は 167 億ドルであった^{8,14}。人件費は、前年度の 78 億ドルに対し 65 億ドル⁹となった。前年度は 904 百万ドルの報酬繰延費用の調整額を含んでいた⁸。DVA を除いたベースでの当年度の純収益に対する人件費の比率は、規律ある報酬管理を反映して 37%となった¹⁹。人件費以外の費用は、訴訟関連費用の減少を受けて、前年度の 91 億ドルから 68 億ドルに減少した⁸。

ウェルス・マネジメント業務

ウェルス・マネジメント業務の継続事業による税引前利益は、前年度の 30 億ドルに対し、33 億ドルとなった。当年度の純収益は、前年度の 149 億ドルに対し 151 億ドルであった。当年度の税引前利益率は 22%であった⁶。人件費は、前年度の 88 億ドル⁸に対し 86 億ドルとなった⁹。人件費以外の費用は、前年度の 31 億ドルから 32 億ドルに増加した。

投資運用業務

投資運用業務の継続事業による税引前利益は、前年度の 664 百万ドルに対し 492 百万ドルとなった。純収益は、主にマーチャント・バンキングと不動産投資業務の投資収益の減少を反映して、前年度の 27 億ドルから 23 億ドルに減少した。人件費は、前年度の 12 億ドル⁸に対し 954 百万ドル⁹となった。人件費以外の費用は、前年度の 835 百万ドルに対し 869 百万ドルとなった。

資本について

2015 年 12 月 31 日現在、米国バーゼルⅢの先進的手法の経過規定に基づく、当社の普通株式等 Tier1 リスクベース自己資本比率は約 15.4%、Tier1 リスクベース自己資本比率は約 17.3%である¹¹。

2015 年 12 月 31 日現在で当社は、完全移行後の見積上の普通株式等 Tier1 リスクベース自己資本比率(米国バーゼルⅢの先進的手法に基づく)は約 14.1%、完全移行後の見積上の補完的レバレッジ比率は約 5.8%と推定している^{11,12,13}。

2015 年 12 月 31 日現在、約 19 億株の流通株式に基づく普通株式 1 株当たり簿価と有形簿価は、それぞれ 35.24ドル、30.26ドルである²⁰。

その他の事項

当四半期の継続事業による実効税率は 34.5%で、これは利益の地理的構成の変化により前四半期から増加したことを反映している。当年度通期の継続事業による実効税率は 25.9%であった。

当社は 2015 年 12 月 31 日をもって終了した四半期に、自社の普通株式を約 625 百万ドル(約 19 百万株)買い戻した。2015 年 12 月 31 日をもって終了した年度通期では、自社の普通株式を約 21 億ドル(約 59 百万株)買い戻した。

取締役会は普通株式 1 株当たり 0.15ドルの四半期配当を宣言した。配当は 2016 年 1 月 29 日現在の株主名簿上の普通株主に対し、2016 年 2 月 15 日付で支払われる。

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、ウェルス・マネジメント、投資運用事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業である。世界 43 カ国以上にあるオフィスを通じて、当社の従業員は法人、政府、機関投資家、個人を含む世界中の顧客にサービスを提供している。モルガン・スタンレーに関する詳細については www.morganstanley.com をご参照ください。

決算概要については添付資料を参照。財務、統計、事業関連の追加情報、事業およびセグメント動向は補足財務情報(Financial Supplement)に掲載されている。決算リリースと補足財務情報はモルガン・スタンレーのウェブ・サイト(www.morganstanley.com)の Investor Relations のセクションでも公開している。

###

(添付資料を参照)

注意:

本書に記載する情報には一定の非 GAAP 財務指標が含まれる場合がある。当該指標から比較可能な GAAP 数値への調整は、この決算リリースおよび補足財務情報に記載されている。これらは、いずれも www.morganstanley.com から入手できる。

上記の情報には予想的見解が含まれている。予想的見解は、資料作成時の経営者の推定、予想、期待または確信を反映したものであり、実際の結果と大きく異なるリスクおよび不確実性が存在するため、読者は予想的見解を過度に信用すべきではない。当社の将来の業績に重要な影響を与え得る追加的なリスクおよび不確実性に関しては、2014年12月31日終了年度に係る様式 10-K による当社年次報告書の Part I、Item1 の直前に記載されている「予想的見解」の項、Part I、Item1 に記載されている「競争」および「監督および規制」の項、Part I、Item1A に記載されている「リスク要因」の項、Part I、Item3 に記載されている「訴訟」の項、Part II、Item7 に記載されている「財政状態および経営成績に関する経営者の検討および分析」の項、また、Part II、Item7A に記載されている「市場リスクに関する定量的および定性的情報の開示」の項、ならびに、様式 10-K に記載されている他の項目、当社の様式 10-Q による四半期報告書および当社の様式 8-K による臨時報告書(これらの訂正報告書を含む)を参照されたい。

¹ 信用スプレッドの変動とその他クレジット要因に起因する当社の長期債と短期債の一部の公正価値の変動を示す(債務評価調整額(DVA))。

² モルガン・スタンレーは、決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示などで一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。ここで「GAAP」とは米国において一般に公正妥当と認められる会計原則を意味する。証券取引委員会(SEC)は「非 GAAP 財務指標」を GAAP に準拠して算出、表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態、またはキャッシュ・フローの数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが公表している非 GAAP 財務指標は、当社の財政状態、経営成績、また予想される規制上の所要自己資本の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法を投資家に提供する追加情報として提示されている。こうした指標は GAAP に準拠しておらず、GAAP に置き換わるものではなく、他社が利用している非 GAAP 財務指標とは異なるか、整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する際には常に、それについて一般的に定義するか、GAAP に準拠して算出、表示される最も直接的に比較可能な財務指標も提示するとともに、当社が参照する非 GAAP 財務指標とそれに見合う GAAP 財務指標の差異の調整も提示する。

³ DVA を除く希薄化後 1 株当たり損益は、投資家が期間ごとの業績をより良く比較するために有用であると当社が判断している非 GAAP 財務指標である。DVA の除外は、その影響がプラスかマイナスかに関わらず、信用スプレッドとその他クレジット要因の変動のみに起因するモルガン・スタンレーの債務に関連する収益を区別するためである。モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する希薄化後 1 株当たり損益と平均希薄化株式数の非 GAAP ベースから GAAP ベースへの調整は以下の通りである(株式数の単位は百万)。

	<u>2015 年度</u> <u>第 4 四半期</u>	<u>2014 年度</u> <u>第 4 四半期</u>	<u>2015 年度</u>	<u>2014 年度</u>
希薄化後1株当たり損益－非GAAPベース	\$ 0.43	\$(0.99)	\$2.70	\$1.39
DVAによる影響	\$(0.04)	\$ 0.08	\$0.20	\$0.21
希薄化後1株当たり損益－GAAPベース	\$ 0.39	\$(0.91)	\$2.90	\$1.60
平均希薄化後株式数－GAAPベース	1,939	1,920	1,953	1,971

⁴ DVA を除いた純収益と、DVA を除いたモルガン・スタンレーに帰属する純損益は、投資家が期間ごとの業績をより良く比較するために有用な指標であると当社が判断している非 GAAP ベースの財務指標である。非 GAAP ベースから GAAP ベースへの純収益とモルガン・スタンレーに帰属する純損益の調整は以下の通りである(金額の単位は百万ドル)。

	<u>2015 年度</u> <u>第 4 四半期</u>	<u>2015 年度</u> <u>第 3 四半期</u>	<u>2014 年度</u> <u>第 4 四半期</u>	<u>2015 年度</u>	<u>2014 年度</u>
当社の純収益－非GAAPベース	\$7,862	\$7,332	\$7,541	\$34,537	\$33,624
DVAによる影響	\$ (124)	\$ 435	\$ 223	\$ 618	\$ 651
当社の純収益－GAAP ベース	\$7,738	\$7,767	\$7,764	\$35,155	\$34,275
DVAを除いたMSIに帰属する純損益					
－非GAAPベース	\$ 986	\$ 740	\$(1,775)	\$5,728	\$3,049
DVAによる影響	\$ (78)	\$ 278	\$ 145	\$ 399	\$ 418
MSIに帰属する純損益－GAAP ベース	\$ 908	\$1,018	\$(1,630)	\$6,127	\$3,467

⁵ 出典：トムソン・ロイター(2016年1月4日現在)、2015年1月1日－2015年12月31日。

⁶ 税引前利益率は、投資家が業績を評価する際の有用な指標であると当社が判断している非 GAAP 財務指標である。税引前利益率は税引前の継続事業による損益を純収益で除いたものである。

⁷ 1株当たり利益の計算に関連して、2015年度第4四半期は約155百万ドル、2014年度第4四半期は約119百万ドルの優先配当とその他調整額を含んでいた。また、1株当たり利益の計算に関連して、2015年度は約456百万ドル、2014年度は約315百万ドルの優先配当とその他調整額を含んでいた。1株当たり利益の算出方法に関しては、本リリースに付随するモルガン・スタンレーの補足財務情報の13ページを参照されたい。

⁸ 前年度第4四半期は利益に影響を及ぼす以下の複数の重要な項目を含んでいた：

- i. 住宅ローン担保証券と信用危機に関連する事項に伴う31億ドルの訴訟費用。
- ii. モルガン・スタンレー・スミス・バーニー・ホールディングス LLC (MSSBH)の税務上の取扱いをパートナーシップから法人に変更したことを含む、法的組織再編に関連する約14億ドルの個別の正味税金ベネフィット。この法的組織再編により、以前設定した繰延税金負債の取崩しがあった。
- iii. 約11億ドルの報酬費用調整額。報酬繰延費用の調整額は、法人・機関投資家向け証券業務部門で904百万ドル、ウェルス・マネジメント業務部門で88百万ドル、投資運用業務部門で145百万ドル計上された。2014年12月1日に、取締役会の報酬・経営開発・後継人事(CMDS)委員会は、2014年業績年度の裁量インセンティブ報酬を2015年に付与するアプローチを承認した。このアプローチはこうした報酬の繰延率の平均基準値を約50%に押し下げる。加えて、CMDS委員会は一部の未決済の繰り延べられた現金インセンティブ報酬の権利確定繰上げを承認した。
- iv. 無担保または一部担保付の店頭デリバティブ、および契約条件に基づき受け取った担保の再利用が許可されていない店頭デリバティブの公正価値測定に資金調達評価調整(FVA)を導入したことに伴う468百万ドルの費用。約468百万ドルの税引前費用は会計上の見積もりの変更をもたらし、そのうち466百万ドルは法人・機関投資家向け証券業務部門の債券・コモディティの販売およびトレーディングにおける純収益の減額要因として反映された。

上記の重要な項目が希薄化後1株当たり利益に及ぼす影響は、各項目の税引後の影響を各期の平均希薄化後流通株式数で除して算出される：

	<u>2014年度</u> <u>第4四半期</u>	<u>2014年度</u>
訴訟費用	\$(1.50)	\$(1.47)
個別の正味税金ベネフィット	\$ 0.72	\$ 0.70
報酬繰延費用調整額	\$(0.41)	\$(0.39)
FVA	\$(0.18)	\$(0.17)
重要な項目の合計	\$(1.37)	\$(1.33)

上記の第4四半期の個別の正味税金ベネフィットに加え、2014年度に追加の税金ベネフィットが計上された。2014年度通期の個別の正味税金ベネフィットは合計22億ドル、希薄化後1株当たり1.13ドルであった。

⁹ 退職費用は第4四半期の当社の事業再編策に伴うものであり、各事業セグメントへの計上額の概算値は、法人・機関投資家向け証券業務125百万ドル、ウェルス・マネジメント業務20百万ドル、投資運用業務10百万ドルである。退職費用を除くベースでウェルス・マネジメント業務の継続事業による損益を調整すると、第4四半期の税引前利益率は21%となる。

¹⁰ 年率換算した平均普通株主資本利益率(ROE)と、DVAを除いたベースのROEは、投資家が期間ごとの業績をより良く比較するために有用な指標であると当社が判断している非GAAPベースの財務指標である。ROEの計算は、モルガン・スタンレーに帰属する純利益から優先株式配当を控除したものを平均普通株主資本に対する比率とする。DVAを除いたベースのROEを導き出すためには、分子と分母からこの項目を除外する。ROEからDVAを除いたベースのROEへの調整は以下の通りである。

	2015年度 第4四半期	2015年度
DVAを除いたROE	4.9%	7.8%
DVAによる影響	-0.5%	0.7%
ROE	4.4%	8.5%

¹¹ 当社は米国バーゼルⅢの先進的手法を採用する銀行組織として、リスクベースの自己資本比率の算出に当たって、(i) 信用リスクのリスク加重資産(RWA)と市場リスクのRWAを算出するための標準的手法(「標準的手法」)、ならびに、(ii) 信用リスクのRWAを算出する内部格付けに基づく先進的手法、オペレーショナル・リスクのRWAを算出する先進的手法、およびバーゼルⅢに基づき算出する市場リスクのRWAに係る先進的手法(「先進的手法」)、の両方を用いることが求められる。金融規制改革法(ドッド・フランクリン法)の規定を導入するために、米国のバーゼルⅢでは、当社のように規制当局から試行プロセスを完了することを承認された先進的手法を採用する銀行組織は、恒久的な「自己資本の下限」の適用を受ける。2015年1月1日以降、自己資本の下限は、適用可能な経過規定を考慮した上で、米国のバーゼルⅢに基づく先進的手法もしくは標準的手法に基づき算出した自己資本比率のうち、低い方となっている。2015年12月31日現在、この低い方の比率は米国バーゼルⅢの先進的手法に基づき算出した自己資本比率となっている。この算出は2016年1月19日(本リリース発表日)現在の暫定的な見積りであり、2015年12月31日をもって終了した年度に係るモルガン・スタンレーの様式10-Kによる年次報告書で修正される可能性がある。米国バーゼルⅢ最終規則は段階的に導入されるため、当社のリスクベースの自己資本比率の算出方法は2022年1月1日までの間に変更される予定である。過去の期間における規制上の自己資本および同比率の算出に関する情報については、2014年度の様式10-KのPart II、Item 7「流動性および自己資本—規制上の要求事項」、および2015年9月30日をもって終了した四半期に係るモルガン・スタンレーの様式10-Qによる四半期報告書のPart I、Item 2「流動性および自己資本—規制上の要求事項」を参照されたい。

¹² 米国バーゼルⅢは当社に対し2015年1月1日以降、補完的レバレッジ比率に関する情報開示を求めており、2017年末までの同比率は経過規定の影響を含む見通しである。補完的レバレッジ比率は2018年1月1日より資本基準として導入される予定である。具体的には、2018年1月1日以降、配当および自社株買い、業務執行役員への裁量的賞与支給を含む資本の分配への制約を回避するため、当社は3%の最低補完的レバレッジ比率に加え、最低2%のTier1補完的レバレッジ資本バッファーを維持しなければならない(合計で少なくとも5%)。当社の見積りの補完的レバレッジ比率の推定値は、分子に完全移行後ベースの米国バーゼルⅢに基づくTier1自己資本を用い、分母は約1.10兆ドルとしている。当社の推定値は、リスクや不確定要因の影響を受けるため、実際の結果はこうした規制に基づく推定値と大きく異なる可能性がある。加えて、これらの推定値は、将来の時点における当社の実際の補完的レバレッジ比率や利益、資産、エクスポージャーについての予想であると考えてはならない。当社の今後の業績に影響を及ぼす可能性のあるリスクと不確定要因の議論については、2014年度の様式10-KのPart I、Item 1A「リスク要因」を参照されたい。

¹³ 完全移行後の見積りの普通株式等Tier1リスクベース自己資本比率と、完全移行後の見積りの補完的レバレッジ比率は、まだ導入されていない新たな規制上の所要資本の遵守を評価する上で有用な指標であると当社が判断している非GAAP財務指標である。

¹⁴ DVAを除いた法人・機関投資家向け証券業務の純収益と税引前損益、ならびにDVAと新たに導入された資金調達評価調整(FVA)を除いた純収益と税引前損益は、投資家が期間ごとの業績をより良く比較するために有用な指標であると当社が判断している非GAAPベースの財務指標である。非GAAPベースからGAAPベースへの純収益と税引前損益の調整は以下の通りである(金額の単位は百万ドル)。

	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期	2014年度 第4四半期	2015年度	2014年度
DVA/FVAを除く純収益－非GAAPベース	\$3,543	\$3,469	\$3,675	\$17,335	\$16,688
				\$	
FVAによる影響	\$ 0	\$ 0	\$ (468)	\$ 0	\$ (468)
DVAを除く純収益－非GAAPベース	\$3,543	\$3,469	\$3,207	\$17,335	\$16,220
DVAによる影響	\$ (124)	\$ 435	\$ 223	\$ 618	\$ 651
純収益－GAAPベース	\$3,419	\$3,904	\$3,430	\$17,953	\$16,871
DVA/FVAを除く税引前損益－非GAAPベース	\$ 672	\$ 253	\$(3,416)	\$ 4,053	\$ (241)
FVAによる影響	\$ 0	\$ 0	\$ (468)	\$ 0	\$ (468)
DVAを除く税引前損益－非GAAPベース	\$ 672	\$ 253	\$(3,884)	\$ 4,053	\$ (709)
DVAによる影響	\$ (124)	\$ 435	\$ 223	\$ 618	\$ 651
税引前損益－GAAPベース	\$ 548	\$ 688	\$(3,661)	\$ 4,671	\$ (58)

¹⁵ DVAを除いた債券・コモディティ(FIC)および株式の販売およびトレーディングの純収益、ならびにDVAと新たに導入された資金調達評価調整(FVA)を除いた債券・コモディティ(FIC)および株式の販売およびトレーディングの純収益は、投資家が期間ごとの業績をより良く比較するために有用であると当社が判断している非GAAPベースの財務指標である。FICおよび株式の販売およびトレーディングの純収益を含む販売およびトレーディングの非GAAPベースからGAAPベースへの調整は以下の通りである(金額の単位は百万ドル)。

	2015年度 第4四半期	2014年度 第4四半期	2015年度	2014年度
DVA/FVAを除く販売およびトレーディング－非GAAPベース	\$2,265	\$2,189	\$11,832	\$10,561
			\$	
FVAによる影響	\$ 0	\$ (468)	\$ 0	\$ (468)
DVAを除く販売およびトレーディング－非GAAPベース	\$2,265	\$1,721	\$11,832	\$10,093
DVAによる影響	\$ (124)	\$ 223	\$ 618	\$ 651
販売およびトレーディング－GAAPベース	\$2,141	\$1,944	\$12,450	\$10,744
DVA/FVAを除くFICの販売およびトレーディング－非GAAPベース	\$ 550	\$ 599	\$ 4,303	\$ 4,261
FVAによる影響	\$ 0	\$ (466)	\$ 0	\$ (466)
DVAを除くFICの販売およびトレーディング－非GAAPベース	\$ 550	\$ 133	\$ 4,303	\$ 3,795
DVAによる影響	\$ (90)	\$ 161	\$ 455	\$ 419
FICの販売およびトレーディング－GAAPベース	\$ 460	\$ 294	\$ 4,758	\$ 4,214
DVA/FVAを除く株式の販売およびトレーディング－非GAAPベース	\$1,818	\$1,627	\$8,125	\$6,905
FVAによる影響	\$0	(\$2)	\$0	(\$2)
DVAを除く株式の販売およびトレーディング－非GAAPベース	\$1,818	\$1,625	\$8,125	\$6,903
DVAによる影響	(\$34)	\$62	\$163	\$232
株式の販売およびトレーディング－GAAPベース	\$1,784	\$1,687	\$8,288	\$7,135

¹⁶ VaRは、ポートフォリオが1日の間一定して保有される場合に、当社のトレーディングポジションにおいて100取引日当たりで平均5回を超えて超過することがないと予想される損失額である。VaRの計算に関する詳細および当社のVaR手法の限界については、モルガン・スタンレーの2014年度の様式10-KのPart II、Item 7A「市場リスクに関する定量的および定性的情報の開示」に開示されている。VaRの情報に関しては、本リリースに付随するモルガン・スタンレーの補足財務情報の6ページを参照されたい。

¹⁷ 取引収益は、投資銀行業務、トレーディングおよび手数料収益を含む。

¹⁸ ウェルス・マネジメント業務の顧客債務は、米国銀行の貸出およびブローカー・ディーラーの証拠金取引を反映している。

¹⁹ 法人・機関投資家向け証券業務における 2015 年通期の報酬比率 37%は、人件費の 6,467 百万ドルを DVA の影響を除く純収益の 17,335 百万ドル(純収益の 17,953 百万ドルから DVA による増収額の 618 百万ドルを減額)で除したものにに基づき算出されている。

²⁰ 有形普通株主資本と普通株式 1 株当たり有形簿価は、自己資本比率の有用な指標であると当社が判断している非 GAAP 財務指標である。有形普通株主資本は、普通株主資本からのれんおよび無形資産(許容されるモーゲージ・サービシング権を除く)を控除したものに等しい。普通株式 1 株当たり有形簿価は、有形普通株主資本を期末の流通普通株式数で除したものである。

モルガン・スタンレー
四半期連結財務概要
(無監査、単位:百万ドル、ただし1株当たりデータを除く。)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
純収益								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 3,419	\$ 3,904	\$ 3,430	(12)%	—	\$ 17,953	\$ 16,871	6%
ウェルス・マネジメント業務	3,751	3,640	3,804	3%	(1%)	15,100	14,888	1%
投資運用業務	621	274	588	127%	6%	2,315	2,712	(15)%
セグメント間消去	(53)	(51)	(58)	(4)%	9%	(213)	(196)	(9)%
純収益	<u>\$ 7,738</u>	<u>\$ 7,767</u>	<u>\$ 7,764</u>	—	—	<u>\$ 35,155</u>	<u>\$ 34,275</u>	3%
継続事業税引前利益(損失)								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 548	\$ 688	\$ (3,661)	(20)%	*	\$ 4,671	\$ (58)	*
ウェルス・マネジメント業務	768	824	736	(7)%	4%	3,332	2,985	12%
投資運用業務	123	(38)	(6)	*	*	492	664	(26)%
セグメント間消去	0	0	0	—	—	0	0	—
継続事業税引前利益(損失)	<u>\$ 1,439</u>	<u>\$ 1,474</u>	<u>\$ (2,931)</u>	(2)%	*	<u>\$ 8,495</u>	<u>\$ 3,591</u>	137%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 341	\$ 518	\$ (3,440)	(34)%	*	\$ 3,696	\$ (96)	*
ウェルス・マネジメント業務	480	509	1,825	(6)%	(74)%	2,085	3,192	(35)%
投資運用業務	87	(9)	(15)	*	*	346	371	(7)%
セグメント間消去	0	0	0	—	—	0	0	—
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)	<u>\$ 908</u>	<u>\$ 1,018</u>	<u>\$ (1,630)</u>	(11)%	*	<u>\$ 6,127</u>	<u>\$ 3,467</u>	77%
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)	<u>\$ 753</u>	<u>\$ 939</u>	<u>\$ (1,749)</u>	(20)%	*	<u>\$ 5,671</u>	<u>\$ 3,152</u>	80%
財務指標:								
継続事業からの希薄化後1株当たり利益	\$ 0.39	\$ 0.48	\$ (0.91)	(19)%	*	\$ 2.91	\$ 1.61	81%
希薄化後1株当たり利益	\$ 0.39	\$ 0.48	\$ (0.91)	(19)%	*	\$ 2.90	\$ 1.60	81%
継続事業からの希薄化後1株当たり利益(DVAによる影響を除く)	\$ 0.43	\$ 0.34	\$ (0.98)	26%	*	\$ 2.71	\$ 1.39	95%
希薄化後1株当たり利益(DVAによる影響を除く)	\$ 0.43	\$ 0.34	\$ (0.99)	26%	*	\$ 2.70	\$ 1.39	94%
平均普通株主資本利益率(継続事業)	4.5%	5.6%	*			8.5%	4.9%	
平均普通株主資本利益率	4.4%	5.6%	*			8.5%	4.8%	
平均普通株主資本利益率(継続事業)(DVAによる影響を除く)	4.9%	3.9%	*			7.8%	4.1%	
平均普通株主資本利益率(DVAによる影響を除く)	4.9%	3.9%	*			7.8%	4.1%	

注: — 財務指標の算定に関連する追加情報に関しては、本補足財務情報の14-16ページの後注、業績指標の定義およびGAAP指標と非GAAP指標を参照。

モルガン・スタンレー
四半期連結損益計算書情報
(無監査、単位:百万ドル)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
収益:								
投資銀行業務	\$ 1,310	\$ 1,313	\$ 1,456	—	(10%)	\$ 5,594	\$ 5,948	(6%)
トレーディング	1,465	2,026	1,451	(28%)	1%	10,114	9,377	8%
投資	133	(119)	112	*	19%	541	836	(35%)
委託手数料	1,095	1,115	1,235	(2%)	(11%)	4,554	4,713	(3%)
資産運用・販売・管理手数料	2,611	2,732	2,684	(4%)	(3%)	10,766	10,570	2%
その他	87	(62)	223	*	(61%)	493	1,096	(55%)
非金利収益合計	6,701	7,005	7,161	(4%)	(6%)	32,062	32,540	(1%)
受取利息	1,514	1,451	1,436	4%	5%	5,835	5,413	8%
支払利息	477	689	833	(31%)	(43%)	2,742	3,678	(25%)
純利息	1,037	762	603	36%	72%	3,093	1,735	78%
純収益	7,738	7,767	7,764	—	—	35,155	34,275	3%
非金利費用:								
人件費	3,650	3,437	5,104	6%	(28%)	16,016	17,824	(10%)
人件費以外の費用:								
事務所設備関連費用	348	341	364	2%	(4%)	1,382	1,433	(4%)
仲介、決済および取引手数料	457	485	468	(6%)	(2%)	1,892	1,806	5%
情報処理および通信費	467	447	404	4%	16%	1,767	1,635	8%
マーケティングおよび事業開拓費	194	158	186	23%	4%	681	658	3%
専門家役務報酬	638	576	611	11%	4%	2,298	2,117	9%
その他	545	849	3,558	(36%)	(85%)	2,624	5,211	(50%)
人件費以外の費用合計	2,649	2,856	5,591	(7%)	(53%)	10,644	12,860	(17%)
非金利費用合計	6,299	6,293	10,695	—	(41%)	26,660	30,684	(13%)
税引前継続事業利益(損失)	1,439	1,474	(2,931)	(2%)	*	8,495	3,591	137%
継続事業からの法人所得税費用/ (ベネフィット)	496	423	(1,353)	17%	*	2,200	(90)	*
継続事業利益(損失)	943	1,051	(1,578)	(10%)	*	6,295	3,681	71%
税引後非継続事業利益(損失)	(7)	(2)	(8)	*	13%	(16)	(14)	(14%)
純利益(損失)	\$ 936	\$ 1,049	\$ (1,586)	(11%)	*	\$ 6,279	\$ 3,667	71%
償還不能非支配持分に帰属する 純利益	28	31	44	(10%)	(36%)	152	200	(24%)
モルガン・スタンレーに帰属する純利益 (損失)	908	1,018	(1,630)	(11%)	*	6,127	3,467	77%
優先株式配当/その他	155	79	119	96%	30%	456	315	45%
モルガン・スタンレー普通株主に帰属す る利益(損失)	\$ 753	\$ 939	\$ (1,749)	(20%)	*	\$ 5,671	\$ 3,152	80%
税引前利益率	19%	19%	*			24%	10%	
純収益に占める人件費の比率	47%	44%	66%			46%	52%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	34%	37%	72%			30%	38%	
継続事業の実効税率	34.5%	28.7%	46.2%			25.9%	*	

注: — 追加情報に関しては、本補足財務情報の14-16ページの後注、業績指標の定義およびGAAP指標と非GAAP指標を参照。

モルガン・スタンレー
四半期1株当たり利益概要
(無監査、単位:百万ドル、ただし1株当たりデータを除く。)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
継続事業利益(損失)	\$ 943	\$ 1,051	\$ (1,578)	(10%)	*	\$ 6,295	\$ 3,681	71%
償還不能非支配持分に帰属する純利益	28	31	44	(10%)	(36%)	152	200	(24%)
モルガン・スタンレーに帰属する継続事業利益(損失)	915	1,020	(1,622)	(10%)	*	6,143	3,481	76%
控除:優先株式配当および参加型制限株式ユニットへの利益の配分	155	79	119	96%	30%	456	315	45%
モルガン・スタンレーに帰属する継続事業利益(損失)	760	941	(1,741)	(19%)	*	5,687	3,166	80%
税引後非継続事業利益(損失)	(7)	(2)	(8)	*	12%	(16)	(14)	(14%)
控除:非支配持分に帰属する税引後非継続事業利益(損失)	0	0	0	--	--	0	0	--
控除:参加型制限株式ユニットへの利益の配分	0	0	0	--	--	0	0	--
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する非継続事業利益(損失)	(7)	(2)	(8)	*	13%	(16)	(14)	(14%)
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)	\$ 753	\$ 939	\$ (1,749)	(20%)	*	\$ 5,671	\$ 3,152	80%
基本的流通普通株式の平均数(単位:百万株)	1,889	1,904	1,920	(1%)	(2%)	1,909	1,924	(1%)
基本的1株当たり利益:								
継続事業利益	\$ 0.40	\$ 0.49	\$ (0.91)	(18%)	*	\$ 2.98	\$ 1.65	81%
非継続事業	\$ -	\$ -	\$ -	--	--	\$ (0.01)	\$ (0.01)	--
基本的1株当たり利益	\$ 0.40	\$ 0.49	\$ (0.91)	(18%)	*	\$ 2.97	\$ 1.64	81%
希薄化後流通普通株式および普通株式同等証券の平均数(単位:百万株)	1,939	1,949	1,920	(1%)	1%	1,953	1,971	(1%)
希薄化後1株当たり利益:								
継続事業利益	\$ 0.39	\$ 0.48	\$ (0.91)	(19%)	*	\$ 2.91	\$ 1.61	81%
非継続事業	\$ -	\$ -	\$ -	--	--	\$ (0.01)	\$ (0.01)	--
希薄化後1株当たり利益	\$ 0.39	\$ 0.48	\$ (0.91)	(19%)	*	\$ 2.90	\$ 1.60	81%

注: -- 追加情報に関しては、本補足財務情報の14-16ページの後注、業績指標の定義およびGAAP指標と非GAAP指標を参照。

モルガン・スタンレー
補足財務情報 - 2015 年度第 4 四半期
目次

ページ	
1 四半期連結財務概要
2 四半期連結損益計算書情報
3 四半期連結財務情報および統計データ
4 四半期財務情報 ローンおよび貸付コミットメント
5 四半期損益計算書情報 法人・機関投資家向け証券業務
6 四半期財務情報および統計データ 法人・機関投資家向け証券業務
7 四半期損益計算書情報 ウェルス・マネジメント業務
8 四半期財務情報および統計データ ウェルス・マネジメント業務
9 四半期損益計算書情報 投資運用業務
10 四半期財務情報および統計データ 投資運用業務
11 四半期補足財務情報 米国銀行
12 四半期連結財務情報 株主資本利益率
13 四半期 1 株当たり利益概要
14 - 15 後注
16 業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標
17 法的通知

モルガン・スタンレー
四半期連結財務概要
(無監査、単位:百万ドル、ただし1株当たりデータを除く。)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
純収益								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 3,419	\$ 3,904	\$ 3,430	(12%)	—	\$ 17,953	\$ 16,871	6%
ウェルス・マネジメント業務	3,751	3,640	3,804	3%	(1%)	15,100	14,888	1%
投資運用業務	621	274	588	127%	6%	2,315	2,712	(15%)
セグメント間消去	(53)	(51)	(58)	(4%)	9%	(213)	(196)	(9%)
純収益	\$ 7,738	\$ 7,767	\$ 7,764	—	—	\$ 35,155	\$ 34,275	3%
継続事業税引前利益(損失)								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 548	\$ 688	\$ (3,661)	(20%)	*	\$ 4,671	\$ (58)	*
ウェルス・マネジメント業務	768	824	736	(7%)	4%	3,332	2,985	12%
投資運用業務	123	(38)	(6)	*	*	492	664	(26%)
セグメント間消去	0	0	0	—	—	0	0	—
継続事業税引前利益(損失)	\$ 1,439	\$ 1,474	\$ (2,931)	(2%)	*	\$ 8,495	\$ 3,591	137%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 341	\$ 518	\$ (3,440)	(34%)	*	\$ 3,696	\$ (96)	*
ウェルス・マネジメント業務	480	509	1,825	(6%)	(74%)	2,085	3,192	(35%)
投資運用業務	87	(9)	(15)	*	*	346	371	(7%)
セグメント間消去	0	0	0	—	—	0	0	—
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)	\$ 908	\$ 1,018	\$ (1,630)	(11%)	*	\$ 6,127	\$ 3,467	77%
財務指標:								
継続事業からの希薄化後1株								
当たり利益	\$ 0.39	\$ 0.48	\$ (0.91)	(19%)	*	\$ 2.91	\$ 1.61	81%
希薄化後1株当たり利益	\$ 0.39	\$ 0.48	\$ (0.91)	(19%)	*	\$ 2.90	\$ 1.60	81%
継続事業からの希薄化後1株当たり利益								
(DVAによる影響を除く)	\$ 0.43	\$ 0.34	\$ (0.98)	26%	*	\$ 2.71	\$ 1.39	95%
希薄化後1株当たり利益(DVAによる影響を除く)	\$ 0.43	\$ 0.34	\$ (0.99)	26%	*	\$ 2.70	\$ 1.39	94%
平均普通株主資本利益率(継続事業)								
平均普通株主資本利益率	4.5%	5.6%	*			8.5%	4.9%	
平均普通株主資本利益率	4.4%	5.6%	*			8.5%	4.8%	
平均普通株主資本利益率(継続事業)(DVAによる影響を除く)								
平均普通株主資本利益率(DVAによる影響を除く)	4.9%	3.9%	*			7.8%	4.1%	
平均普通株主資本利益率(DVAによる影響を除く)	4.9%	3.9%	*			7.8%	4.1%	

注: — 14-17 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
四半期連結損益計算書情報
(無監査、単位:百万ドル)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
収益:								
投資銀行業務	\$ 1,310	\$ 1,313	\$ 1,456	—	(10%)	\$ 5,594	\$ 5,948	(6%)
トレーディング	1,465	2,026	1,451	(28%)	1%	10,114	9,377	8%
投資	133	(119)	112	*	19%	541	836	(35%)
委託手数料	1,095	1,115	1,235	(2%)	(11%)	4,554	4,713	(3%)
資産運用・販売・管理手数料	2,611	2,732	2,684	(4%)	(3%)	10,766	10,570	2%
その他	87	(62)	223	*	(61%)	493	1,096	(55%)
非金利収益合計	6,701	7,005	7,161	(4%)	(6%)	32,062	32,540	(1%)
受取利息	1,514	1,451	1,436	4%	5%	5,835	5,413	8%
支払利息	477	689	833	(31%)	(43%)	2,742	3,678	(25%)
純利息	1,037	762	603	36%	72%	3,093	1,735	78%
純収益(1)	7,738	7,767	7,764	—	—	35,155	34,275	3%
非金利費用:								
人件費(2)	3,650	3,437	5,104	6%	(28%)	16,016	17,824	(10%)
人件費以外の費用:								
事務所設備関連費用	348	341	364	2%	(4%)	1,382	1,433	(4%)
仲介、決済および取引手数料	457	485	468	(6%)	(2%)	1,892	1,806	5%
情報処理および通信費	467	447	404	4%	16%	1,767	1,635	8%
マーケティングおよび事業開拓費	194	158	186	23%	4%	681	658	3%
専門家役務報酬	638	576	611	11%	4%	2,298	2,117	9%
その他(3)	545	849	3,558	(36%)	(85%)	2,624	5,211	(50%)
人件費以外の費用合計	2,649	2,856	5,591	(7%)	(53%)	10,644	12,860	(17%)
非金利費用合計	6,299	6,293	10,695	—	(41%)	26,660	30,684	(13%)
税引前継続事業利益(損失)	1,439	1,474	(2,931)	(2%)	*	8,495	3,591	137%
継続事業からの法人所得税費用/ (ベネフィット)(4)	496	423	(1,353)	17%	*	2,200	(90)	*
継続事業利益(損失)	943	1,051	(1,578)	(10%)	*	6,295	3,681	71%
税引後非継続事業利益(損失)	(7)	(2)	(8)	*	13%	(16)	(14)	(14%)
純利益(損失)	\$ 936	\$ 1,049	\$ (1,586)	(11%)	*	\$ 6,279	\$ 3,667	71%
償還不能非支配持分に帰属する 純利益	28	31	44	(10%)	(36%)	152	200	(24%)
モルガン・スタンレーに帰属する純利益 (損失)	908	1,018	(1,630)	(11%)	*	6,127	3,467	77%
優先株式配当/その他	155	79	119	96%	30%	456	315	45%
モルガン・スタンレー普通株主に帰属す る利益(損失)	\$ 753	\$ 939	\$ (1,749)	(20%)	*	\$ 5,671	\$ 3,152	80%
税引前利益率	19%	19%	*			24%	10%	
純収益に占める人件費の比率	47%	44%	66%			46%	52%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	34%	37%	72%			30%	38%	
継続事業の実効税率(4)	34.5%	28.7%	46.2%			25.9%	*	

注: — 14-17 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
四半期連結財務情報および統計データ
(無監査、単位:百万ドル)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
地域別収益								
米州	\$ 5,721	\$ 5,652	\$ 6,118	1%	(6%)	\$ 25,080	\$ 25,140	--
EMEA(欧州、中東、アフリカ)	957	1,198	581	(20%)	65%	5,353	4,772	12%
アジア	1,060	917	1,065	16%	--	4,722	4,363	8%
連結純収益	\$ 7,738	\$ 7,767	\$ 7,764	--	--	\$ 35,155	\$ 34,275	3%
全世界従業員数	56,218	56,267	55,802	--	1%			
預金	\$ 156,034	\$ 147,226	\$ 133,544	6%	17%			
資産	\$ 787,985	\$ 834,113	\$ 801,510	(6%)	(2%)			
リスク加重資産	\$ 384,964	\$ 423,242	\$ 456,008	(9%)	(16%)			
グローバル流動性準備高	\$ 203,264	\$ 190,865	\$ 193,169	6%	5%			
長期債務残高	\$ 153,768	\$ 160,343	\$ 152,772	(4%)	1%			
長期債務残高の満期到来分(今後12か月以内)	\$ 22,398	\$ 25,022	\$ 20,740	(10%)	8%			
普通株主資本	\$ 67,662	\$ 67,767	\$ 64,880	--	4%			
控除:のれんおよび無形資産	(9,564)	(9,652)	(9,742)	1%	2%			
有形普通株主資本	\$ 58,098	\$ 58,115	\$ 55,138	--	5%			
優先株主資本	\$ 7,520	\$ 7,520	\$ 6,020	--	25%			
キャピタル・トラストに対して発行された下位劣後債	\$ 2,870	\$ 2,869	\$ 4,868	--	(41%)			
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,920	1,938	1,951	(1%)	(2%)			
普通株式1株当たり簿価	\$ 35.24	\$ 34.97	\$ 33.25					
普通株式1株当たり有形簿価	\$ 30.26	\$ 29.99	\$ 28.26					
先進的手法に基づく普通株式等Tier1自己資本(経過規定に準拠)	\$ 59,384	\$ 59,056	\$ 57,324	1%	4%			
先進的手法に基づくTier1自己資本(経過規定に準拠)	\$ 66,701	\$ 66,071	\$ 64,182	1%	4%			
先進的手法に基づく普通株式等Tier1自己資本比率(経過規定に準拠)	15.4%	14.0%	12.6%					
先進的手法に基づく普通株式等Tier1自己資本比率(完全移行後)	14.1%	12.6%	10.7%					
先進的手法に基づくTier1自己資本比率(経過規定に準拠)	17.3%	15.6%	14.1%					
Tier1レバレッジ比率(経過規定に準拠)	8.3%	8.1%	7.9%					
補完的レバレッジ比率(経過規定に準拠)	6.1%	5.9%	5.4%					
補完的レバレッジ比率(完全移行後)	5.8%	5.5%	4.7%					

注: -- 14-17 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期財務情報 ローンおよび貸付コミットメント
 (無監査、単位:十億ドル)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率
法人・機関投資家向け証券業務 企業向けローン(1)	\$ 16.2	\$ 15.3	\$ 16.2	6%	—
企業向け貸付コミットメント(2)	\$ 91.6	\$ 100.6	\$ 82.0	(9%)	12%
企業向けローンおよび貸付コミットメント(3)	<u>\$ 107.8</u>	<u>\$ 115.9</u>	<u>\$ 98.2</u>	(7%)	10%
その他のローン	\$ 30.7	\$ 27.6	\$ 24.5	11%	25%
その他の貸付コミットメント	\$ 3.9	\$ 6.9	\$ 5.2	(43%)	(25%)
その他のローンおよび貸付コミットメント(4)	<u>\$ 34.6</u>	<u>\$ 34.5</u>	<u>\$ 29.7</u>	—	16%
法人・機関投資家向け証券業務のローンおよび貸付コミットメント(5)	<u>\$ 142.4</u>	<u>\$ 150.4</u>	<u>\$ 127.9</u>	(5%)	11%
ウェルス・マネジメント業務					
ローン	\$ 49.5	\$ 46.6	\$ 37.8	6%	31%
貸付コミットメント	\$ 5.8	\$ 5.7	\$ 5.0	2%	16%
ウェルス・マネジメント業務のローンおよび貸付コミットメント(6)	<u>\$ 55.3</u>	<u>\$ 52.3</u>	<u>\$ 42.8</u>	6%	29%
連結ローンおよび貸付コミットメント	<u>\$ 197.7</u>	<u>\$ 202.7</u>	<u>\$ 170.7</u>	(2%)	16%

注： — 14-17 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
四半期損益計算書情報 法人・機関投資家向け証券業務
(無監査、単位:百万ドル)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
収益:								
投資銀行業務	\$ 1,214	\$ 1,181	\$ 1,295	3%	(6%)	\$ 5,008	\$ 5,203	(4%)
トレーディング	1,209	1,984	1,219	(39%)	(1%)	9,400	8,445	11%
投資	33	113	30	(71%)	10%	274	240	14%
委託手数料	603	657	674	(8%)	(11%)	2,616	2,610	--
資産運用・販売・管理手数料	70	66	68	6%	3%	281	281	--
その他	31	(112)	161	*	(81%)	221	684	(68%)
非金利収益合計	3,160	3,889	3,447	(19%)	(8%)	17,800	17,463	2%
受取利息	772	825	891	(6%)	(13%)	3,190	3,389	(6%)
支払利息	513	810	908	(37%)	(44%)	3,037	3,981	(24%)
純利息	259	15	(17)	*	*	153	(592)	*
純収益(1)	3,419	3,904	3,430	(12%)	--	17,953	16,871	6%
人件費(2)	1,226	1,318	2,432	(7%)	(50%)	6,467	7,786	(17%)
人件費以外の費用(3)	1,645	1,898	4,659	(13%)	(65%)	6,815	9,143	(25%)
非金利費用合計	2,871	3,216	7,091	(11%)	(60%)	13,282	16,929	(22%)
税引前継続事業利益(損失)	548	688	(3,661)	(20%)	*	4,671	(58)	*
継続事業からの法人所得税費用/ (ベネフィット)(4)	167	141	(261)	18%	*	825	(90)	*
継続事業利益(損失)	381	547	(3,400)	(30%)	*	3,846	32	*
税引後非継続事業利益(損失)	(7)	(3)	(8)	(133%)	13%	(17)	(19)	11%
純利益(損失)	374	544	(3,408)	(31%)	*	3,829	13	*
償還不能非支配持分に帰属する 純利益	33	26	32	27%	3%	133	109	22%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益 (損失)	\$ 341	\$ 518	\$ (3,440)	(34%)	*	\$ 3,696	\$ (96)	*
税引前利益率	16%	18%	*			26%	*	
純収益に占める人件費の比率	36%	34%	71%			36%	46%	

注: -- 14-17 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期財務情報および統計データ
 法人・機関投資家向け証券業務
 (無監査、単位:百万ドル)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
投資銀行業務								
アドバイザーー収益	\$ 516	\$ 557	\$ 488	(7%)	6%	\$ 1,967	\$ 1,634	20%
引受収益								
株式	352	250	345	41%	2%	1,398	1,613	(13%)
債券	346	374	462	(7%)	(25%)	1,643	1,956	(16%)
引受収益合計	698	624	807	12%	(14%)	3,041	3,569	(15%)
投資銀行業務収益合計	\$ 1,214	\$ 1,181	\$ 1,295	3%	(6%)	\$ 5,008	\$ 5,203	(4%)
販売およびトレーディング								
株式	\$ 1,784	\$ 1,869	\$ 1,687	(5%)	6%	\$ 8,288	\$ 7,135	16%
債券およびコモディティ (1)	460	918	294	(50%)	56%	4,758	4,214	13%
その他	(103)	(65)	(37)	(58%)	(178%)	(596)	(605)	1%
販売およびトレーディング純収益合計	\$ 2,141	\$ 2,722	\$ 1,944	(21%)	10%	\$ 12,450	\$ 10,744	16%
投資およびその他								
投資	\$ 33	\$ 113	\$ 30	(71%)	10%	\$ 274	\$ 240	14%
その他	31	(112)	161	*	(81%)	221	684	(68%)
投資およびその他収益合計	\$ 64	\$ 1	\$ 191	*	(66%)	\$ 495	\$ 924	(46%)
法人・機関投資家向け証券業務純収益	\$ 3,419	\$ 3,904	\$ 3,430	(12%)	—	\$ 17,953	\$ 16,871	6%

信頼水準 95%/保有期間 1日のバリュ
ー

アット・リスク (VaR) の日次平均

主な市場リスクカテゴリー

(単位:百万ドル、税引前)

金利および信用スプレッド	\$ 31	\$ 37	\$ 34
株価	\$ 18	\$ 18	\$ 18
外国為替レート	\$ 11	\$ 12	\$ 11
コモディティ価格	\$ 12	\$ 17	\$ 14
主なリスクカテゴリーの合計	\$ 43	\$ 50	\$ 43
信用ポートフォリオの VaR	\$ 13	\$ 12	\$ 12
トレーディングの VaR	\$ 46	\$ 53	\$ 47

注: 各期間の販売およびトレーディング純収益には、DVAに関連する収益へのプラス/(マイナス)の影響額が以下のように含まれていた。

2015年12月31日をもって終了した四半期: 合計(124)百万ドル、債券およびコモディティ(90)百万ドル、株式(34)百万ドル。

2015年9月30日をもって終了した四半期: 合計435百万ドル、債券およびコモディティ335百万ドル、株式100百万ドル。

2014年12月31日をもって終了した四半期: 合計223百万ドル、債券およびコモディティ161百万ドル、株式62百万ドル。

2015年12月31日をもって終了した年度: 合計618百万ドル、債券およびコモディティ455百万ドル、株式163百万ドル。

2014年12月31日をもって終了した年度: 合計651百万ドル、債券およびコモディティ419百万ドル、株式232百万ドル。

— 14-17ページの後注、業績指標の定義およびGAAP指標と非GAAP指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期損益計算書情報 ウェルス・マネジメント業務
 (無監査、単位:百万ドル)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
収益:								
投資銀行業務	\$ 105	\$ 140	\$ 173	(25%)	(39%)	\$ 623	\$ 791	(21%)
トレーディング	256	47	230	*	11%	731	957	(24%)
投資	0	3	1	*	*	18	9	100%
委託手数料	500	465	573	8%	(13%)	1,981	2,127	(7%)
資産運用・販売・管理手数料	2,065	2,182	2,135	(5%)	(3%)	8,536	8,345	2%
その他	46	52	67	(12%)	(31%)	255	320	(20%)
非金利収益合計	2,972	2,889	3,179	3%	(7%)	12,144	12,549	(3%)
受取利息	809	777	670	4%	21%	3,105	2,516	23%
支払利息	30	26	45	15%	(33%)	149	177	(16%)
純利息	779	751	625	4%	25%	2,956	2,339	26%
純収益	3,751	3,640	3,804	3%	(1%)	15,100	14,888	1%
人件費(1)	2,146	2,024	2,291	6%	(6%)	8,595	8,825	(3%)
人件費以外の費用	837	792	777	6%	8%	3,173	3,078	3%
非金利費用合計	2,983	2,816	3,068	6%	(3%)	11,768	11,903	(1%)
税引前継続事業利益(損失)	768	824	736	(7%)	4%	3,332	2,985	12%
継続事業からの法人所得税費用/ (ベネフィット)(2)	288	315	(1,089)	(9%)	*	1,247	(207)	*
継続事業利益(損失)	480	509	1,825	(6%)	(74%)	2,085	3,192	(35%)
税引後非継続事業利益(損失)	0	0	0	--	--	0	0	--
純利益(損失)	480	509	1,825	(6%)	(74%)	2,085	3,192	(35%)
償還不能非支配持分に帰属する 純利益	-	-	-	--	--	-	-	--
モルガン・スタンレーに帰属する純利益 (損失)	\$ 480	\$ 509	\$ 1,825	(6%)	(74%)	\$ 2,085	\$ 3,192	(35%)
税引前利益率	20%	23%	19%			22%	20%	
純収益に占める人件費の比率	57%	56%	60%			57%	59%	

注: -- 14-17 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期財務情報および統計データ
 ウェルス・マネジメント業務
 (無監査)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率
銀行預金プログラム(単位:十億ドル)(1)	\$ 149	\$ 139	\$ 137	7%	9%
ウェルス・マネジメント業務の指標					
ウェルス・マネジメント業務の営業員数	15,889	15,807	16,076	1%	(1%)
営業員1人当たり年換算収益(単位:千ドル)	\$ 947	\$ 922	\$ 944	3%	—
顧客預り資産(単位:十億ドル)	\$ 1,985	\$ 1,925	\$ 2,025	3%	(2%)
営業員1人当たり顧客預り資産(単位:百万ドル)	\$ 125	\$ 122	\$ 126	2%	(1%)
顧客負債(単位:十億ドル)	\$ 64	\$ 61	\$ 51	5%	25%
手数料ベース資産の流入(単位:十億ドル)	\$ 11.4	\$ 7.7	\$ 20.8	48%	(45%)
手数料ベースの顧客口座資産(単位:十億ドル)	\$ 795	\$ 770	\$ 785	3%	1%
顧客預り資産に占める手数料ベース資産の割合	40%	40%	39%		
リテール拠点	608	616	622	(1%)	(2%)

注: — 14-17 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
四半期損益計算書情報 投資運用業務
(無監査、単位:百万ドル)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
収益:								
投資銀行業務	\$ -	\$ 1	\$ -	*	—	\$ 1	\$ 5	(80%)
トレーディング	2	0	3	*	(33%)	(1)	(19)	95%
投資(1)	100	(235)	81	*	23%	249	587	(58%)
委託手数料	1	0	0	*	*	1	0	*
				%				
資産運用・販売・管理手数料	502	511	506	(2)	(1%)	2,049	2,049	—
その他	17	1	2	*	*	32	106	(70%)
非金利収益合計	622	278	592	124%	5%	2,331	2,728	(15%)
受取利息	1	0	0	*	*	2	2	—
				%				
支払利息	2	4	4	(50)	(50%)	18	18	—
純利息	(1)	(4)	(4)	75%	75%	(16)	(16)	—
純収益	621	274	588	127%	6%	2,315	2,712	(15%)
人件費(2)	278	95	381	193%	(27%)	954	1,213	(21%)
人件費以外の費用	220	217	213	1%	3%	869	835	4%
非金利費用合計	498	312	594	60%	(16%)	1,823	2,048	(11%)
税引前継続事業利益(損失)	123	(38)	(6)	*	*	492	664	(26%)
継続事業からの法人所得税費用/ (ベネフィット)	41	(33)	(3)	*	*	128	207	(38%)
継続事業利益(損失)	82	(5)	(3)	*	*	364	457	(20%)
税引後非継続事業利益(損失)	0	1	0	*	—	1	5	(80%)
純利益(損失)	82	(4)	(3)	*	*	365	462	(21%)
償還不能非支配持分に帰属する 純利益	(5)	5	12	*	*	19	91	(79%)
モルガン・スタンレーに帰属する純利益 (損失)	\$ 87	\$ (9)	\$ (15)	*	*	\$ 346	\$ 371	(7%)
税引前利益率	20%	*	*			21%	24%	
純収益に占める人件費の比率	45%	35%	65%			41%	45%	

注: — 14-17 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期財務情報および統計データ
 投資運用業務
 (無監査)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
純収益(単位:百万ドル)								
伝統的資産運用	\$ 410	\$ 389	\$ 432	5%	(5%)	\$ 1,669	\$ 1,798	(7%)
マーチャント・バンキングおよび 不動産投資(1)	211	(115)	156	*	35%	646	914	(29%)
投資運用業務合計	<u>\$ 621</u>	<u>\$ 274</u>	<u>\$ 588</u>	127%	6%	<u>\$ 2,315</u>	<u>\$ 2,712</u>	(15%)
運用・管理資産(単位:十億ドル)								
資産クラス別の純流出入(2)								
伝統的資産運用								
株式(3)	\$ (2.9)	\$ (1.5)	\$ (2.9)	(93)%	—	\$ (10.8)	\$ (1.9)	*
債券	0.0	(3.0)	1.4	*	*	(2.2)	5.2	*
%								
流動性資産	1.4	15.8	3.3	(91)	(58%)	20.7	17.4	19%
オルタナティブ投資	0.1	(0.7)	0.6	*	(83%)	0.1	3.5	(97%)
マネージド・フューチャーズ	0.0	(0.1)	(0.2)	*	*	(0.4)	(0.9)	56%
伝統的資産運用合計	<u>(1.4)</u>	<u>10.5</u>	<u>2.2</u>	*	*	<u>7.4</u>	<u>23.3</u>	(68%)
マーチャント・バンキングおよび 不動産投資								
	0.4	0.5	1.3	(20)%	(69%)	(0.1)	0.7	*
純流出入合計	<u>\$ (1.0)</u>	<u>\$ 11.0</u>	<u>\$ 3.5</u>	*	*	<u>\$ 7.3</u>	<u>\$ 24.0</u>	(70%)
資産クラス別の運用・管理資産(4)								
伝統的資産運用								
株式	\$ 126	\$ 125	\$ 141	1%	(11%)			
債券	60	61	65	(2)	(8%)			
流動性資産	149	148	128	1%	16%			
オルタナティブ投資	36	36	36	—	—			
マネージド・フューチャーズ	3	3	3	—	—			
伝統的資産運用合計	<u>374</u>	<u>373</u>	<u>373</u>	—	—			
マーチャント・バンキングおよび不 動産投資								
	32	31	30	3%	7%			
運用・管理資産合計	<u>\$ 406</u>	<u>\$ 404</u>	<u>\$ 403</u>	—	1%			
%								
少数株主の資産持分	\$ 7	\$ 8	\$ 7	(13)	—			

注： — 14-17 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期補足財務情報 米国銀行
 (無監査、単位:十億ドル)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率
米国銀行の資産	\$ 174.2	\$ 163.5	\$ 151.2	7%	15%
米国銀行の投資有価証券ポートフォリオ(1)	\$ 57.9	\$ 52.4	\$ 57.3	10%	1%
ウェルズ・マネジメント業務の米国銀行データ					
有価証券担保貸付およびその他のローン	\$ 28.5	\$ 26.8	\$ 21.9	6%	30%
住宅用不動産ローン	21.0	19.7	15.8	7%	33%
有価証券担保貸付および住宅ローン合計	\$ 49.5	\$ 46.5	\$ 37.7	6%	31%
法人・機関投資家向け証券業務の米国銀行データ					
企業向け貸付	\$ 10.0	\$ 10.0	\$ 9.6	--	4%
その他の貸付:					
企業向けローン	12.9	10.5	8.0	23%	61%
ホールセール不動産およびその他のローン(2)	8.9	9.2	8.6	(3%)	3%
その他のローン合計	\$ 21.8	\$ 19.7	\$ 16.6	11%	31%
企業向けローンおよびその他のローン合計	\$ 31.8	\$ 29.7	\$ 26.2	7%	21%

注: — 14-17 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 四半期連結財務情報 株主資本利益率
 (無監査、単位:十億ドル)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
平均普通株式等 Tier1 自己資本								
				%				
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 30.7	\$ 32.0	\$ 31.5	(4)	(3%)	\$ 32.8	\$ 31.3	5%
ウェルス・マネジメント業務	5.7	5.1	4.8	12%	19%	4.9	5.2	(6%)
				%				
投資運用業務	1.2	1.3	2.0	(8)	(40%)	1.3	1.9	(32%)
親会社資本	21.6	20.4	21.5	6%	—	19.2	19.2	—
全社	<u>\$ 59.2</u>	<u>\$ 58.8</u>	<u>\$ 59.8</u>	1%	(1%)	<u>\$ 58.2</u>	<u>\$ 57.6</u>	1%
平均普通株主資本								
				%				
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 32.3	\$ 33.8	\$ 32.3	(4)	—	\$ 34.6	\$ 32.2	7%
ウェルス・マネジメント業務	11.9	11.4	10.7	4%	11%	11.2	11.2	—
				%				
投資運用業務	2.0	2.1	2.9	(5)	(31%)	2.2	2.9	(24%)
親会社資本	21.5	20.3	21.3	6%	1%	18.9	19.0	(1%)
全社	<u>\$ 67.7</u>	<u>\$ 67.6</u>	<u>\$ 67.2</u>	—	1%	<u>\$ 66.9</u>	<u>\$ 65.3</u>	2%
平均普通株式等 Tier1 自己資本利益率 (1)								
法人・機関投資家向け証券業務	3%	6%	*			11%	*	
ウェルス・マネジメント業務	30%	38%	148%			39%	59%	
投資運用業務	29%	*	*			27%	19%	
全社	5%	6%	*			10%	5%	
平均普通株主資本利益率 (1)								
法人・機関投資家向け証券業務	3%	6%	*			10%	*	
ウェルス・マネジメント業務	14%	17%	66%			17%	27%	
投資運用業務	17%	*	*			16%	13%	
全社	4%	6%	*			8%	5%	

注： — 14-17 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
四半期1株当たり利益概要
(無監査、単位:百万ドル、ただし1株当たりデータを除く。)

	2015年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2014年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2015年 9月30日 からの 増減率	2014年 12月31日 からの 増減率	2015年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2014年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	増減率
継続事業利益(損失)	\$ 943	\$ 1,051	\$ (1,578)	(10%)	*	\$ 6,295	\$ 3,681	71%
償還不能非支配持分に帰属する純利益	28	31	44	(10%)	(36%)	152	200	(24%)
モルガン・スタンレーに帰属する継続事業利益(損失)	915	1,020	(1,622)	(10%)	*	6,143	3,481	76%
控除:優先株式配当および参加型制限株式ユニットへの利益の配分	155	79	119	96%	30%	456	315	45%
モルガン・スタンレーに帰属する継続事業利益(損失)	760	941	(1,741)	(19%)	*	5,687	3,166	80%
税引後非継続事業利益(損失)	(7)	(2)	(8)	*	12%	(16)	(14)	(14%)
控除:非支配持分に帰属する税引後非継続事業利益(損失)	0	0	0	--	--	0	0	--
控除:参加型制限株式ユニットへの利益の配分	0	0	0	--	--	0	0	--
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する非継続事業利益(損失)	(7)	(2)	(8)	*	13%	(16)	(14)	(14%)
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)	\$ 753	\$ 939	\$ (1,749)	(20%)	*	\$ 5,671	\$ 3,152	80%
基本的流通普通株式の平均数(単位:百万株)	1,889	1,904	1,920	(1%)	(2%)	1,909	1,924	(1%)
基本的1株当たり利益:								
継続事業利益	\$ 0.40	\$ 0.49	\$ (0.91)	(18%)	*	\$ 2.98	\$ 1.65	81%
非継続事業	\$ -	\$ -	\$ -	--	--	\$ (0.01)	\$ (0.01)	--
基本的1株当たり利益	\$ 0.40	\$ 0.49	\$ (0.91)	(18%)	*	\$ 2.97	\$ 1.64	81%
希薄化後流通普通株式および普通株式同等証券の平均数(単位:百万株)	1,939	1,949	1,920	(1%)	1%	1,953	1,971	(1%)
希薄化後1株当たり利益:								
継続事業利益	\$ 0.39	\$ 0.48	\$ (0.91)	(19%)	*	\$ 2.91	\$ 1.61	81%
非継続事業	\$ -	\$ -	\$ -	--	--	\$ (0.01)	\$ (0.01)	--
希薄化後1株当たり利益	\$ 0.39	\$ 0.48	\$ (0.91)	(19%)	*	\$ 2.90	\$ 1.60	81%

注: -- 14-17 ページの後注、業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
後注

2ページ:

- (1) 2014年度第4四半期において、モルガン・スタンレーは無担保または一部担保付の店頭デリバティブ、および契約条件に基づき受け取った担保の再利用が許可されていない担保付デリバティブの公正価値測定に資金調達評価調整(以下「FVA」という。)を導入した。FVAの導入に関連して、モルガン・スタンレーは税引前費用約468百万ドルを計上した。これは会計上の見積りの変更を示すもので、そのうち466百万ドルは法人・機関投資家向け証券業務の債券およびコモディティの販売およびトレーディング純収益の減少として反映された。
- (2) 2014年12月1日に、当社の取締役会の報酬・経営開発・後継人事(以下「CMDS」という。)委員会は、2014年業績年度の裁量インセンティブ報酬を2015年に付与するアプローチを承認した。このアプローチはこうした報酬の繰延率の平均基準値を約50%に押し下げる。さらに、CMDS委員会は一部の未決済の繰り延べられた現金ベースのインセンティブ報酬の権利確定繰上げを承認した。人件費に係るこれらの措置が全社および各事業セグメントに及ぼす影響は、全社:1,137百万ドル、ISG:904百万ドル、WM:88百万ドル、IM:145百万ドルである。
- (3) 2014年12月31日をもって終了した四半期および年度通期のその他の費用には、過去の住宅用モーゲージおよび信用危機に関する事項に関連した約31億ドルの訴訟引当金の増加額(法人・機関投資家向け証券業務セグメントで報告された。)が含まれている。
- (4) 2015年12月31日をもって終了した年度の継続事業からの法人所得税費用/(ベネフィット)には、主に英国における当社の法的事業体の組織を簡素化するための内部的な再編に起因する、米国外の利益を当初の予想を下回るコストで本国に送金したことに関連する個別の正味税金ベネフィット564百万ドルが含まれていた。2014年12月31日をもって終了した年度の継続事業からの法人所得税費用/(ベネフィット)には、個別の正味税金ベネフィット約22億ドルが含まれていた。2014年10月31日、当社は、モルガン・スタンレー・スミス・バーニー・ホールディングスLLC(以下「MSSBH」という。)のパートナーシップから法人への税務上の取扱いの変更を含む法的組織再編を完了した。この税務上の取扱いの変更の結果、2014年12月31日をもって終了した四半期および年度通期の当社の継続事業の実効税率には、過去に設定した繰延税金負債の取崩しを主な要因として、個別の正味税金ベネフィット約14億ドルが含まれていた。また、2014年12月31日をもって終了した年度通期には、複数年度にわたる税務当局の調査の状況に関する新たな情報に基づく引当金および関連利息の再測定に関連する個別の正味税金ベネフィット約609百万ドルおよび主に米国外の利益の本国送金費用が当初の見積りより少なかったことに関連する個別の正味税金ベネフィット約237百万ドルが含まれていた。さらに、当社の法人所得税費用/(ベネフィット)は、訴訟および規制上の案件に関連する損金不算入費用の結果として約900百万ドルの影響を受けていた。

4ページ:

- (1) 2015年12月31日、2015年9月30日および2014年12月31日をもって終了した四半期において、法人・機関投資家向け証券業務の企業向け実行済ローンの信用格付別割合は以下のとおりであった。
投資適格:36%、37%および39%
非投資適格:64%、63%および61%
- (2) 2015年12月31日、2015年9月30日および2014年12月31日をもって終了した四半期において、法人・機関投資家向け証券業務の企業向け貸付コミットメントの信用格付別割合は以下のとおりであった。
投資適格:73%、72%および74%
非投資適格:27%、28%および26%
- (3) 2015年12月31日、2015年9月30日および2014年12月31日現在、非投資適格の借手に対するローンおよび貸付コミットメントのイベント・ドリブン・ポートフォリオは、それぞれ135億ドル、158億ドルおよび116億ドルであった。
- (4) 法人・機関投資家向け証券業務セグメントはその他の貸付業務に従事している。これらの業務には、商業用および住宅用モーゲージ貸付、資産担保貸付、流通市場で購入した企業向けローン、株式およびコモディティの顧客に対して提供される融資ならびに地方自治体に対するローンが含まれている。
- (5) 2015年12月31日、2015年9月30日および2014年12月31日をもって終了した四半期において、法人・機関投資家向け証券業務は、ローンの貸倒引当金繰入額をそれぞれ37.3百万ドル、3.5百万ドルおよび12.5百万ドル計上し、貸付コミットメントの貸倒引当金繰入額をそれぞれ22.8百万ドル、4.8百万ドルおよび8.0百万ドル計上した。
- (6) 2015年12月31日、2015年9月30日および2014年12月31日をもって終了した四半期において、ウェルス・マネジメント業務は、ローンの貸倒引当金繰入額をそれぞれ14.9百万ドル、1.3百万ドルおよび1.0百万ドル計上した。2015年12月31日をもって終了した四半期において、貸付コミットメントに関連する引当金を1.4百万ドル計上した。なお、表示対象の過去の四半期には同引当金の重要な計上額はなかった。

5ページ:

- (1) 2014年12月31日をもって終了した四半期および年度通期において、モルガン・スタンレーは、FVAの導入に関連して税引前費用約468百万ドルを計上した。これは会計上の見積りの変更を示すもので、そのうち466百万ドルは法人・機関投資家向け証券業務の債券およびコモディティの販売およびトレーディング純収益の減少として反映された。
- (2) 2014年12月31日をもって終了した四半期において、法人・機関投資家向け証券業務セグメントの報酬繰延費用調整の影響は約904百万ドルであった。
- (3) 2014年12月31日をもって終了した四半期および年度通期の人件費以外の費用には、過去の住宅用モーゲージおよび信用危機に関する事項に関連した約31億ドルの訴訟引当金の増加額が含まれている。
- (4) 2015年12月31日をもって終了した年度の継続事業からの法人所得税費用/(ベネフィット)には、主に英国における当社の法的事業体の組織を簡素化するための内部的な再編に起因する、米国外の利益を当初の予想を下回るコストで本国に送金したことに関連する個別の正味税金ベネフィット564百万ドルが含まれていた。2014年12月31日をもって終了した年度の継続事業からの法人所得税費用/(ベネフィット)には、個別の税金ベネフィット合計約839百万ドルが含まれていた。このうち612百万ドルは、主に複数年度にわたる税務当局の調査の状況に関する新たな情報に基づく引当金および関連利息の再測定に関連するものであり、約237百万ドルは、主に米国外の利益の本国送金費用が当初の見積りより少なかったことに関連するものであった。さらに、当社の法人所得税費用/(ベネフィット)は、訴訟および規制上の案件に関連する損金不算入費用の結果として約900百万ドルの影響を受けていた。

モルガン・スタンレー
後注

6 ページ:

- (1) 2014年12月31日をもって終了した四半期および年度通期において、モルガン・スタンレーは、FVAの導入に関連して税引前費用約468百万ドルを計上した。これは会計上の見積りの変更を示すもので、そのうち466百万ドルは法人・機関投資家向け証券業務の債券およびコモディティの販売およびトレーディング純収益の減少として反映された。

7 ページ:

- (1) 2014年12月31日をもって終了した四半期において、ウェルス・マネジメント事業セグメントの報酬繰延費用調整の影響は88百万ドルであった。
- (2) 2014年10月31日、当社は、モルガン・スタンレー・スミス・バーニー・ホールディングスLLC(以下「MSSBH」という。)のパートナーシップから法人への税務上の取扱いの変更を含む法的組織再編を完了した。この税務上の取扱いの変更の結果、2014年12月31日をもって終了した四半期および年度通期の当社の継続事業の実効税率には、過去に設定した繰延税金負債の取崩しを主要因として、個別の税金ベネフィット14億ドルが含まれていた。

8 ページ:

- (1) 2014年12月31日をもって終了した四半期において、銀行預金プログラムにおける資産約1,280億ドルがモルガン・スタンレーに帰属していた。

9 ページ:

- (1) 2015年12月31日、2015年9月30日および2014年12月31日をもって終了した四半期には、当社の連結財務諸表に含まれる一定のファンドに係る投資利益(損失)が含まれている。これらの利益に対するリミテッド・パートナーシップ持分は、非支配持分に帰属する純利益(損失)に計上されている。
- (2) 2014年12月31日をもって終了した四半期において、投資運用事業セグメントの報酬繰延費用調整の影響は145百万ドルであった。

10 ページ:

- (1) マーチャント・バンキングおよび不動産投資内の不動産投資の収益には、一定の連結対象の不動産ファンドが保有する投資に関連する損益が含まれている。これらの損益は、非支配持分に帰属する純利益(損失)において相殺されている。
- (2) 2015年12月31日、2015年9月30日および2014年12月31日をもって終了した四半期の地域別の純流出入額[流入額/流出額]は、以下のとおりである。
北米: (45)億ドル、180億ドルおよび37億ドル
北米以外: 35億ドル、(70)億ドルおよび(2)億ドル
- (3) 2015年9月30日をもって終了した四半期および2015年12月31日をもって終了した年度通期の伝統的資産運用の株式の純流出入には、一部のポートフォリオ・マネジャーがそのポートフォリオと共に、ウェルス・マネジメント業務から投資運用業務へ異動したことに関連する46億ドルの流入が含まれている。
- (4) 2015年12月31日、2015年9月30日および2014年12月31日をもって終了した四半期の地域別の運用・管理資産は、以下のとおりである。
北米: 2,630億ドル、2,660億ドルおよび2,500億ドル
北米以外: 1,430億ドル、1,380億ドルおよび1,530億ドル

11 ページ:

- (1) 2015年12月31日、2015年9月30日および2014年12月31日をもって終了した四半期の米国銀行の投資有価証券ポートフォリオには、満期保有目的の投資有価証券がそれぞれ49億ドル、35億ドルおよび100百万ドル含まれていた。
- (2) 2015年12月31日、2015年9月30日および2014年12月31日をもって終了した四半期のその他のローンは、売却目的保有の住宅用モーゲージ・ローンそれぞれ45百万ドル、45百万ドルおよび16百万ドルを表していた。

12 ページ:

- (1) 2014年12月31日をもって終了した四半期および年度通期の、ウェルス・マネジメント業務の平均普通株主資本利益率および平均普通株式等Tier1自己資本利益率は、法的事業体の再編に関連する個別の正味税金ベネフィット14億ドルの影響を反映している。

モルガン・スタンレー
業績指標の定義および GAAP 指標と非 GAAP 指標

GAAP 指標と非 GAAP 指標の対比

- (a) モルガン・スタンレーは、決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示その他において、一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合があります。ここでいう「GAAP」とは、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則を意味する。証券取引委員会（以下「SEC」という。）は「非 GAAP 財務指標」を、GAAP に準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローの数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが開示する非 GAAP 財務指標は、当社の財政状態、経営成績または予想される規制上の所要自己資本の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法を投資家に提供するための追加情報として提供されている。これらの指標は GAAP に準拠したものと GAAP に代替するものではなく、他社が使用している非 GAAP 財務指標と異なる場合や整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する場合は、当社は通常、それを定義するか、GAAP に準拠して算定および表示される最も直接的に比較可能な財務指標を、当社が言及する非 GAAP 財務指標と比較可能な GAAP 財務指標の差異の調整と共に提示している。これらの定義および調整に関しては、以下の注記に加えて、当社の第 4 四半期決算リリースの脚注を参照。
- (b) 希薄化後 1 株当たり利益 (損失) (DVA を除く) の指標、平均普通株主資本利益率の指標、平均普通株主資本利益率 (DVA による影響を除く) の指標、平均普通株式等 Tier 1 自己資本利益率、有形普通株主資本、普通株式 1 株当たり有形簿価および税引前利益率は、非 GAAP 財務指標である。これらの指標は以下のとおり計算される。
- 一 希薄化後 1 株当たり利益 (損失) (DVA を除く) の金額は、モルガン・スタンレーに帰属する継続事業純利益 (損失)、またはモルガン・スタンレーに帰属する純利益 (損失) に DVA のプラス/ (マイナス) の影響を調整したものから、優先配当を控除し、希薄化後の平均流通株式数で除したものを表している。
 - 一 平均普通株主資本利益率および平均普通株主資本継続事業利益率は、それぞれモルガン・スタンレーに帰属する純利益から優先配当を控除したものの、平均普通株主資本に対する比率に相当する。
 - 一 平均普通株主資本利益率および平均普通株主資本継続事業利益率 (DVA による影響を除く) は、それぞれ分子および分母において DVA に係る調整を行ったものである。
 - 一 平均普通株式等 Tier 1 自己資本継続事業利益率は、モルガン・スタンレーに帰属する純利益から優先配当を控除したものの、平均普通株式等 Tier 1 自己資本に対する比率に相当する。
 - 一 有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産 (許容されるモーゲージ・サービシング権は含まない) 控除後の普通株主資本に相当する。
 - 一 普通株式 1 株当たり有形簿価は、有形普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものに相当する。
 - 一 税引前利益率は、純収益に対する税引前継続事業利益の比率を表している。
- (c) 2015 年 12 月 31 日、2015 年 9 月 30 日および 2014 年 12 月 31 日をもって終了した四半期の業績には、当社の信用スプレッドの変動およびその他のクレジット要因による当社の一定の長期債および短期債の公正価値の変動に関連した収益へのプラス/ (マイナス) の影響 (債務評価調整、以下「DVA」という。) がそれぞれ (124) 百万ドル、435 百万ドルおよび 223 百万ドル含まれている。2015 年 12 月 31 日および 2014 年 12 月 31 日をもって終了した年度通期の業績には、プラスの DVA 収益がそれぞれ 618 百万ドルおよび 651 百万ドル含まれている。
- (d) 完全移行後の普通株式等 Tier 1 リスクベース自己資本比率および完全移行後の補完的レバレッジ比率は、まだ適用されていない新たな規制上の所要資本の遵守を評価するために有用な指標であると当社が考える非 GAAP 財務指標を表す見積上の数値である。補完的レバレッジ比率は、Tier 1 自己資本 (米国パーゼルⅢの移行規則に基づき計算) を補完的レバレッジ・エクスポージャー合計で除したものに相当する。過去の期間の規制自己資本および比率の計算の詳細については、モルガン・スタンレーの 2014 年 12 月 31 日をもって終了した年度の様式 10-K による年次報告書の Part 2, Item 7「規制上の要求事項」およびモルガン・スタンレーの 2015 年 9 月 30 日をもって終了した四半期の様式 10-Q による四半期報告書の Part 1, Item 2「規制上の要求事項」を参照。

財務業績指標に関する定義および注記

- (a) 普通株式 1 株当たり簿価は、普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものに相当する。
- (b) 当社全体の地域別収益は、当社の管理ベースの連結純収益を反映している。純収益の地域別の分析方法の詳細については、当社の 2014 年 12 月 31 日をもって終了した年度の様式 10-K による年次報告書に掲載する連結財務諸表に対する注記 21 に開示している。
- (c) 米国パーゼルⅢの先進的手法を採用する銀行組織として、当社は、(i) 信用リスクのリスク加重資産 (以下「RWA」という。) および市場リスクの RWA を計算する標準的な手法 (以下「標準的手法」という。)、(ii) 信用リスクの RWA を計算する先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスクの RWA を計算する先進的計測手法、およびパーゼルⅢに基づき計算された市場リスクの RWA に係る先進的手法 (以下「先進的手法」という。)、の両方を使用してリスクベース自己資本比率を計算することが要求されている。ドッド・フランク法の規定を導入するため、米国パーゼルⅢでは、当社のような試行プロセスの完了を規制当局から承認された先進的手法を採用する銀行組織は恒久的な「自己資本の下限」の適用を受ける。2014 年 1 月 1 日以前は、自己資本の下限により、当社の自己資本比率は先進的手法に基づき計算された自己資本比率または「パーゼル 2.5」として知られる市場のリスク関連規則で補完した標準的手法である米国パーゼルⅠに基づく規則に基づき計算された自己資本比率のうち、いずれか低い方の比率となった。2015 年 1 月 1 日以降の自己資本の下限は、適用可能な経過規定を考慮した上で、米国パーゼルⅢに基づく先進的手法に基づき計算された自己資本比率または標準的手法に基づき計算された自己資本比率のうち、いずれか低い方である。2015 年 12 月 31 日現在の低い方の比率は、米国パーゼルⅢの先進的手法によるものである。この計算は 2016 年 1 月 19 日 (本リリースの公表日) 現在の暫定的な見積りであり、2015 年度のモルガン・スタンレーの様式 10-K において修正される可能性がある。過去の期間の規制自己資本および比率の計算の詳細については、モルガン・スタンレーの 2014 年 12 月 31 日をもって終了した年度の様式 10-K による年次報告書の Part 2, Item 7「規制上の要求事項」およびモルガン・スタンレーの 2015 年 9 月 30 日をもって終了した四半期の様式 10-Q による四半期報告書の Part 1, Item 2「規制上の要求事項」を参照。
- (d) 銀行子会社および非銀行子会社が保有するグローバル流動性準備金は、流動性の高い広く分散された現金および現金同等物ならびに担保権未設定の有価証券で構成されている。適格な担保権未設定の有価証券には、米国国債、米国政府機関債、米国政府機関モーゲージ担保証券、米国以外の国債およびその他の高流動性投資適格有価証券が含まれている。
- (e) 当社ののれんおよび無形資産の残高は、許容されるモーゲージ・サービシング権を控除後である。
- (f) 法人・機関投資家向け証券業務の非支配持分に帰属する純利益は、主に、当社が連結するモルガン・スタンレー MUFJ 証券株式会社の株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループへの配分を表している。
- (g) VaR は、当社のトレーディング・ポジションのポートフォリオを 1 日保有する場合に、平均して 100 取引日につき 5 回を超えて超過することはないと予想される損失の額を表す。VaR の計算方法および当社の VaR の手法の限界に関する詳細については、当社の 2014 年度の様式 10-K の Part II, Item 7A「市場リスクに関する定量的および定性的情報の開示」に開示している。
- (h) ウェルス・マネジメント業務の営業員 1 人当たり年換算収益は、年換算収益 ÷ 年平均営業員数として定義されている。
- (i) ウェルス・マネジメント業務の営業員 1 人当たり顧客預り資産は、顧客預り資産総額 ÷ 期末営業員数を表している。
- (j) ウェルス・マネジメント業務の顧客負債は、米国銀行に係る貸出ならびにブローカー・ディーラーの信用取引業務を反映している。
- (k) ウェルス・マネジメント業務の手数料ベース顧客口座資産は、サービスに対する支払が顧客口座の資産により計算される手数料を基礎とする場合の当該資産の金額を表している。
- (l) ウェルス・マネジメント業務の手数料ベース資産の流出入には、新規の手数料ベース資産 (純額)、口座振替額 (純額)、配当、利息および顧客手数料が含まれるが、現金管理関連活動は除かれている。
- (m) 伝統的資産運用のオルタナティブ投資の資産クラスは、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・プライベート・エクイティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアル・エステート・ファンズ等の各種投資商品を含む。
- (n) 投資運用業務の純流入には、新規の契約、投資または再投資 (顧客による償還、資金投資期間後の資本払戻および再投資されていない配当金を控除後) が含まれており、約定期間から資本投資期間への資金の移行の影響は除かれている。
- (o) 少数株主の資産持分は、投資運用業務が少数持分を保有する事業体によって運用される資産に対する投資運用業務の比例持分を表す。
- (p) 米国銀行は、当社の米国銀行子会社であるモルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションを指しており、関連企業との取引は除いている。
- (q) 法人・機関投資家向け証券業務の米国銀行のその他の貸付データには、商業用および住宅用モーゲージ貸付、資産担保貸付、流通市場で購入した企業向けローン、株式およびコモディティの顧客に対して提供される融資ならびに地方自治体に対するローンに関連する業務が含まれている。
- (r) 当社の資本の見積りおよび事業セグメントへの配分は、社内の資本充実度の測定尺度である所要資本の枠組みに基づいている。これは、ある時点のリスク、レバレッジ、極端なストレス事象による潜在的損失および継続企業資本の概念に基づく多様性を考慮する。また、この枠組み

- は規制上の所要資本のほか、内部成長、買収、その他の事業ニーズに必要な資本を考慮に入れている。この枠組みの詳細については、モルガン・スタンレーの2015年9月30日をもって終了した四半期の様式10-Qによる四半期報告書のPart 1, Item 2「規制上の要求事項」を参照。
- (s) 優先株式配当／その他には、参加型制限株式ユニット（以下「RSU」という。）に対する利益の配分が含まれている。
 - (t) 当社は、1株当たり利益に関する会計指針に規定する2種方式を使用して1株当たり利益を計算している。当社の1株当たり利益の計算の詳細については、本補足財務情報の13ページおよび2015年9月30日をもって終了した四半期の様式10-Qによる当社の四半期報告書の連結財務諸表の注記14を参照。
-

モルガン・スタンレー
法的通知

本補足財務情報は、財務、統計および事業に関連する情報、ならびに事業およびセグメントの趨勢を含んでいる。
本情報は、2016年1月19日に公表された当社の第4四半期決算プレス・リリースと合わせて読まれるべきものである。

有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類

以下は、2014年12月31日に終了した年度に関して2015年6月5日に関東財務局に提出した有価証券報告書の提出日以降の主な後発事象であり、2015年12月31日に終了した年度に関して2016年2月23日に米国証券取引委員会に提出した当社の様式10-Kによる年次報告書から抜粋している。

後発事象

当社は、当社の連結財務諸表における調整および開示のため、本報告書の日付まで後発事象を評価しており、以下に記載するものを除き、当該連結財務諸表またはその注記において別段報告されている事項以外に、記録または開示すべき事象は特定していない。

普通株式配当

2016年1月19日、当社は、取締役会が普通株式1株当たり0.15ドルの四半期配当を宣言した旨を公表した。当該配当は、2016年1月29日現在の株主名簿に記載される普通株主に対し、2016年2月15日に支払われた。

長期借入債務

2015年12月31日から2016年2月19日までの期間中、長期借入債務は約52億ドル増加した(満期到来分および償還分相殺後)。この金額には、2016年1月27日に発行した55億ドルの上位債務および2016年2月17日に発行した400百万ドルの上位債務が含まれる。

和解

2016年2月10日、当社は、米国司法省民事局(「民事局」)、ニューヨーク州司法長官(「NYAG」)およびイリノイ州司法長官(「ILAG」)との間で、係属中の調査について和解合意に達した。当社は、2015年2月25日、2,600百万ドルで司法省と和解することで原則合意に達し、2014年様式10-Kにおいてその旨開示した。民事局、NYAGおよびILAGとの和解に関連する金額は、すべて従前発生したものである。

訴訟

以下に記載する事項に加えて、当社は随時、グローバルで多様な総合金融サービス機関としての通常の事業活動に関連して各種の訴訟(仲裁および集団訴訟等を含む。)の被告とされており、これらの係属中または提起されるおそれのある訴訟のなかには多額の補償的または懲罰的損害賠償、あるいは不特定額の損害賠償が請求されているものもある。また本来は主な被告となるべき事業体がすでに破産していたり、または財政危機に直面していたりする事例もある。

加えて当社は随時、当社の事業、特にセールス・トレーディング業務、当社が出資、引受けまたは販売を行う金融商品または募集ならびに会計および営業上の事項を対象として政府および自主規制機関が行う他の公式・非公式の精査、調査および手続に関与しており、これらが最終的に不利益な決定、和解、罰金、反則金、差止めその他による処分の結果をもたらす可能性がある。

当社は、係属中の各事件において、責任または損害賠償の金額について適宜争っている。入手された情報により連結財務諸表の日付において債務発生の可能性が示され、当社が損失の金額を合理的に見積もることができる場合には、利益に対し見積損失予想額を費用計上する。当社の将来の訴訟費用は、当社を含むグローバル金融サービス企業に影響を及ぼす政府機関による調査や民間訴訟の現状に鑑みて、期間ごとに変動する可能性がある。

但し、多くの手続および調査において、損失が生じるか、そもそもその可能性があるかを判断したり、または損失予想額を見積もったりすることは本質的に困難である。特に事実が明らかにされつつあるか、あるいは争われている手続および調査や原告または政府機関が多額または不特定額の損害賠償、原状回復、不当利得の返還または罰金を請求する手続および調査の場合、その解決の可能性、時期もしくは方法、または最終的な和解金、罰金その他の救済の内容については確実性のある見通しを示すことができない。係属中の手続または調査に関して損失、追加的な損失、損失もしくは追加損失の範囲を合理的に見積もることができるようになる前に、長期にわたる可能性のある証拠開示手続や重要な事実の判断、クラスの認定に関連する問題の判断および損害賠償その他の救済に係る金額の算定等により、また当該手続または調査に関連のある新規または未解決の法的な問題に対処することにより、多くの問題を解決する必要があるであろう。上記を前提に、当社は、現時点で知る限りにおいてかつ顧問との協議のうえ、係属中の手続および調査の結果が、特定期間における当社の収益または利益の水準によっては経営成績およびキャッシュ・フローにとって重要となる可能性はあるものの、当社の連結財政状態に重大な悪影響を及ぼすおそれはないと考えている。

過去数年間において、金融サービス業界では訴訟ならびに政府機関および自主規制機関による(公式・非公式の)調査手続の件数が大幅に増加している。そのため当社では、当社に対し損害賠償その他の救済の請求が増加する可能性があると予測しており、当社が個別または集合的に重大と確信する一定の手続を下記で特定してはいるものの、現時点では提起されていないか、または重大であるとの判断に至っていない請求により、追加的に重大な損失を被らないという保証はない。

住宅モーゲージおよび信用危機に関する事項

規制当局および政府当局に関する事項

当社は、サブプライムおよび非サブプライムの住宅用モーゲージ商品のオリジネーション、資金調達、購入、証券化および回収ならびに関連事項(住宅モーゲージ担保証券(「RMBS」)、モーゲージ・パススルー証券を裏付けとしたまたは参照する債務担保証券(「CDO」)、仕組投資ビークル(「SIV」)およびクレジット・デフォルト・スワップを含む。)について、金融詐欺対策タスクフォースのRMBS作業部会のメンバー(民事局および複数の州の司法長官局を含む。)等、一部の連邦および州の規制当局および政府当局から召喚状および情報提供要請を受けた。これらの事項(一部は進行した段階にある。)には、当社が証券化のために購入したローンの審査、格付機関との連絡、投資家に対する開示ならびに債権回収および担保権実行に伴う問題の取扱に関する調査等を含む。

2014年5月、RMBS作業部会のメンバーであるカリフォルニア州司法長官局(「CAAG」)は、当社がRMBSに関して故意のかつ重大な不実表示を行い、カリフォルニア州職員退職年金基金を販

売対象者とする有価証券を発行したチェーンSIVに関する重大な不実表示を故意に行かせたとの一定の予備的結論を下したことを示唆した。CAAGはさらに、かかる当社の行為がカリフォルニア州法に違反したと考えており、三倍損害賠償、罰金および差止めによる救済を請求する可能性があることも示唆している。当社はかかる結論に同意しておらず、これらに対する抗弁をCAAGに提出した。

2014年10月、イリノイ州司法長官局(「ILAG」)は、当社に書簡を送付した。同書簡においては、当社が、イリノイ州と関連のある一部の年金基金が購入したRMBSに関し、故意に不実表示を行ったと主張されており、当社は、約88百万ドルをILAGに支払うよう求められている。2016年2月10日、当社とILAGは、本件の和解に合意した。

2015年1月13日、RMBS作業部会のメンバーであるニューヨーク州司法長官局(「NYAG」)は、当社が出資した約30件のサブプライム証券化に関する訴訟を提起する意向を示した。NYAGは、同訴訟において、当社が証券化対象のローンおよびこれを担保する不動産の審査、引受けおよび評価に関する重大な情報についての不実表示を行い、またはかかる重大な情報を表示しなかったと主張する意向であること、また同訴訟はマーチン法に基づき提起されることを示唆した。2016年2月10日、当社とNYAGは、本件の和解に合意した。

当社は、2015年2月25日付けで、民事局およびカリフォルニア州北部地区連邦検事局民事部(総称して「民事局等」)との間で、民事局等が当社に対して提起する意向を示していた一定の請求の和解のために26億ドルを支払うことで原則合意に達した。この和解は、2016年2月10日に確定した。

民事訴訟

2009年12月23日、シアトル連邦住宅貸付銀行は当社と他の被告1名を相手取り、ワシントン州上位裁判所において「シアトル連邦住宅貸付銀行対モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドほか」と題する訴訟を提起した。2010年9月28日に提出された修正訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告に販売するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張されている。当社が原告に販売したとされる証券の総額は約233百万ドルであった。訴状ではワシントン州証券法に基づいて請求が提起されており、特に、原告による当該証券の購入を無効とするよう求めている。2011年6月23日および2011年7月18日付けで発せられた各命令により、裁判所は、被告らによる包括的な修正訴状却下の申立てを否認した。2011年8月15日、裁判所は、当社が個別に行った修正訴状却下の申立てを否認した。2013年3月7日、裁判所は、原告による陪審審理の要請につき、これを削除するよう求める被告らの申立てを認容した。2015年11月9日、被告らによる部分的略式判決を求める共同申立ては否認された。

2010年3月15日、サンフランシスコ連邦住宅貸付銀行は当社と他の被告らを相手取り、カリフォルニア州上位裁判所において訴訟を提起した。同訴訟は、「サンフランシスコ連邦住宅貸付銀行対ドイチェ・バンク・セキュリティーズ・インクほか」と題された。2010年6月10日に提出された修正訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告に販売するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張されている。当社が原告に販売したとされる証券の総額は、約

276百万ドルであった。訴状では連邦証券関連法およびカリフォルニア州法の双方に基づいて請求が提起されており、特に、原告による当該証券の購入を無効とするよう求めている。2011年8月11日、原告が連邦証券法に基づいて提訴した請求は再訴不能として却下された。2012年2月9日、他のすべての請求に係る被告らの妨訴抗弁は却下された。2013年12月20日、原告の過失による不実表示に係る請求は再訴不能として却下された。

2010年7月15日、チャールズ・シュワブ・コーポレーションは当社と他の被告らを相手取り、カリフォルニア州上位裁判所において「チャールズ・シュワブ・コーポレーション対ビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・コーポレーションほか」と題する訴訟を提起した。2012年3月5日に提出された第二次修正訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた多数のモーゲージ・パススルー証券を原告の1子会社に販売するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張されている。当社が原告の子会社に販売したとされる証券の総額は約180百万ドルであった。修正訴状ではカリフォルニア州法に基づいて請求が提起されており、特に、原告による当該証券の購入を無効とするよう求めている。2012年4月10日、当社は第二次修正訴状における一定の訴訟原因について妨訴抗弁を提出し、裁判所は2012年7月24日にこれを却下した。2014年11月24日、過失による不実表示に係る原告の請求は、再訴不能として却下された。原告の請求の一部に関する初回審理は、2016年7月に開始される予定である。

2010年7月15日、中華開発工業銀行(「CDIB」)は当社を相手取り、「中華開発工業銀行対モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドほか」と題する訴訟を提起し、同訴訟はニューヨーク州ニューヨーク郡高位裁判所(「ニューヨーク州高位裁判所」)において係属中である。請求内容は、STACK・2006-1・CDOのスーパー・シニア部分を参照する275百万ドルのクレジット・デフォルト・スワップに関連している。訴状では、コモン・ロー上の詐欺、詐欺的勧誘および詐欺的隠蔽に関する請求が申し立てられており、当社がCDIBに対し、STACK・2006-1・CDOのリスクについて不実表示を行い、またCDIBとのクレジット・デフォルト・スワップ締結時点で当該CDOの裏付資産が粗悪であることを当社が認識していたと主張されている。訴状においては、クレジット・デフォルト・スワップに基づく約228百万ドルとCDIBが主張する既損失額に係る補償的損害賠償、CDIBによる12百万ドルの追加支払義務の無効化、懲罰的損害賠償、エクイティに基づく救済、手数料および費用の賠償が求められている。2011年2月28日、裁判所は、当社による訴状却下の申立てを否認した。

2010年10月15日、シカゴ連邦住宅貸付銀行は当社と他の被告らを相手取りイリノイ州巡回裁判所に訴訟を提起し、同訴訟は「シカゴ連邦住宅貸付銀行対バンク・オブ・アメリカ・ファンディング・コーポレーションほか」と題された。訂正後の修正訴状は、2011年4月8日に提出された。同訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた多数のモーゲージ・パススルー証券を原告に販売するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張し、イリノイ州法に基づき請求を行っている。かかる訴訟において争点となっている、当社が原告に販売したとされる証券の総額は、約203百万ドルであった。当該訴状は、特に、原告による当該証券の購入を無効とするよう求めている。2011年5月27日、被告らは訂正後の修正訴状の却下を求める申立てを行い、同申立ては2012年9月19日に否認された。2013年12月13日、裁判所は、争点となっている証券化のうち1件に関する請求をすべて

退ける命令を発した。当社が発行しまたは原告に販売したとされる証券の当該却下後の残額は、約78百万ドルであった。

2011年4月20日、ボストン連邦住宅貸付銀行は当社と他の被告らを相手取り、マサチューセッツ州上位裁判所において「ボストン連邦住宅貸付銀行対アリー・ファイナンシャル・インク(旧ジーエムエーシー・エルエルシー)ほか」と題する訴訟を提起した。修正訴状は2012年6月29日に提出され、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告に販売するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張されている。当社が発行しまたは原告に販売したとされる証券の総額は約385百万ドルであった。修正訴状ではマサチューセッツ州統一証券法、マサチューセッツ州消費者保護法およびコモン・ローに基づいて請求が行われており、特に、原告による当該証券の購入を無効とするよう求めている。2011年5月26日、被告らは、本件をマサチューセッツ州米国連邦地方裁判所に移送した。2013年9月30日、被告らによる修正訴状却下の申立ての一部は認容され、一部は否認された。原告は、争点となっている証券化のうち3件について、それぞれ2013年11月25日、2014年7月16日および2015年5月19日に、当社に対して提起した請求を自ら取下げた。当社が発行しまたは原告に販売したとされる証券の当該取下げ後の残額は、約332百万ドルであった。

2012年8月7日、ユーエス・バンクは、モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-4SLおよびモーゲージ・パススルー証券、シリーズ2006-4SLを代理して、当社を相手取り、上記の受託者としての資格において訴訟を提起した。本件は、「モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-4SLほか対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インク」と題され、ニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約303百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状では特に、取引の基礎となるモーゲージ・ローンの購入契約の無効化、特定履行および不特定額の損害賠償ならびに利息等による救済が求められている。2014年8月8日、裁判所は、被告らによる訴状却下申立ての一部を認容し、一部を否認した。

2012年8月8日、ユーエス・バンクは、モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-14SL、モーゲージ・パススルー証券、シリーズ2006-14SL、モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2007-4SLおよびモーゲージ・パススルー証券、シリーズ2007-4SLを代理して、当社を相手取り、上記の受託者としての資格において訴訟を提起した。訴状は、「モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-14SLほか対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インクの持分譲受人であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシー」と題され、ニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該各信託の各ローン(当初元本残高それぞれ約354百万ドルおよび305百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状では特に、取引の基礎となるモーゲージ・ローンの購入契約の無効化、特定履行および不特定額の損害賠償ならびに利息等による救済が求められている。2013年8月16日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。

2012年9月28日、ユーエス・バンクは、モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-13ARXを代理して、当社を相手取り、上記の受託者としての資格において、「モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-13ARX対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インクの持分譲受人であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシー」と題する訴訟を提起し、同訴訟はニューヨーク州高位裁判所において係属中である。原告は、2013年1月17日に修正訴状を提出した。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約609百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。修正訴状においては、とりわけ、宣言的判決、特定履行および不特定額の損害賠償ならびに利息等による救済が求められている。裁判所は、2014年9月30日に登録された命令により、当社による修正訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。2015年7月13日、原告は、裁判所が2014年9月30日に下した決定につき上訴手続を完了した。

2012年12月14日、ロイヤル・パーク・インベストメンツ・エスアー／エヌヴィーは、当社および一部の関連会社ならびに他の被告らを相手取り、ニューヨーク州高位裁判所において「ロイヤル・パーク・インベストメンツ・エスアー／エヌヴィー対メリル・リンチほか」と題する訴訟を提起した。2013年10月24日、原告は、当社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所において、「ロイヤル・パーク・インベストメンツ・エスアー／エヌヴィー対モルガン・スタンレーほか」と題する新たな訴訟を提起した。新たな訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告に販売するにあたり、重大な不実表示および不作為を行ったと主張されている。当社が出資し、引き受けまたは原告に販売したとされる証券の総額は、約597百万ドルであった。訴状では、コモ・ロー上の詐欺、詐欺的勧誘、過失による不実表示ならびに詐欺の幫助および教唆に関する請求が行われており、特に、補償的・懲罰的損害賠償が求められている。2015年12月1日、原告は修正訴状を提出した。

2013年1月10日、ユーエス・バンクは、モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-10SLおよびモーゲージ・パススルー証券、シリーズ2006-10SLを代理して、当社を相手取り、上記の受託者としての資格において訴訟を提起した。訴状は「モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-10SLほか対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インクの持分譲受人であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシー」と題され、ニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約300百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状では、特に、当社に対する、取引書類に定めるローン契約違反救済手続の遵守命令、不特定額の損害賠償および利息等による救済が求められている。2014年8月8日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。

2013年1月31日、エイチエスエイチ・ノルトバンク・アーゲーおよび一部の関連会社は、当社および一部の関連会社ならびに他の被告らを相手取り、ニューヨーク州高位裁判所に「エイチエスエイチ・ノルトバンク・アーゲーほか対モルガン・スタンレーほか」と題する訴状を提出した。訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付け

られた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告らに販売するにあたり、重大な不実表示および不作為を行ったと主張されている。当社が出資し、引き受けまたは原告に販売したとされる証券の総額は、約524百万ドルであった。訴状では、当社に対する訴訟原因として、コモン・ロー上の詐欺、詐欺的隠蔽、詐欺の幫助および教唆、過失による不実表示ならびに契約無効化が主張されており、特に補償的・懲罰的損害賠償が求められている。2013年4月12日、被告らは訴状却下の申立てを行った。2015年7月21日、かかる申立ての一部は認容され、一部は否認された。2015年8月19日、当社は、裁判所の決定につき上訴申立書を提出した。2015年8月20日、原告らは、交差上訴申立書を提出した。2015年8月25日、原告らは、訴状の修正許可を求める申立てを行った。

2013年5月3日、「ドイツ信用協同組合中央金庫ほか対モルガン・スタンレーほか」の原告らは、当社および一部の関連会社ならびに他の被告らを相手取り、ニューヨーク州高位裁判所に訴状を提出した。訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告らに販売するにあたり、重大な不実表示および不作為を行ったと主張されている。当社が出資し、引き受けまたは原告に販売したとされる証券の総額は、約644百万ドルであった。訴状では、当社に対する訴訟原因として、コモン・ロー上の詐欺、詐欺的隠蔽、詐欺の幫助および教唆、過失による不実表示ならびに契約無効化が主張されており、特に、補償的・懲罰的損害賠償が求められている。2014年6月10日、裁判所は、被告らによる訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。2015年6月12日、当社は、かかる決定につき上訴手続を完了した。

2013年5月17日、「清算手続中のアイケービー・インターナショナル・エスアーほか対モルガン・スタンレーほか」の原告は、当社および一部の関連会社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所に訴状を提出した。訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告に販売するにあたり、重大な不実表示および不作為を行ったと主張されている。当社が出資し、引き受けまたは原告に販売したとされる証券の総額は、約132百万ドルであった。訴状では、当社に対する訴訟原因として、コモン・ロー上の詐欺、詐欺的隠蔽、詐欺の幫助および教唆ならびに過失による不実表示が主張されており、特に、補償的・懲罰的損害賠償が求められている。2014年10月29日、裁判所は、当社による却下申立ての一部を認容し、一部を否認した。4つの証券に関する請求は、すべて却下された。当社が発行しまたは原告に販売したとされる証券の当該請求却下後の残額は、約116百万ドルであった。2015年8月26日、当社は、2014年10月29日付けの裁判所の決定につき上訴手続を完了した。

2013年7月2日、ドイチェ・バンクは、受託者としての資格において、「モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト、シリーズ2007-NCI (MSAC2007-NCI)の受託者を代理する連邦住宅金融抵当金庫の財産管理人としての米連邦住宅金融局対モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク」の原告として、ニューヨーク州高位裁判所において「モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト、シリーズ2007-NCIの受託者としてのドイチェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニー対モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク」と題する訴状を提出した。2014年2月3日、原告は修正訴状を提出した。同修正訴状においては、契約違反

および善意かつ公正に取引を行う旨の黙示の了解の違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約12.5億ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。同修正訴状では特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、不特定額の損害賠償、契約無効化および利息等による救済が求められている。2014年3月12日、当社は、修正訴状の却下申立てを行った。

2013年7月8日、ユーエス・バンク・ナショナル・アソシエーションは、受託者としての資格において、「受託者としての資格のみにおけるユーエス・バンク・ナショナル・アソシエーションによるモルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2007-2AX対モルガン・スタンレーモーゲージ・キャピタル・インクの合併承継会社であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーおよびグリーンポイント・モーゲージ・ファンディング・インク」と題する訴状を提出し、同訴訟はニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約650百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状ではとりわけ、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、不特定額の損害賠償および利息等による救済が求められている。2013年8月22日、当社は訴状却下の申立てを行った。2014年11月24日、かかる申立ての一部は認容され、一部は否認された。

2013年8月26日、「フェニックス・ライト・エスエフ・リミテッドほか対モルガン・スタンレーほか」と題する訴訟が、当社およびその一部の関連会社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所において提起された。訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告らまたはその譲渡人に販売するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張されている。当社が発行し、原告らまたはその譲渡人に販売したとされる証券の総額は、約344百万ドルであった。訴状では、コモン・ロー上の詐欺、詐欺的勧誘、詐欺の幫助および教唆、過失による不実表示ならびに当事者双方の錯誤に基づく契約の無効化が請求されており、特に、当該証券の購入に関する補償的損害賠償、懲罰的損害賠償またはこれに代わる契約の無効化もしくは原状回復による損害賠償が求められている。2013年12月13日、被告らは訴状却下の申立てを行った。当事者は後日、かかる却下の申立ては2014年6月17日に提出した修正訴状を対象とするものとみなすことについて合意した。2015年4月23日、裁判所は、当社による修正訴状却下の申立てを認容した。2015年5月21日、原告らは、かかる命令につき上訴申立書を提出した。

2013年11月6日、ドイチェ・バンクは、受託者としての資格において、「モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト、シリーズ2007-NC3(MSAC2007-NC3)の受託者を代理する連邦住宅金融抵当金庫の財産管理人としての米連邦住宅金融局対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシー」の原告として、ニューヨーク州高位裁判所において「モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト、シリーズ2007-NC3の受託者としての資格のみにおけるドイチェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニー対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インクの合併承継会社であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシー」と題する訴状を提出した。訴状においては、契約違反および善意かつ公正に取引を行う旨の黙示の了解の違反について請求されており、かつ、とりわけ、当

該信託のローン(当初元本残高約13億ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。同訴状では特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、不特定額の損害賠償、契約無効化、利息および費用等による救済が求められている。2013年12月16日、当社は訴状却下の申立てを行った。

2013年12月30日、ウィルミントン・トラスト・カンパニーは、当社を相手取り、モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2007-12の受託者としての資格において訴訟を提起した。本件は「ウィルミントン・トラスト・カンパニー対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーほか」と題され、ニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約516百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状では特に、不特定額の損害賠償、利息および費用等による救済が求められている。2014年2月28日、被告らは訴状却下の申立てを行った。

2014年4月28日、ドイチュ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニーは、モルガン・スタンレー・ストラクチャード・トラスト・ワン2007-1の受託者としての資格において、当社を相手取り訴訟を提起した。本訴訟は「ドイチュ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニー対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシー」と題され、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所(「SDNY」)において係属中である。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約735百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状では、特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、不特定額の補償的損害賠償または原状回復による損害賠償、利息および費用等による救済が求められている。2015年4月3日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。

2014年9月19日、フィナンシャル・ギャランティ・インシュアランス・カンパニー(「FGIC」)は、当社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所において、「フィナンシャル・ギャランティ・インシュアランス・カンパニー対モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インクほか」と題する訴状を提出した。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のネット・インタレスト・マージン証券(「NIMS」)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。FGICは、一定の社債(当初残高約475百万ドル)に関して財務保証保険を発行した。訴状では、特に、取引書類に定めるNIM契約違反救済手続に係る特定履行、不特定額の損害賠償、取引書類に基づく一定の支払いの返還、弁護士費用および利息等による救済が求められている。2014年11月24日、当社は訴状却下の申立てを行った。

2014年9月23日、FGICは、当社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所において「フィナンシャル・ギャランティ・インシュアランス・カンパニー対モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インクほか」と題する訴訟を提起した。訴状においては、契約違反および詐欺的勧誘について請求されており、また、とりわけ、当該信託のローンが各種の表明および保証に違反し、被告らが特定のクラスの証券(当初残高約876百万ドル)に係る財務保証保険を発行させるべくFGICを勧誘するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張されている。訴状では特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、補償的

損害賠償、結果的損害賠償および懲罰的損害賠償、弁護士費用ならびに利息等による救済が求められている。2014年11月24日、当社は訴状却下の申立てを行った。

2015年1月23日、ドイチュ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニーは、受託者としての資格において、当社を相手取り、「モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト2007-NC4の受託者としての資格のみにおけるドイチュ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニー対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インクの合併承継会社であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーおよびモルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク」と題する訴状を提出し、同訴訟はニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反の請求がなされており、また、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約10.5億ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状では、特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、補償的損害賠償、結果的損害賠償、原状回復による損害賠償、エクイティ上の損害賠償および懲罰的損害賠償、弁護士費用その他の関連経費ならびに利息等による救済が求められている。2015年10月20日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。

商業用不動産担保貸付けに関する事項

2011年1月25日、当社は、「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・トラスト、ナショナル・アソシエーション対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インク」訴訟において被告とされ、同訴訟はSDNYにおいて係属中である。本件は、一連の商業用モーゲージ・パススルー証券の受託者によって提訴され、当社がオリジネートしたうえで信託に譲渡した81百万ドルの商業用モーゲージ・ローンに関して当社に一定の表明保証違反があったと主張している。訴状においては、特に、ローンの買戻しおよび追加の金銭的損害賠償の支払いが求められている。2014年6月16日、裁判所は、当社による略式判決を求める補充的申立てを認容した。2014年7月16日、原告は、上訴申立書を提出した。

通貨に関する事項

規制当局および政府当局に関する事項

当社は、当社の外国為替事業に関して、米国内外の規制当局および政府当局による数多くの調査に対応している。また、2015年6月29日、当社および他の多数の金融機関は、ブラジルレアルの外国為替市場において反競争的活動に従事した疑いがあるとして、ブラジル経済擁護行政委員会での手続において被審人とされた。

集団訴訟

2013年12月以降、当社および一部の関連会社を含む複数の外国為替ディーラーは、反トラスト集団訴訟を意図した複数の訴訟の被告とされ、当該訴訟の多くは現在、SDNYにおいて「為替ベンチマーク反トラスト訴訟」と題する単一の手続に併合されている。原告らは、2015年7月16日、被告らが主要なベンチマークについて人為相場を設定、維持または形成し、買呼値と売呼値のスプレッドを操作し、また店頭市場での行動により、これに対応する外国為替先物市場

での操作を行わせる共謀に従事した等と主張する修正訴状を提出した。原告らは、宣言的救済および不特定額の三倍損害賠償を求めている。2015年11月30日、被告らは、修正訴状却下の申立てを行った。

2015年9月11日、当社および関連会社を含む複数の外国為替ディーラーは、オンタリオ州上位裁判所において提起された集団訴訟を意図した「クリストファー・ステインズ対カナダロイヤル銀行ほか」と題する訴訟の被告とされた。原告は、「為替ベンチマーク反トラスト訴訟」での主張と類似した主張を行い、10億カナダドルおよび懲罰的損害賠償として50百万カナダドルを求めている。2015年9月16日、ケベック州上位裁判所において、同様の主張に基づく「クリスティーン・ベランド対カナダロイヤル銀行ほか」と題する同種訴訟が提起され、100百万カナダドルおよび懲罰的損害賠償として50百万カナダドルが求められている。

ウェルス・マネジメントに関する事項

当社は現在、「ロイ・エム・スピアーの遺産に係る人格代表者としてのリンダ・エル・スピアーほか対モルガン・スタンレー・スミス・バーニー・エルエルシーほか」と題する進行中の仲裁において、自己の防御を行っており、同手続はフロリダ州金融取引業規制機構仲裁委員会において係属中である。原告らは、富裕層向け資産管理サービスの顧客であった故人が生前所有していた証券取引口座に関し、過剰取引、裁量権の無権限行使、不当威圧、過失および過失ある監督行為、擬制詐欺、信託義務の濫用、不当利得ならびに複数のフロリダ州法違反を主張している。原告らは、種々の事実論および法律論に基づき、不当利得の返還、補償的損害賠償、法定損害賠償、懲罰的損害賠償および三倍損害賠償として約475百万ドルを求めている。

以下の事項は、2015年12月31日終了四半期中または当該四半期後に終結した。

2012年1月20日、シーリンク・ファンディング・リミテッドは、当社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所において「シーリンク・ファンディング・リミテッド対モルガン・スタンレーほか」と題する訴訟を提起した。2013年3月20日に提出された第二次修正訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を販売するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張されていた。当社が発行しまたは販売したとされる証券の総額は約507百万ドルであった。2014年4月18日、裁判所は、当社による第二次修正訴状却下の申立てを認容した。2015年11月12日、かかる訴状の却下は、上訴を経て確定した。

2012年1月25日、デクシアSA/NVおよびその関連会社の一部は、当社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所において「デクシアSA/NVほか対モルガン・スタンレーほか」と題する訴訟を提起した。修正訴状は2012年5月24日に提出され、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告らに販売するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張されていた。当社が発行しまたは原告らに販売したとされる証券の総額は約626百万ドルであった。2013年10月16日、裁判所は、被告らによる修正訴状却下の申立てを認容した。2016年1月12日、かかる訴状の却下は、上訴を経て確定した。

2012年4月25日、ザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカおよびその一部関連会社は、当社およびその一部関連会社を相手取り、ニュージャージー州上位裁判所において「ザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカほか対モルガン・スタンレーほか」と題する訴訟を提起した。2012年10月16日、原告らは修正訴状を提出した。修正訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告らに販売するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張されていた。当社が出資し、引き受けまたは販売したとされる証券の総額は約10.73億ドルであった。修正訴状では、ニュージャージー州統一証券法に基づく請求のほか、コモン・ロー上の過失による不実表示、詐欺、詐欺的勧誘、エクイティ上の詐欺、詐欺の幫助および教唆ならびにニュージャージー州RICO法違反に関する請求が申し立てられており、かつ三倍損害賠償の請求が含まれている。2016年1月8日、当事者は、本件の和解に合意した。

2012年8月10日、連邦預金保険公社(「FDIC」)は、コロニアル・バンクの管財人として、当社と他の被告らを相手取り、アラバマ州モンゴメリー巡回裁判所において「コロニアル・バンク管財人としての連邦預金保険公社対シティグループ・モーゲージ・ローン・トラスト・インクほか」と題する訴訟を提起した。2014年1月15日、FDICは、ユナイテッド・ウェスタン・バンクの管財人として、当社およびその他を相手取り、コロラド州地方裁判所において「ユナイテッド・ウェスタン・バンクの管財人としての連邦預金保険公社対バンク・オブ・アメリカ・ファンディング・コーポレーションほか」と題する訴訟を提起した。かかる訴訟の訴状においては、当社が、コロニアル・バンクおよびユナイテッド・ウェスタン・バンクがそれぞれ購入したモーゲージ・パススルー証券を販売するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張されていた。2016年1月28日、当事者は、両訴訟の和解に合意した。

2013年8月5日、バーデン・ヴェルテンベルク州立銀行およびその関連会社2社は、当社およびその一部関連会社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所において「バーデン・ヴェルテンベルク州立銀行ほか対モルガン・スタンレーほか」と題する訴状を提出した。訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告らに販売するにあたり、重大な不実表示および不作為を行ったと主張されていた。当社が出資し、引き受けまたは原告らに販売したとされる証券の総額は、約50百万ドルであった。2016年1月20日、当事者は、本訴訟を和解することで原則合意に達した。

2013年8月16日、「全米信用組合監督庁理事会対モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドほか」の原告は、当社およびその一部の関連会社を相手取り、カンザス州米国連邦地方裁判所に訴状を提出した。2013年9月23日、「全米信用組合監督庁理事会対モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドほか」の原告は、当社およびその一部関連会社に対する訴訟をSDNYにおいて提起した。訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託によって発行された一定のモーゲージ・パススルー証券を原告に販売するにあたり、重大な事実に関する不実の陳述を行い、または重大な事実に関する陳述を行わなかったと主張されていた。両訴訟において当社が出資し、引き受けまたは原告らに販売したとされる証券の総額は、それぞれ約567百万ドルおよび417百万ドルであった。訴状では、連邦証券法および州証券諸法令違反が主張され、特に原状回復による損害賠

償および補償的損害賠償が求められていた。2015年11月23日、当事者は、両訴訟の和解に合意した。

2014年9月16日、バージニア州司法長官局は、当社および他の複数の被告らを相手取り、リッチモンド市巡回裁判所において、「インテグラ・アールイーシー・エルエルシーに関するバージニア州対パークレイズ・キャピタル・インクほか」と題するRMBSに関する民事訴訟を提起した。同訴訟においては、当社および他の被告らが、バージニア州退職年金基金の購入したRMBSを裏付けるローンに関して故意に不実表示および不作為を行ったと主張されていた。訴状においては、バージニア州納税者に対する詐欺告発法に基づく請求ならびに現実詐欺および擬制詐欺に関するコモン・ロー上の請求が申し立てられており、特に三倍損害賠償および民事罰が求められている。2016年1月6日、当事者は、本件の和解に合意し、2016年1月28日、本件を再訴不能として却下する命令が登録された。

CDS市場に関する事項

2013年7月1日、欧州委員会(「EC」)は、当社を含む12社の金融機関、国際スワップデリバティブ協会(「ISDA」)およびマークイット・グループ・リミテッド(「マークイット」)ならびに各関連会社に宛てた異議告知書(「S0」)を發し、その受領者らが、2006年から2009年までの間に上場クレジット・デフォルト・スワップ(「CDS」)商品の進展を阻害するため一定の行動を取り、または取ることを拒否して欧州連合競争法に違反したと主張した。2014年1月21日、当社およびその他のS0受領者らは、当該S0に対する回答を提出し、2014年5月12日から同19日までの期間中、ECにおける口頭審理に出席した。2015年12月4日、ECは、当社を含む12社の金融機関に対する反トラスト調査の終結を發表した。

2013年5月以降、当社を含む12社の金融機関、ならびにISDAおよびマークイットは、反トラスト集団訴訟を意図した複数の訴訟の被告とされ、当該訴訟はSDNYにおいて「クレジット・デフォルト・スワップ反トラスト訴訟」と題する単一の手続に併合された。当該訴訟の原告らは、被告らが2008年以降現在に至るまで、上場CDS商品の進展を阻害するため従事したとされる行為に関連して米国反トラスト法に違反したと主張していた。訴状では特に、米国において被告らからCDSを購入した原告らのクラスの認定、三倍損害賠償および差止めによる救済が求められていた。2015年9月30日、当社は、原告らとの間で本件の和解に合意した。当該和解は、2015年10月29日に裁判所による予備承認を受け、現在は裁判所の最終承認を待っている。

偶発事象

訴訟

当社は、通常の業務の過程において、グローバルな総合金融サービス機関としての活動に関連して発生する仲裁、集団訴訟およびその他の訴訟を含む、さまざまな法的措置において被告とされている。実際に提起されたか、または提起されるおそれのある一部の法的措置には、多額の補償的・懲罰的損害賠償の請求や不特定額の損害賠償の請求も含まれる。訴訟によっては、当該訴訟で主たる被告の立場にあったはずの事業体が破綻または財政難に陥っている場合もある。これらの訴訟には、住宅モーゲージおよび信用危機に関連のある事案が含まれるが、これらに限定されない。過去数年間において、金融サービス業界では訴訟ならびに政府機関および

自主規制機関による(公式・非公式の)調査手続が著しく増加している。そのため、当社が損害賠償およびその他の救済の請求にさらされる可能性が高まるものと予想される。当社は以下に重大な損失の発生の可能性が合理的に見込まれ、かつ損失額を合理的に見積もることが可能と当社が考えるすべての個々の法的手続を特定したが、現時点では提起されていない請求、あるいは発生蓋然性や可能性があり損失が合理的に見積もり可能な請求との判断に至っていない請求から重大な損失が発生しないという保証はない。

当社は係属中の各事案において、場合に応じて責任および/または損害賠償金額について異議を申し立てている。入手可能な情報により連結財務諸表日現在で負債が発生している可能性が高いことが示され、かつ当該損失金額を当社が合理的に見積もることができる場合には、当社は損失見積額を損益計算書に費用計上している。当社は、2015年、2014年および2013年に、それぞれ563百万ドル、3,364百万ドルおよび1,941百万ドルの訴訟費用を計上した。当社の将来の訴訟費用は、当社を含むグローバル金融サービス企業に影響を及ぼす政府機関による調査や民間訴訟の現状に鑑みて、期間ごとに変動する可能性がある。

しかしながら多くの手続および調査において、損失発生蓋然性が高いかどうかはもとより可能性があるかどうかの判断や損失額の見積もりは、本来的に困難である。加えて、損失が発生する可能性があるとしても、あるいは損失エクスポージャーが従前に認識した偶発損失に対する計上済み負債を超過するとしても、見込まれる損失規模または損失範囲を合理的に見積もることは必ずしも可能ではない。

一部の法的手続および調査については、特に事実が明らかにされつつあるか、あるいは争われている手続および調査の場合や原告または政府機関が多額または不特定金額の損害賠償、原状回復、不当利得の返還または罰金を請求している手続および調査の場合には、当社は当該損失を合理的に見積もることができない。法的手続または調査についての損失もしくは追加的損失またはこれらの範囲を合理的に見積もることが可能になるためには、それに先立って、長期に及ぶ可能性のある重要事実の証拠開示手続および決定、クラス認定上の争点の確定、および損害賠償その他の救済の金額の算定などのプロセスを経て、また当該手続または調査に関連する新規または未解決の法律問題への対応などにより、多くの問題を解決する必要があると考えられる。

その他の一部法的手続および調査について、当社は合理的に発生可能性のある損失、追加的損失、損失の範囲または計上済みの金額を超過する追加的損失の範囲を見積もることが可能であるが、法律顧問と協議のうえ、現時点で知る限りにおいて、当該損失は以下に言及する事項を除いて、当社の連結財務諸表全体に対して重大な悪影響を及ぼすことはないと考えている。

2010年7月15日、CDIBは当社を相手取り、「中華開発工業銀行対モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドほか」と題する訴訟を提起し、同訴訟はニューヨーク州高位裁判所において係属中である。請求内容は、STACK・2006-1・CDOのスーパー・シニア部分を参照する275百万ドルのクレジット・デフォルト・スワップに関連している。訴状では、コモン・ロー上の詐欺、詐欺的勧誘および詐欺的隠蔽に関する請求が申し立てられており、当社がCDIBに対し、STACK・2006-1・CDOのリスクについて不実表示を行い、またCDIBとのクレジット・デフォルト・スワップ締結時点で当該CDOの裏付資産が粗悪であることを当社が認識していたと主張されている。訴状においては、クレジット・デフォルト・スワップに基づく約

228百万ドルとCDIBが主張する既損失額に係る補償的損害賠償、CDIBによる12百万ドルの追加支払義務の無効化、懲罰的損害賠償、エクイティに基づく救済、手数料および費用の賠償が求められている。2011年2月28日、裁判所は、当社による訴状却下の申立てを否認した。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、約240百万ドルに判決前および判決後の利息、手数料および諸費用を加算した額を上限とする損失を被る可能性があると考えている。

2012年8月7日、ユーエス・バンクは、モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-4SLおよびモーゲージ・パススルー証券、シリーズ2006-4SLを代理して、当社を相手取り、上記の受託者としての資格において訴訟を提起した。本件は、「モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-4SLほか対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インク」と題され、ニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約303百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状では特に、取引の基礎となるモーゲージ・ローンの購入契約の無効化、特定履行および不特定額の損害賠償ならびに利息等による救済が求められている。2014年8月8日、裁判所は、当社による却下申立ての一部を認容し、一部を否認した。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、当社が買戻しを請求されたものの、これに応じなかったモーゲージ・ローンの当初未払残高総額約149百万ドルに判決前および判決後の利息、手数料および諸費用を加算した額を上限とする損失を被る可能性があると考えているが、原告は争点となるローンの件数を増やすよう求めているため、当社が被る可能性のある損失の範囲は拡大するおそれがある。

2012年8月8日、ユーエス・バンクは、モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-14SL、モーゲージ・パススルー証券、シリーズ2006-14SL、モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2007-4SLおよびモーゲージ・パススルー証券、シリーズ2007-4SLを代理して、当社を相手取り、上記の受託者としての資格において訴訟を提起した。本件は、「モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-14SLほか対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インクの持分譲受人であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシー」と題され、ニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該各信託の各ローン(当初元本残高それぞれ約354百万ドルおよび305百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状では特に、取引の基礎となるモーゲージ・ローンの購入契約の無効化、特定履行および不特定額の損害賠償ならびに利息等による救済を求めている。2013年8月16日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、当社が買戻しを請求されたものの、これに応じなかったモーゲージ・ローンの当初未払残高総額約527百万ドルに判決前および判決後の利息、手数料および諸費用を加算した金額を上限とする損失を被る可能性があると考えているが、原告は争点となるローンの件数を増やすよう求めているため、当社が被る可能性のある損失の範囲は拡大するおそれがある。

2012年9月28日、ユーエス・バンクは、モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-13ARXを代理して、当社を相手取り、上記の受託者としての資格において、「モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-13ARX対モルガン・スタンレー・モーゲ

ージ・キャピタル・インクの持分譲受人であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシー」と題する訴訟を提起し、同訴訟はニューヨーク州高位裁判所において係属中である。原告は、2013年1月17日に修正訴状を提出した。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約609百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。修正訴状においては、とりわけ、宣言的判決、特定履行および不特定額の損害賠償ならびに利息等による救済が求められている。裁判所は、2014年9月30日付けの命令により、当社による修正訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。2015年7月13日、原告は、裁判所が2014年9月30日に下した決定につき上訴手続を完了した。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、当社が買戻しを請求されたものの、これに応じなかったモーゲージ・ローンの当初未払残高総額約170百万ドルに判決前および判決後の利息、手数料および諸費用を加算した金額を上限とする損失を被る可能性があると考えているが、原告は争点となるローンの件数を増やすよう求めているため、当社が被る可能性のある損失の範囲は拡大するおそれがある。

2013年1月10日、ユーエス・バンクは、モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-10SLおよびモーゲージ・パススルー証券、シリーズ2006-10SLを代理して、当社を相手取り、上記の受託者としての資格において訴訟を提起した。本件は「モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2006-10SLほか対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インクの持分譲受人であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシー」と題され、ニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約300百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状では、特に、当社に対する、取引書類に定めるローン契約違反救済手続の遵守命令、不特定額の損害賠償および利息等による救済が求められている。2014年8月8日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、当社が買戻しを請求されたものの、これに応じなかったモーゲージ・ローンの当初未払残高総額約197百万ドルに判決前および判決後の利息、手数料および諸費用を加算した金額を上限とする損失を被る可能性があると考えているが、原告は争点となるローンの件数を増やすよう求めているため、当社が被る可能性のある損失の範囲は拡大するおそれがある。

2013年5月3日、「ドイツ信用協同組合中央金庫ほか対モルガン・スタンレーほか」の原告らは、当社および一部の関連会社ならびに他の被告らを相手取り、ニューヨーク州高位裁判所に訴状を提出した。訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告らに販売するにあたり、重大な不実表示および不作為を行ったと主張されている。当社が出資し、引き受けまたは原告らに販売したとされ、本件において現在係争中の証券の総額は、約644百万ドルであった。訴状では、当社に対する訴訟原因として、コモン・ロー上の詐欺、詐欺的隠蔽、詐欺の幫助および教唆、過失による不実表示ならびに契約無効化が主張されており、特に、補償的・懲罰的損害賠償が求められている。2014年6月10日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。2015年6月12日、当社は、かかる決定につき上訴手続を完了した。2015年12月25日現在、本件において係争中のモーゲージ・パススルー証券の未払残高は、約269百万ドルであ

り、当該証券については約83百万ドルの実損失が発生した。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、これら証券の未払残高の269百万ドル(発生した損失を加算)と当社に対する判決時または売却時のこれら証券の公正市場価額との差額に判決前および判決後の利息、手数料および諸費用を加算した金額を上限とする損失を被る可能性があると考えている。当社は、これらの損失の一部を免責される権利を得る可能性がある。

2013年7月8日、ユーエス・バンク・ナショナル・アソシエーションは、受託者としての資格において、当社を相手取り、「モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2007-2AX(MSM 2007-2AX)の受託者としての資格のみにおけるユーエス・バンク・ナショナル・アソシエーション対モルガン・スタンレーモーゲージ・キャピタル・インクの合併承継会社であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーおよびグリーンポイント・モーゲージ・ファンディング・インク」と題する訴状を提出し、同訴訟はニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状では、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約650百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状においてはとりわけ、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、不特定額の損害賠償および利息等による救済が求められている。2013年8月22日、当社は訴状却下の申立てを行った。2014年11月24日、かかる申立ての一部は認容され、一部は否認された。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、当社が買戻しを請求されたものの、これに応じなかったモーゲージ・ローンの当初未払残高総額約240百万ドルに判決前および判決後の利息、手数料および諸費用を加算した金額を上限とする損失を被る可能性があると考えているが、原告は争点となるローンの件数を増やすよう求めているため、当社が被る可能性のある損失の範囲は拡大するおそれがある。

2014年4月28日、ドイチェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニーは、モルガン・スタンレー・ストラクチャード・トラスト・ワン2007-1の受託者としての資格において、当社を相手取り訴訟を提起した。本訴訟は「ドイチェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニー対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシー」と題され、SDNYにおいて係属中である。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約735百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状では、特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、不特定額の補償的損害賠償または原状回復による損害賠償、利息および費用等による救済が求められている。2015年4月3日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、当社が買戻しを請求されたものの、これに応じなかったモーゲージ・ローンの当初未払残高総額約292百万ドルに判決前および判決後の利息、手数料および諸費用を加算した金額を上限とする損失を被る可能性があると考えているが、原告は争点となるローンの件数を増やすよう求めているため、当社が被る可能性のある損失の範囲は拡大するおそれがある。

2015年1月23日、ドイチェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニーは、受託者としての資格において、当社を相手取り、「モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト2007-NC4の受託者としての資格のみにおけるドイチェ・バンク・ナシ

ナル・トラスト・カンパニー対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インクの合併承継会社であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーおよびモルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク」と題する訴状を提出し、同訴訟はニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反の請求がなされており、また、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約10.5億ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状においては、特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、補償的損害賠償、結果的損害賠償、原状回復による損害賠償、エクイティ上の損害賠償および懲罰的損害賠償、弁護士費用その他の関連経費および利息等による救済が求められている。2015年10月20日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、当社が証券保有者およびモノライン保険会社から買戻しを請求されたものの、これに応じなかったモーゲージ・ローンの当初未払残高総額約277百万ドルに判決前および判決後の利息、手数料および諸費用を加算した金額を上限とする損失を被る可能性があると考えているが、原告は争点となるローンの件数を増やすよう求めているため、当社が被る可能性のある損失の範囲は拡大するおそれがある。

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

以下の情報は、2016年2月23日に米国証券取引委員会(「SEC」)に提出した当社の2015年12月31日終了年度の様式10-Kによる年次報告書を出典としている。

概説

モルガン・スタンレーは金融持株会社であり、法人・機関投資家向け証券業務、ウェルス・マネジメント業務および投資運用業務のいずれの事業セグメントにおいても、市場で重要な地位を維持するグローバルな金融サービス会社である。モルガン・スタンレーは、法人、政府機関、金融機関および個人を含む広く多様な取引先および顧客に対し、各子会社および関連会社を通じて広範な商品とサービスを提供している。文脈により別の解釈が必要な場合を除き、「モルガン・スタンレー」または「当社」とは、モルガン・スタンレー(「親会社」)とその連結子会社を指す。

当社の各事業セグメントの顧客ならびに主要な商品およびサービスの内容は次のとおりである。

法人・機関投資家向け証券業務

法人、政府機関、金融機関および富裕層から超富裕層までの個人顧客に対し、投資銀行業務、セールス・トレーディング業務およびその他業務を提供する。投資銀行業務には、資本調達およびファイナンシャル・アドバイザー業務(債券、株式およびその他の有価証券の引受けに関する業務や、合併および買収、リストラクチャリング、不動産金融ならびにプロジェクト・ファイナンスに関する助言の提供等)が含まれる。セールス・トレーディング業務には、株式および債券商品(外国為替およびコモディティを含む。)のセールス、ファイナンスおよびマーケットメイク業務、ならびにプライム・ブローカレッジ業務が含まれる。その他業務には、法人貸付業務ならびにクレジット商品、クレジット投資およびクレジット・リサーチが含まれる。

ウェルス・マネジメント業務

個人投資家や中小規模の事業者および機関に対して、仲介・投資助言業務、債券のマーケットメイク業務、資産運用・財形プランニング業務、年金および保険商品、クレジットその他の貸付商品、銀行業務、ならびに退職制度関連業務等、広範囲にわたる金融サービスおよび金融ソリューションを提供する。

投資運用業務

法人・機関投資家および仲介機関全般にわたる各種の顧客グループに対し、各地域、各資産クラスおよび各公開・未公開市場に及ぶ多岐にわたる投資戦略および投資商品を提供する。法人・機関投資家顧客には、確定給付年金/確定拠出年金、財団、寄付基金、政府機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、保険会社、第三者ファンド出資者および法人が含まれる。個人顧客は、仲介機関(関連販売業者およびそれ以外の販売業者を含む。)を通じてサービスを受ける。戦略および商品には、従来型資産運用(株式、債券、流動性商品、オルタナティブ投

資およびマネージド・フューチャーズ商品、ならびにマーチャント・バンキングおよび不動産投資等)が含まれる。

事業売却

2015年11月1日、当社は、コモディティ部門のグローバル石油取引事業をキャッスルトン・コモディティーズ・インターナショナル・エルエルシーに売却する取引を完了した。約71百万ドルの売却損失はその他の収益において認識された。

2014年7月1日、当社は、石油の保管、マーケティングおよび輸送に従事する米国拠点の会社であるトランスモンターニュ・インクの所有持分ならびに関連する実在庫および一定のターミナル保管契約に基づく当社の引受債務を、NGLエネルギー・パートナーズ・エルピーに対して売却する取引を完了した。112百万ドルの売却益はその他の収益に計上された。

2014年3月27日、当社は、カナダに2つの流通ターミナルを有する石油製品共同保管ターミナル運営会社であるカンターム・カナディアン・ターミナルズ・インクの売却取引を完了した。売却益は約45百万ドルであり、その他の収益に計上された。

2. 主要な経営指標等の推移

以下の情報は、2016年2月23日にSECに提出した当社の2015年12月31日終了年度の様式10-Kによる年次報告書からの抜粋である。

		モルガン・スタンレー 抜粋財務データ				
		2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
損益計算書データ(単位：百万ドル)：						
収益：						
非金利収益合計		32,062	32,540	31,715	26,383	31,953
	受取利息	5,835	5,413	5,209	5,692	7,234
	支払利息	2,742	3,678	4,431	5,897	6,883
	純利息	3,093	1,735	778	(205)	351
	純収益	35,155	34,275	32,493	26,178	32,304
非金利費用：						
	人件費	16,016	17,824	16,277	15,615	16,325
	その他	10,644	12,860	11,658	9,967	9,792
	非金利費用合計	26,660	30,684	27,935	25,582	26,117
	法人所得税計上前継続事業利益	8,495	3,591	4,558	596	6,187
	法人所得税	2,200	(90)	902	(161)	1,491
	継続事業利益	6,295	3,681	3,656	757	4,696
非継続事業：						
	法人所得税計上前非継続事業利益(損失)	(23)	(19)	(72)	(48)	(170)
	法人所得税	(7)	(5)	(29)	(7)	(119)
	非継続事業利益(損失)	(16)	(14)	(43)	(41)	(51)
	純利益	6,279	3,667	3,613	716	4,645
	償還可能非支配持分に帰属する純利益(1)	—	—	222	124	—
	償還不能非支配持分に帰属する純利益(1)	152	200	459	524	535
	モルガン・スタンレーに帰属する純利益	6,127	3,467	2,932	68	4,110
	優先株配当等	456	315	277	98	2,043
	モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)(2)	5,671	3,152	2,655	(30)	2,067
モルガン・スタンレーに帰属する金額：						
	継続事業利益	6,143	3,481	2,975	138	4,168
	非継続事業利益(損失)	(16)	(14)	(43)	(70)	(58)
	モルガン・スタンレーに帰属する純利益	6,127	3,467	2,932	68	4,110
1株当たりデータ(単位：株式数を除き、ドル)：						
基本的普通株式1株当たり利益(損失)：						
	継続事業利益	2.98	1.65	1.42	0.02	1.28
	非継続事業利益(損失)	(0.01)	(0.01)	(0.03)	(0.04)	(0.03)
	基本的普通株式1株当たり利益(損失)	2.97	1.64	1.39	(0.02)	1.25
希薄化後普通株式1株当たり利益(損失)：						
	継続事業利益	2.91	1.61	1.38	0.02	1.27
	非継続事業利益(損失)	(0.01)	(0.01)	(0.02)	(0.04)	(0.04)
	希薄化後普通株式1株当たり利益(損失)	2.90	1.60	1.36	(0.02)	1.23

普通株式1株当たり簿価(3)	35.24	33.25	32.24	30.70	31.42
普通株式1株当たり宣言済み配当	0.55	0.35	0.20	0.20	0.20
流通普通株式の平均株式数(2)					
基本的	1,909,116,527	1,923,805,397	1,905,823,882	1,885,774,276	1,654,708,640
希薄化後	1,952,815,453	1,970,535,560	1,956,519,738	1,918,811,270	1,675,271,669

貸借対照表およびその他の営業データ
(単位：利益率を除き、百万ドル)：

トレーディング資産	228,280	256,801	280,744	267,603	275,353
ローン(4)	85,759	66,577	42,874	29,046	15,369
総資産	787,465	801,510	832,702	780,960	749,898
総預金	156,034	133,544	112,379	83,266	65,662
長期借入債務	153,768	152,772	153,575	169,571	184,234
モルガン・スタンレー株主資本	75,182	70,900	65,921	62,109	62,049
平均普通株主資本利益率(5)	8.5%	4.8%	4.3%	N/M	3.8%

N/M — 数値が僅少であることを表す。

- (1) 当社とシティグループ・インクとの個人向け証券合併事業の所有権(2012年9月17日まで51%、2013年6月28日まで65%および2013年6月28日以降100%)を反映している。
- (2) 基本的および希薄化後普通株式1株当たり利益(損失)の算出基準となる金額。
- (3) 普通株式1株当たり簿価は、普通株主資本(2015年12月31日現在67,662百万ドル、2014年12月31日現在64,880百万ドル、2013年12月31日現在62,701百万ドル、2012年12月31日現在60,601百万ドルおよび2011年12月31日現在60,541百万ドル)を流通普通株式数(2015年12月31日現在1,920百万株、2014年12月31日現在1,951百万株、2013年12月31日現在1,945百万株、2012年12月31日現在1,974百万株および2011年12月31日現在1,927百万株)で除して得られる。
- (4) 投資目的保有ローンおよび売却目的保有ローンを含むが、連結貸借対照表上のトレーディング資産に含まれる公正価額のローンを除く金額。
- (5) 平均普通株主資本利益率の計算は、モルガン・スタンレーに帰属する純利益から優先配当を差し引いた額の平均普通株主資本に対する割合から得られる。平均普通株主資本利益率は、一般に公正妥当と認められる会計原則によらない(「GAAPによらない」)財務評価であり、当社はこれを、業績の評価にあたって当社および投資家が用いるのに有用な手段であると捉えている。